

2014年度 東京都予算編成に対する要望

日本共産党東京都議会議員団

2013年12月19日

東京都知事 殿

2013年12月19日

日本共産党東京都議会議員団

2014年度東京都予算編成に対する要望について

10数年にわたる勤労者所得の後退と格差の拡大、消費不況と大企業優遇の下での中小企業・商店街の衰退のなかで、異常な景気低迷が続き、都民のくらしの困難が深刻化しています。

ところが安倍内閣は、大企業への減税とばらまきを進める一方、消費税増税で家計や中小企業から吸い上げるとともに、社会保障の改悪や解雇規制の緩和を強行しようとしています。これを放置すれば都民のくらしも経済も壊滅的打撃を受けることは必至です。

東京都は国の悪政に反対し、都民のくらしと雇用を守り、東京の地域経済を守り底上げするために全力をあげるべきです。

よって来年度予算編成にあたっては、法人事業税の暫定措置の撤廃、法人住民税の新たな国税化の中止を国に強力に働きかけることはもちろん、大企業や富裕層からの税収増と、1兆円を超える活用可能な都の基金を活用するとともに、外郭環状道路など不要不急の大型事業の中止と抜本の見直しなどにより、都民のための財源を確保することが求められています。そして、都民のくらしや営業への支援、少子高齢化対策の充実などを最重点にするとともに、オリンピック東京開催についてはオリンピック憲章にもとづき、国民・都民の生活や環境と調和のとれたものとして成功させるよう力をつくすべきです。

日本共産党はこの立場から、多数の都民や団体からの切実な要望を反映させた「2014年度東京都予算編成に対する要望」を取りまとめました。都として最大限、具体化するよう強く要望するものです。

目 次

| | |
|--------------------------------|----|
| <1> くらしと雇用への支援を強化する | 1 |
| 1 就労支援と公共職業訓練の充実、雇用環境の改善 | 1 |
| 2 生活支援の充実 | 4 |
| <2> 少子化克服にむけた総合対策をすすめる | 6 |
| 3 貧困打開、子どもの権利保障など子育て支援の充実 | 6 |
| 4 待機児ゼロにむけた保育の充実 | 7 |
| 5 ひとり親家庭への支援と女性福祉の充実 | 9 |
| 6 社会的養護の充実 | 10 |
| 7 児童虐待防止対策の強化 | 12 |
| <3> 高齢者福祉にあらためて光をあてて拡充する | 13 |
| 8 高齢者の医療の充実 | 13 |
| 9 介護への支援と負担軽減の推進 | 14 |
| 10 特別養護老人ホームなどの施設と住まいの整備 | 14 |
| 11 高齢者の福祉の充実 | 16 |
| <4> 保健・医療の充実をすすめる | 17 |
| 12 都立病院、公社病院の充実 | 17 |
| 13 医療・看護の充実 | 19 |
| 14 保健、公衆衛生の充実 | 23 |
| <5> 障害者や難病患者の生活と権利をまもる | 29 |
| 15 障害者の全面参加と平等の推進 | 29 |
| 16 難病患者などへの支援の充実 | 36 |
| <6> 福祉をささえる基盤をかためる | 38 |
| 17 地域福祉の推進と福祉人材への支援 | 38 |
| 18 福祉のまちづくり、ユニバーサルデザインの推進 | 39 |
| <7> 中小企業、農林水産業への支援を拡充する | 40 |
| 19 中小企業の振興にむけた総合対策、資金繰りへの支援の強化 | 40 |
| 20 ものづくりへの支援の強化 | 43 |
| 21 地域・消費者に魅力ある商店街づくりへの支援 | 45 |
| 22 中小建設業への支援の強化 | 48 |
| 23 業種別支援の充実 | 49 |
| 24 農林水産業への支援の強化 | 50 |
| <8> 30人学級実現、どの子ども大切にしている教育のために | 53 |
| 25 30人学級実現、「いじめ」問題の解決 | 53 |
| 26 小中学校の教育条件の充実 | 53 |
| 27 都立高校の教育条件の充実 | 55 |
| 28 不登校支援・日本語教育など、きめ細かい教育支援の充実 | 57 |
| 29 管理統制、競争教育の是正 | 58 |
| 30 私学教育の振興にむけた支援の強化 | 58 |

| | |
|---------------------------------------|-----|
| <9> すべての障害児にゆきとどいた教育の保障を | 60 |
| 3 1 特別支援学校の教育条件の充実 | 60 |
| 3 2 小中高等学校における特別支援教育の充実 | 63 |
| 3 3 放課後、卒後対策の充実 | 64 |
| <10> 社会教育、大学、青少年への支援を強化する | 64 |
| 3 4 社会教育の充実 | 64 |
| 3 5 首都大学東京などの教育・研究条件の充実 | 65 |
| 3 6 青少年施策の充実 | 66 |
| <11> オリンピック成功に取り組み、スポーツ・文化振興を強化する | 66 |
| 3 7 東京オリンピック成功への取り組み | 66 |
| 3 8 都民のスポーツ振興 | 67 |
| 3 9 芸術文化の振興 | 68 |
| <12> 男女平等、消費者行政、卸売市場を拡充する | 68 |
| 4 0 男女平等と女性の地位向上・権利をまもる施策の推進 | 68 |
| 4 1 消費者行政の充実 | 70 |
| 4 2 築地市場の豊洲移転中止・現在地再整備、卸売市場の充実 | 72 |
| <13> 防災対策と放射能への対応を抜本的に強化する | 73 |
| 4 3 震災対策の抜本的強化 | 73 |
| 4 4 消防・救急体制の充実 | 78 |
| 4 5 豪雨・風水害対策の強化 | 79 |
| 4 6 東日本大震災・原発事故の被災地・都内避難者への支援の充実 | 80 |
| 4 7 放射能から子どもたちを守るために | 81 |
| <14> 原発ゼロ・再生可能エネルギーへの転換をすすめ、環境対策を強化する | 83 |
| 4 8 原発ゼロ、再生可能エネルギーへの転換の促進 | 83 |
| 4 9 地球温暖化、ヒートアイランド対策の推進 | 84 |
| 5 0 緑の保全・拡大、自然との共生の推進 | 85 |
| 5 1 大気汚染などの公害対策、アスベスト対策の強化 | 86 |
| 5 2 省資源・リサイクル、廃棄物対策の強化 | 88 |
| <15> 生活基盤の整備をすすめる | 89 |
| 5 3 「居住の権利」を保障する住宅施策への転換 | 89 |
| 5 4 都市交通・公共交通の整備、交通バリアフリーの推進 | 93 |
| 5 5 防犯対策の推進 | 95 |
| 5 6 上下水道の充実 | 95 |
| <16> 都民が主人公の都市づくり・行財政運営に転換する | 96 |
| 5 7 東京一極集中の是正、持続可能な都市づくりへの転換 | 96 |
| 5 8 過大な港湾整備、臨海開発の見直し | 98 |
| 5 9 都民施策優先の行財政運営への転換 | 99 |
| <17> 多摩・島しょの振興をすすめる | 101 |
| 6 0 多摩格差の解消 | 101 |
| 6 1 大島町の復旧・復興支援をはじめ、島しょ振興の推進 | 106 |
| <18> 非核・平和の東京を実現する | 112 |
| 6 2 米軍基地のない非核・平和の東京の実現 | 112 |

〈1〉 くらしと雇用への支援を強化する

| |
|-----------------------------------|
| <h3>1 就労支援と公共職業訓練の充実、雇用環境の改善</h3> |
|-----------------------------------|

(1) ブラック企業対策をすすめる

- ①事業者に対し、労働関係法令の遵守、およびセクハラやパワハラは人権侵害であることを周知、徹底すること。労働者、とくに若年者むけに、労働法などを解説した冊子を増刷して、身近な所で入手できるようにし、普及・啓発をすすめること。ITをふくむ多様なメディアを使い、雇用ルールの普及キャンペーンを行うこと。
- ②大企業での適正な労働環境を確保するため、啓発活動を行うこと。
- ③法令違反を繰り返したり、裁判所・労働委員会で法令違反の判決・命令が出された都内大企業については、都として公表するとともに、区市町村へも情報提供すること。公共事業の入札等に際し、こうした情報を考慮すること。
- ④都として新規学卒者の離職率が高い都内大企業について、その企業名を公表すること。

(2) 就労支援、雇用環境改善対策を抜本的に強化する

- ①全庁横断的な「雇用対策本部」を設置し、雇用・就労対策を抜本的に強化すること。
- ②求人開拓と職業訓練をセットで行い、就職面接にも付き添いアドバイスするなど、手厚い支援を無料でい正規雇用に結びつける若者雇用支援を、都として実施すること。
- ③都独自に、都内企業労働者の最低賃金を時給1000円以上にする「東京ルール」や、公契約条例をつくるなど、人間らしく生活できる雇用環境確保対策を実施すること。そのために負担が増加する中小企業への支援策をあわせて実施すること。
- ④大企業に対し、非正規労働者の正規社員化の実施、新卒者の採用を増やすよう働きかけること。
- ⑤東京都しごとセンターを直営にし、飯田橋、国分寺以外にも、南部、東部、北部そして多摩地域に複数設置するなど、身近な所で就労支援等が受けられるようにすること。区市町村がこのような就労支援が行えるよう、都として支援を行うこと。
- ⑥労働相談情報センターの労働相談員を増員するとともに、各センターで予約なしでも電話相談に応じ、労働相談、労働実態調査などの機能を拡充・強化すること。メンタルヘルスの相談体制を拡充すること。統廃合は行わないこと。
- ⑦都有施設の指定管理者、その再委託先に対し、労働関係法令等の遵守を義務づけるとともに、都として指定管理者の選定や管理運営状況のチェックを行い、適切な労働環境を確保すること。
- ⑧職場のメンタルヘルス対策を中小企業が推進できるよう支援策を実施すること。
- ⑨女性、若年者、パート、フリーター、派遣労働者、ニート、無業者等の総合実態調査を拡充し、就職希望にそって支援を行うこと。
- ⑩勤労者福祉支援サービスを実施しているすべての区市町村への運営費助成を再開すること。
- ⑪中小企業従事者に対する生活資金や子育て・介護等の融資制度を拡充すること。

(3) 雇用創出、非常勤職員および臨時職員の待遇改善

- ①教員や消防隊員、看護師などの都の正規職員の採用を増やすこと。
- ②都職員の雇用政策について、低賃金の非正規労働者の増員政策から、正規労働者を中心にすえ、人間らしく働ける労働環境、ディーセント・ワークの確保をすすめること。
- ③非常勤職員の雇用と待遇の実態調査を行うこと。正規・非正規の均等待遇にむけ、時給1000円以上とするとともに、交通費を実費支給すること。希望する臨時職員は社会保険に加入できるようにすること。任用期間を2カ月以内から6カ月以内に改善すること。一方的な雇い止めは行わないこと。
- ④認可保育所、特別養護老人ホームの整備などによって雇用を創出し、利用者に役立つとともに、建設業者や商店街も同時にうろう「福祉充実・雇用拡大のセット事業」を推進すること。
- ⑤再生可能エネルギーなど中小企業を中心とした新産業の育成で、雇用を創出すること。

(4) 公共職業訓練、職業教育の充実

- ①職業能力開発校を拡充・増設し、施設内訓練の定員、訓練科目、校内の機器などを大幅に拡充すること。都民、学校に対する職業能力開発校の広報を強化すること。
- ②求人開拓、公共職業訓練をセットで行い、失業者、非正規労働者の正規雇用を支援すること。
- ③城東職業能力開発センター（亀戸校）を改修し、再開すること。
- ④職業能力開発校の普通課程の授業料を無料に戻すこと。
- ⑤住まいのない受講者のために、寮や住宅を確保すること。
- ⑥希望者への職業訓練中の保育を継続・拡充すること。
- ⑦民間委託訓練の受講環境の改善、就職支援活動を充実すること。
- ⑧中小企業が取り組む職業訓練に対して、助成を行うこと。
- ⑨高校卒業者などを対象にした、1～2年課程の無料の職業訓練カレッジを、都として創設すること。

(5) 緊急雇用対策の継続・拡充

- ①「緊急雇用対策事業」を都として復活・継続すること。国に対して基金事業の継続を要請すること。
- ②「東京都緊急雇用創出区市町村補助金」に替わる新たな制度を創設すること。

(6) 若者の就労支援の強化、不安定雇用の解消対策の推進

- ①就職できずにいる新卒者、若年者の実態を把握するとともに、都として仕事が見つかるまで無償で公共職業訓練を実施するなど、若年者に対する就職支援事業を抜本的に拡充すること。
- ②若年者の早期離職防止・職場定着促進にむけた支援を実施すること。
- ③若者の正規雇用化を支援する事業を推進・強化すること。正規雇用の拡大に取り組む中小企業に対する助成を継続・拡充すること。
- ④若者の現場実習・インターンシップを受け入れる中小企業への財政支援、受入企業の開拓などを推進すること。
- ⑤就職活動中の大学・高校生のための合同就職相談会、企業への採用枠拡大の要請、中小企業団体が開催する就職相談会への助成など、新卒者就職対策を抜本的に強化すること。
- ⑥学校の求人開拓や就職面接会などに助成すること。都としても、就職面接会を各地で開催するなど、就活支援を拡充すること。
- ⑦空き店舗等を利用した若者の開業・創業を支援するため、起業助成金の支給、家賃補助や経営相談など、資金力と経験に乏しい若者を応援する仕組みをつくること。
- ⑧労働法規や社会保険の基礎知識を、全ての学校で学習できるようにすること。

(7) 仕事と子育て・介護の両立支援、ワーク・ライフ・バランスの推進

- ①仕事と育児・介護の両立支援に取り組む中小企業への助成を継続・拡充し、父親の育休取得支援を助成対象にすること。また、融資・公契約における優遇を実施すること。
- ②育児休業や育児期の短時間勤務制度の充実・普及、父親の育児休業割当（パパ・クォータ）制度の導入、残業の抑制、正規・非正規社員の均等処遇をはじめ、働き方の改革「東京ルール」の確立・合意形成をすすめること。
- ③介護により離職せざるをえない就業者がいる中小企業へ支援すること。
- ④ワーク・ライフ・バランス推進に取り組む中小企業への支援を拡充すること。

(8) 中高齢者の就業対策の強化

- ①中高年齢者の就労を支援するために、求人開拓、職業紹介、就業相談、情報収集と提供、職業訓練などを総合的に行うセンターを開設すること。同様の区市町村のセンター設置を支援すること。および、正規従業員化への支援をすること。
- ②中高年齢者を受け入れる中小企業に対して、受入支援をすること。
- ③高齢者の就労要求、就労実態など、実態調査を行うこと。
- ④高齢者が安心して働けるよう、公的就労事業を確立すること。
- ⑤区市町村が実施する高齢者の雇用就業促進事業に対し、財政支援を行うこと。仕事の発注を増やすこと。
- ⑥高齢者就労支援に取り組むNPO法人などを育成するとともに、随意契約を含め仕事の発注を増やすこと。案内パンフレットを都の窓口にも置くなど、活動支援をすること。
- ⑦アクティブシニア就業支援センター事業に対する助成を拡充し、実施自治体を増やすこと。
- ⑧シルバー人材センターでの高齢者の就業環境を適切なものとなるよう徹底すること。
- ⑨シルバー人材センター会員の請負作業中にけがなどに対する健康保険や労災保険の適用について、国に要請するとともに、都として巡回指導などをおこない安全に就業できるよう環境を確保できるようにすること。

(9) 障害者の就業対策の強化

- ①障害者雇用を受入れる中小企業などへ、都独自の助成や、施設整備の改造費等への上のせ助成を行うこと。
- ②障害者の就業と生活の一体的支援を行う障害者就業・生活支援センターの増設を促進すること。職場定着のための援助者であるジョブコーチの養成を拡充すること。ジョブコーチに研修時、援助時の交通費を支給すること。
- ③東京障害者職業能力開発校の実務作業コースを充実させるとともに、知的障害者、発達障害者、精神障害者の訓練ができるよう、拡充・増設すること。
- ④心身障害者職能開発センターにおける職業訓練機能を、拡充すること。
- ⑤東京都、都教委、都の公営企業、監理団体等は、法定雇用率を守ることはもとより、障害者の雇用を拡大すること。パーキンソン病など障害者手帳をもたない障害者の雇用を拡充すること。
- ⑥不況のもとで、ますます深刻になっている障害者の雇用の実態を都として調査し、障害者の職場開拓、定着等、現在の困難な就職状況にあった体制をとれるよう、職員体制を拡充すること。

2 生活支援の充実

(1) 消費税増税の中止

- ①来年4月に予定している消費税増税を中止するよう国につよく求めるとともに、低所得世帯をはじめとした都民の生活支援を抜本的に強化すること。
- ②都営交通運賃や上下水道料金など都における公共料金は、値上げしない措置をとること。

(2) 国民健康保険料（税）等の負担軽減

- ①国民健康保険料（税）、介護保険料、後期高齢者医療保険料を引き下げのため、区市町村や後期高齢者医療広域連合に対し、都として新たな財政支援を実施すること。

(3) 国民健康保険の充実

- ①国に対し、2016年実施予定の国民健康保険事業の広域化をやめ、国庫負担を抜本的に増やすよう求めること。
- ②国民健康保険料（税）の値上げをおさえ、引き下げができるよう、区市町村や国保組合への補助を拡充すること。
- ③23区国保料の算定方式見直しにともなう新たな減額措置は、来年度以降も縮小せずに継続できるよう財政支援を行うこと。
- ④区市町村への補助金について、都独自に実施している医療費助成による医療費波及の減額分を全額交付すること。
- ⑤医療費窓口負担および保険料の任意減免がひろがるよう、区市町村に対する財政支援を行うこと。
- ⑥短期保険証、資格証明書発行の義務規定の削除を国に求めるとともに、被保険者証を全世界帯に発行し、保留・留め置きをなくすよう、区市町村に働きかけること。
- ⑦滞納世帯への差押えは悪質な事例に限り、滞納世帯の状況を具体的に把握して丁寧な対応を行うとともに、生計費に対する差押えは行わないよう区市町村に対して指導すること。
- ⑧無保険者の実態調査を、区市町村と協力して実施すること。
- ⑨国保組合に対する都費補助金は、東京都国民健康保険委員会の答申をふまえ、医療費、経費の増嵩分をふくむ現行水準を確保すること。国民健康保険組合を育成・強化すること
- ⑩建設国保組合が実施する、生活習慣病予防対策事業や、アスベスト疾患を含むがん対策事業への財政支援を拡充すること。

(4) 住まい・雇用・生活の一体的支援の推進

- ①貸付中心でなく、返済不要の給付を基本にすえた都独自の「第2のセーフティネット」を構築すること。低所得者、離職者等に対する生活資金助成、家賃助成や、「緊急生活応援手当」を都として実施すること。
- ②生活困窮者に対し、コミュニティ・ソーシャルワーカーを中心に、経済的援助もふくめて総合的に支援する事業を、大阪府社会福祉協議会が実施している「社会貢献事業」にも学び、都として創設すること。
- ③低所得者、離職者等のために、民間住宅の借り上げや、都営住宅、公社一般賃貸住宅の活用等により、低家賃の住宅を確保・提供するとともに、生活援助員の配置や訪問による支援を実施すること。
- ④民間アパートや都営住宅を活用した介護職への就労支援を継続・拡充するとともに、介護職だけでなく他の分野にもひろげること。

- ⑤低所得者に対する塾代・大学受験料の支援を拡充すること。
- ⑥新生活サポート事業は貸付の要件を緩和するなど拡充すること。
- ⑦生活困窮者等に対する親身な「伴走型」相談支援と経済的支援、住まいの提供等を一体とした事業を創設・拡充すること。「TOKYOチャレンジネット」を拡充し、増設すること。
- ⑧生活福祉資金、および女性福祉資金を拡充し、都独自の利子補給をひろげること。
- ⑨無料低額診療事業を増やすため、都として支援を行うこと。薬局でも実施できるよう、都独自に助成を行うこと。都立病院、公社病院で無料低額診療事業を実施すること。

(5) 生活保護の改善と充実

- ①生活扶助費の引き下げをはじめとした生活保護制度の改悪をやめ、引き下げられた生活扶助基準を元に戻すとともに、高齢加算をすみやかに再開するよう国に求めること。
- ②健全育成事業の対象を高校生までひろげるとともに、夏冬の見舞金を再開するなど、都加算援護を拡充すること。被保護者自立促進事業を着実に実施すること。
- ③福祉事務所のケースワーカーを増やすため、都として支援すること。社会福祉主事の有資格者を増やすとともに、ケースワーカーの専門性を高める研修体制を確立すること。
- ④生活保護の捕捉（ほそく）率調査を実施するとともに、漏給防止対策を抜本的に強化すること。

(6) 生活保護施設（更生施設、宿所提供施設、救護施設）の充実

- ①宿所提供施設などの生活保護施設の改築・増設をすすめること。
- ②更生施設および宿所提供施設の指導員加算を拡充するとともに、救護施設に配置されている介護職員を更生施設にも配置すること。
- ③更生施設で実施している保護施設通所事業の定員枠を増やすこと。
- ④更正施設においても救護施設と同様に居宅生活訓練事業を適用すること。
- ⑤救護施設に対する精神保健福祉士加算配置を、都独自に拡充すること。

(7) 無料低額宿泊所の改善

- ①個室を原則とすること、食費や居住費の料金や徴収を適正なものにすること、無届施設の対策を強めることなど、無料低額宿泊所の設置・運営基準、および指導検査を強化すること。公設の宿泊所を増やすこと。
- ②障害者やアルコール依存症の人の受け入れ・支援、通院介助、就労支援、地域生活移行などの先進的な取り組みを行っている一定基準以上の無料低額宿泊所を支援し、専門職員の配置等をすすめることにより、優良な宿泊所を育成すること。

(8) 路上生活者への支援の充実

- ①自立支援センターの定員を大幅に増やすとともに、地域で自立生活ができ路上生活に戻ることにしないよう、支援体制を強化すること。
- ②路上生活者に対する巡回相談事業を拡充し、実施か所を増やすこと。
- ③山谷労働者に対し、常用雇用にむけた就労訓練を実施すること。
- ④多摩地域の路上生活者支援事業を確立すること。

(9) 熱中症対策の強化

- ①生活保護世帯に対する熱中症対策としての都の冷房機器設置支援事業を再開し、拡充すること。また生活保護世帯に対し、冷房機器利用にともなう電気代相当額を支給する夏季加算を、都として実施すること。

- ②生活保護を受けていない低所得世帯に対する冷房機器設置支援、および夏季電気代相当額の助成を、都として実施すること。
- ③区市町村に対する熱中症対策補助を継続し、拡充すること。
- ④高齢者を熱中症から守るため、見守りおよび、猛暑時の避難場所確保対策事業を継続するとともに、区市町村の負担をなくすこと。都の施設を「熱中症防止シェルター」として開放すること。
- ⑤熱中症による死亡者数について、23区だけでなく市町村についても把握するなど、熱中症被害の実態に関する情報収集・調査の体制を拡充・強化すること。

〈2〉 少子化克服にむけた総合対策をすすめる

3 貧困打開、子どもの権利保障など子育て支援の充実

(1) 「子どもの権利条約」にもとづく施策の推進

- ①「東京都子どもの権利条例」を制定し、子どもの権利擁護システムを構築すること。
- ②子どもの権利擁護専門相談事業を拡充するとともに、子どもの権利擁護委員会の機能強化をすすめ、第三者機関として確立すること。

(2) 総合対策の推進

- ①保育、医療、教育、雇用、住宅など、重層的・総合的な少子化克服対策を実施すること。
- ②全庁的体制をつくり、子育て家庭の貧困対策を抜本的に強化すること。

(3) 経済的支援の充実

- ①義務教育就学児医療費助成は、外来200円の負担をなくし、通院についても無料化すること。乳幼児医療費助成をふくめ所得制限を撤廃または少なくとも緩和すること。
- ②子どもの医療費助成を18歳まで拡大すること。
- ③出産育児一時金を都独自に増額するとともに、妊婦健診の自己負担無料化を実現するなど、妊娠・出産にかかる費用の無料化をすすめること。妊婦健診の受診促進対策を実施すること。
- ④不妊治療費助成を拡充すること。妊産婦医療費無料化を実施すること。
- ⑤出産祝い金の支給、育児用品購入費への支援、出産・育児支援の都営交通無料パス交付を実施すること。
- ⑥3人目以降の子どもの子育て費用の負担軽減を総合的に推進すること。

(4) 地域における子育て環境の整備

- ①親子が気軽に利用できて安心して遊べる居場所・交流の場であるとともに、劇場（文化ホール）を併設し子どもの情操をはぐくむ良質な文化発信の拠点であった東京都児童会館と同様の機能をもつ施設を、都の責任で設置すること。

- ②子ども家庭支援センターの整備目標を引き上げ、増設・拡充すること。先駆型子ども家庭支援センターを全区市町村に整備すること。
- ③病児・病後児保育を大幅に増やすため、小児科の診療所・病院への支援を強化するなど、増設促進対策と財政支援を拡充・強化すること。
- ④産後の宿泊ケアやデイケアなどを実施する区市町村を支援する子育てスタート支援事業を拡充すること。区市町村の育児ヘルパー派遣事業にたいし、財政支援を行うこと。
- ⑤理由を問わずに利用できる一時保育事業を拡充すること。ショートステイ、トワイライトステイなどを拡充すること。
- ⑥子育てひろば事業を拡充すること。子育てサロンなどにとりくむ団体に補助を行う子育てひろばC型への支援を拡充し、社会福祉法人、NPO法人以外も補助対象にすること。子育てサークルの育成・支援を行うこと。
- ⑦区市町村に対し、子育て相談や子育てサークル活動等を行う子育て支援拠点施設の整備に要する費用を補助すること。
- ⑧区市町村における子どもの事故防止センター整備への支援を行うとともに、医療機関における子どもの事故の事例検討など、子どもの事故防止対策を推進すること。
- ⑨冒険遊び場（プレイパーク）の整備をすすめること。プレイリーダーの配置、および養成や研修、研究交流会等への支援を行うこと。

(5) 住宅確保への支援

- ①子育て世帯や、新婚世帯に対する家賃助成を実施すること。
- ②都民住宅や公社住宅、公団住宅などを活用し、子ども部屋を確保できる広さがあり、家賃が安く、住みつけられる公的住宅を整備すること。
- ③子育て向け優良賃貸住宅の整備を促進すること。

4 待機児ゼロにむけた保育の充実

(1) 認可保育園最低基準、公的保育制度の維持・拡充

- ①国に対し、公的保育制度の根幹を崩壊させる「子ども・子育て新制度」は実施せず、現行制度の下で、保育予算を拡充し、認可保育園の量・質の拡充をすすめるよう求めること。同時に、新制度に移行した場合でも保育の質を維持するために、各認可保育園には少なくとも現行水準の運営費が確保できるよう、都としての支援を検討すること。認証保育所については、制度を責任を持って存続させるとともに、認可保育園、小規模保育等への移行を希望するところが適切に移行できるよう責任を持って支援すること。
- ②東京都は、認可保育園の整備促進、および職員配置・施設基準など質の拡充を中心にすえた保育施策をすすめること。
- ③認可保育園の面積基準は、少なくとも以前の国基準に戻すこと。運営基準をふくめ最低基準を、都内自治体が維持しているかつての都基準まで改善すること。

(2) 認可保育園の増設と拡充

- ①待機児ゼロにむけ認可保育所の大幅な増設をすすめること。施設整備費への補助を拡充するとともに、認

可保育園増設の年度別数値目標を設定すること。

- ②認可保育園整備への用地費助成を創設し、借地料補助を拡充すること。都有地の半額貸与制度を無料またはそれに近い額に拡充するとともに、保証金は廃止すること。また区市町村有地を活用した保育園整備への財政支援を実施すること。賃貸物件により認可保育所を整備する場合の家賃補助を継続・拡充すること。
- ③認可保育園の分園の整備費・運営費への支援を拡充し、増設を促進すること。
- ④公立保育園の新設や増改築を行う区市町村に対し、都独自に整備費補助を実施すること。また、公立保育園の運営費への補助を実施すること。
- ⑤急増している待機児受け入れのため、公的施設の活用、認可外施設の認可施設への移行支援、閉園している保育所の再開などの「緊急対策」を、都と区市町村が協力してすすめること。
- ⑥私立保育園等のサービス推進費補助は、経験年数加算を行うことをはじめ、改善と拡充・増額を図ること。努力・実績加算の要件緩和と単価の引き上げを実施すること。
- ⑦処遇改善臨時特例事業に都として上乗せするなど、保育人材確保と待遇改善を推進する事業を実施すること。区市町村が行う保育士の研修事業に対し補助を行うこと。
- ⑧2人目以降の保育料を無料化するため、区市町村に対し財政支援を行うこと。
- ⑨産休明け・0歳児保育、延長保育に対する支援を拡充し、実施園を大幅に増やすこと。障害児保育への支援を拡充すること。
- ⑩食物アレルギーの子どもに対する給食食材費への補助を行うこと。「食育」への支援を行うこと。

(3) 認証保育所制度の改善・見直し

- ①営利企業の参入は中止し、非営利原則を明確にすること。
- ②補助金と保育料による運営費の使途基準を、認可保育所と同じ基準で明確に定めること。株式配当などに使うことや融資の担保にすることは禁止するとともに運営費の人件費比率を一定水準以上に定めるなど、運営費が保育の質の向上につながるような基準を設けること。。
- ③営利企業による認証保育所の全面的な実態調査を実施すること。
- ④虚偽申請などの不正が明らかになった場合、介護保険制度と同様、その事業者が運営する系列園に同じ処分を適用する「連座制」を、認証保育所にも導入すること。
- ⑤認証審査や指導検査を抜本的に改善・強化すること。
- ⑥職員配置や面積などの設置・運営基準を改善すること。6割以上となっている有資格者（保育士）の割合を引き上げ、10割を原則にすること。

(4) 保育室への支援、認証保育所の充実、小規模保育への支援

- ①認可外保育の職員待遇改善のための都独自の補助を拡充すること。
- ②認可保育園への移行を希望する認可外保育施設への支援を拡充すること。
- ③区市町村が保育室として認めている施設を、都としても位置づけ、財政支援をすること。
- ④保育室から移行した認証保育所への運営費補助は、定員定額制にすること。また、家賃や施設整備費を補助すること。
- ⑤個人立の認証保育所B型の園が、NPO法人の取得を希望する場合、A型への移行を前提とせずB型のまま認めること。
- ⑥個人立の施設で設置者・園長が交代する場合は、新規扱いとするのではなく、施設の継続として認めること。
- ⑦障害児加算補助、子どもの安全対策設備に対する補助、家賃補助や施設整備費補助を実施すること。
- ⑧区市町村が小規模保育の基準を引き上げられるよう、支援を行うこと。

(5) 家庭福祉員制度等の充実

- ①家庭福祉員への補助を拡充し、代替保育確保、補助員の雇用、自宅以外で実施する場合の賃借料、自宅等の改修費、複数の家庭福祉員による共同実施などへの補助を継続・拡充すること。
- ②ファミリー・サポートセンター事業を全区市町村にひろげるよう支援を行うとともに、11年目以降も補助を行うこと。
- ③家庭福祉員制度、およびファミリー・サポートセンター事業における事故防止対策を強化し、保育の質の確保・向上を図ること。

(6) 認定こども園制度の見直し

- ①認定こども園の施設整備及び職員配置、職員の資格等については、認可幼稚園と認可保育所の双方の現行水準を堅持し、それぞれ高い方の基準を守るようにすること。

(7) 学童保育の充実

- ①学童保育関係者と協議して、児童1人あたりの面積、指導員1人あたりの児童数などについて、都として「学童保育の設置・運営基準」を策定すること。
- ②2014年度末までに学童クラブを104,000人分まで増やすという目標を達成し、待機児童の解消と大規模化の是正をすすめるため、抜本的増設を行うこと。建物改修など施設整備費、および運営費への財政支援を拡充すること。
- ③大規模学童保育所の分離・分割が名実ともにすすむよう、財政支援を行うこと。
- ④学童保育指導員の確保・待遇改善への支援、専門性向上のための研修を実施すること。
- ⑤保育時間の延長、対象学年の拡大、土曜保育、障害児の受け入れ等を促進するため、区市町村への財政支援を強化すること。障害児加算を拡充するとともに、障害児保育についての職員研修を実施すること。
- ⑥「すべての児童を対象とする」全児童対策事業との統合は認めないこと。学童保育と全児童対策事業は、それぞれ独自に拡充すること。
- ⑦都型学童クラブ事業は、公設公営も対象にすること。

5 ひとり親家庭への支援と女性福祉の充実

(1) ひとり親家庭への支援の充実

- ①高等技能訓練促進費を都として拡充し、授業料や入学金への支援も行うこと。
- ②在宅就業支援事業を改善・拡充するとともに、母子家庭等就業・支援センターを増設すること。
- ③ひとり親家庭ホームヘルプ事業は、派遣時間の延長、派遣条件の緩和、職業訓練中の利用日数の拡大など、拡充すること。利用料を無料または低額にすること。
- ④NPOなどが取り組む、ひとり親家庭の相談・支援事業に対し財政支援を行うこと。
- ⑤高卒資格のない母子家庭の母の高卒資格取得への支援、若年母子世帯への支援を実施すること。
- ⑥都営住宅のひとり親家庭むけ募集枠を拡大し、母子住宅の住戸改善など居住水準を向上させること。ひとり親家庭への家賃助成を創設すること。
- ⑦児童育成手当を増額するとともに、支給対象年齢を引き上げ、所得制限は撤廃すること
- ⑧非婚のひとり親世帯に対する寡婦（夫）控除のみなし適用を行うこと。

- ⑨ひとり親家庭医療費助成の所得制限を元に戻し、拡充すること。
- ⑩母子福祉資金貸付は、保証人不要を徹底すること。
- ⑪父子家庭に対し、母子家庭と同様の支援を行うこと。

(2) 母子生活支援施設、婦人保護施設の充実

- ①母子生活支援施設の広域利用を促進するとともに、施設の増設・改築への支援を促進すること。暴力被害、外国籍、精神的課題等をかかえる母子への多様な支援を充実させるため、職員の増員を進めること。
- ②婦人保護施設で実施されている地域生活移行支援「ステップハウス」の運営費への補助を実施すること。また、地域生活移行支援の専門要員を配置できるよう支援すること。
- ③婦人保護施設における保育室、学童の学習室、プレイルームなどの施設整備、および同伴児の健康診断費用を補助すること。
- ④「性被害者回復支援センター」を設立すること。
- ⑤女性相談センターを拡充し、機能強化すること。市町での婦人相談員の配置ができるよう支援すること。

6 社会的養護の充実

(1) 児童養護施設等の充実

- ①職員配置をより充実させた新たな都基準を設定し、実施すること。
- ②治療的・専門的ケアが実施できる専門機能強化型児童養護施設を、東京都における児童養護施設の標準として、拡充すること。都立施設を、専門機能強化の対象にすること。
- ③児童精神科医の採用困難を打開するため、医師の斡旋・紹介制度を創設するとともに、給与改善や勤務時間の緩和を行い、医師の採用を促進すること。
- ④児童養護施設の大増設計画を早急につくり、緊急整備をすすめること。施設整備費補助を拡充するとともに、都有地を無償または低額で貸与すること。
- ⑤生活単位の小規模化と地域分散を促進するため、グループホームの定員を5名でも認可するとともに、近接するグループホームの設置を認めること。また、グループホーム支援員を常勤とし、2ホームに1名の配置を行うこと。借家家賃補助制度の上限27万円を引き上げ、契約更新料も支援すること。
- ⑥虐待などにより重い情緒・行動上の問題をもつ児童の治療的養育・ケアを行う「新たな治療的ケア施設」を早期に開設すること。情緒障害児短期治療施設を整備すること。
- ⑦18歳以降の社会的養護を都独自に確立し、20歳～22歳頃まで社会的養護の継続ができるようにすること。そのため、大学入学支度金を実費払いにし、大学等進学者の措置延長を認めること。国が中学生のみに支給している通塾費用を、小学生・高校生に拡充し、通信教育についても学習指導費で支弁できるようにすること。資格取得費用の助成を充実すること。また、恒常的に退所者の就労支援等を行う「自立支援センター」を創設するとともに、家庭への復帰が見込めない発達障害児、知的障害児等の高校卒業後の受け入れ先を保障すること。
- ⑧自立援助ホームの機能を拡充するとともに、整備促進を図ること。
- ⑨多様化するケアニーズへの対応力を強化する人材育成、および人材の確保・定着への支援を強化すること。
- ⑩医療・福祉が連携した病虚弱児の施設整備を行うこと。また、病虚弱児の実態調査を行い、福祉、医療、教育の総合的な支援対策を構築すること。

- ⑪都立児童養護施設を拡充し、民間移譲をやめること。
- ⑫小規模施設での勤務など、養護の高度化に対応した研修制度をつくり、研修への支援を行うこと。

(2) 乳児院の充実

- ①職員配置基準を改善・拡充し、通院付き添い加算の新設等により直接処遇職員を増やすこと。里親支援、フレンドホーム支援および地域支援担当の専門職員をと独自加算により増配置すること。
- ②小規模グループケアを促進するため、専任職員を増配置すること。
- ③看護師、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士など医療従事者の配置を拡充するとともに、病虚弱児加算の要件を緩和するよう、国に働きかけること。
- ④病虚弱児に対する十分な医療的ケア体制、および一時保護機能をもつ乳児院を、都立小児総合医療センター等に併設すること。
- ⑤発達障害をもつ入所児に対し、必要な早期療育が行える施策を講じること。
- ⑥予防接種における施設の経費負担を軽減すること。

(3) 養育家庭への支援の充実

- ①里親が、児童相談所はもちろんのこと、外部の機関への通所をふくめて、長期的に、きめ細かい支援を受けられるようにすること。
- ②里親・児童相談所・学校関係者等が顔をあわせて意見交換し、子育て方針の検討作業ができる「ケース会議」を開くこと。
- ③児童相談所の里親担当職員を複数配置するとともに、常勤配置にすること。「里親支援機関事業」を拡充すること。
- ④里親支援の機能をもつ児童家庭支援センターの設置をすすめること。また、児童養護施設および乳児院の里親支援体制を強化し、里親支援担当職員を配置すること。
- ⑤里親が、児童養護に対する専門的知識や技能を十分身につけることができるよう、実習もふくめ、研修を拡充・強化すること。また、短期で委託をうけて経験をつむなど、里親を育てる仕組みをつくること。
- ⑥里親の当事者が参加する「里親のあり方検討会（仮称）」を都として設置し、短期および中長期の総合的対策を具体化すること。
- ⑦マッチングには、時間と経費がかかるため、経費を支給すること。
- ⑧多様な体験をし、視野をひろげることができるよう、高校生の経費を大幅に増額すること。
- ⑨精神科やカウンセリングを受けるための通院がすみやかにいけるよう、他科の病気やけが等と同等のルール化をはかること。
- ⑩補習や進学のために塾等に通えるよう、通塾費を支給すること。
- ⑪高卒後22歳頃まで、住居費や健康保険料、生活費、学費などの支給や、相談支援を受けることができるようにすること。同居を継続したり保証人になるなど、措置解除後もかわりをもつ里親への支援を行うこと。
- ⑫里親の研修や里親活動などを保障するため、レスパイトを年間7日間とは別枠で利用できるようにすること。

7 児童虐待防止対策の強化

(1) 児童相談所の充実

- ①児童福祉司、児童心理司を大幅に増やし、夜間・休日をふくめ365日24時間対応できる体制を整備すること。
- ②児童福祉司、児童心理司を安定的・継続的に確保・育成する中長期的計画をつくり、ただちに具体化に着手すること。児童相談所の任期付や非常勤の職員で実績・経験のある人、福祉の有資格者からの採用・登用をひろげること。
- ③児童相談所を増設すること。
- ④情緒障害児等の治療指導事業を拡充すること。

(2) 一時保護所の充実

- ①一時保護所を増設し、定員枠を大幅に増やすこと。
- ②子どもたちが少人数のおちついた環境で生活できるよう、一時保護所の施設設備と職員配置の基準を都独自に定め、拡充すること。
- ③一時保護所に教員の配置、分校や分教室を設置し、小中学生、高校生への教育保障を充実させること。

(3) 子育て家庭の孤立の打開、相談支援体制の充実

- ①先駆型子ども家庭支援センターへの虐待対策ワーカーの増配置、虐待対策コーディネーターの配置をすすめるため財政支援を行い、区市町村の虐待対応力を強化すること。虐待対策ワーカー、コーディネーターの児童相談所での長期研修を実施すること。虐待対策コーディネーターへの支援を恒久化すること。
- ②院内虐待対策委員会の設置、事例検討など、医療機関における虐待対応強化事業を推進・拡充すること。児童死亡原因の全件検証を実施すること。
- ③虐待を受けた子が家庭復帰後に再び虐待にあうことがないように、家族再統合への支援を充実させること。
- ④全家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」と「新生児訪問事業」の連携を促進し、全区市町村で実施できるよう支援すること。助産師、保健師による新生児や妊産婦の訪問相談・指導事業を拡充し、要支援家庭の早期発見・支援活動を強化すること。
- ⑤産後うつ対策事業を実施すること。育児不安等への保護者の心のケア対策を強化すること。
- ⑥区市町村による要支援家庭に対する見守りや訪問、家事・育児・保育所への送迎などに対するヘルパー派遣、子どもの学習支援など、利用料が無料または低額で使いやすい支援を拡充すること。
- ⑦10代の出産・育児に対する相談支援事業を実施すること。
- ⑧学校へのスクール・ソーシャルワーカーの配置を促進すること。子どもへの暴力防止を推進するCAPプログラムなどの学校、児童福祉施設等への導入をすすめること。
- ⑨オレンジリボンキャンペーンをはじめ、児童虐待防止の普及啓発を強化すること。
- ⑩「東京都虐待防止白書（仮称）」を定期的に発行すること。

〈3〉 高齢者福祉にあらためて光をあてて拡充する

| |
|----------------------|
| <h4>8 高齢者の医療の充実</h4> |
|----------------------|

(1) 高齢者医療制度への対応

- ① 70～74歳の医療費を2割負担に引き上げないように求めること。
- ② 後期高齢者医療制度をすみやかに廃止するよう、国に求めること。
- ③ 後期高齢者医療の保険料軽減のため、都として独自支援を実施すること。葬祭費に対する財政支援を行うこと。
- ④ 後期高齢者医療の保険証は、無条件で全世帯に発行し、保留・留め置きをなくすよう、広域連合および区市町村に働きかけること。

(2) 高齢者医療費の無料化、負担軽減の推進

- ① 都として、75歳以上の医療費を無料化すること。また、65歳以上についても医療費助成を実施し、負担軽減を図ること。
- ② 高齢者の入院費用への助成を実施すること。

(3) 療養病床の整備促進

- ① 医療療養病床を大幅に増やす新たな計画を策定し、療養病床の整備促進にむけた対策を抜本的に拡充すること。
- ② 地域に必要な療養病床を維持継続し増やすことができるよう、医療療養病床をもつ医療機関への運営費補助などの支援を実施すること。
- ③ 療養病床の増設を促進するため、公有地を無償または低額で貸与すること。
- ④ 療養病床機能強化研修事業を継続すること。

(4) 健康長寿医療センター等の拡充

- ① 健康長寿医療センターと老人総合研究所は、地方独立行政法人による運営をやめ、直営に戻して拡充すること。運営交付金を増額すること。
- ② 健康長寿医療センター、老人総合研究所、ナーシングホームは、医療・研究・福祉の「三位一体」の連携体制をあらためて確立し、強化すること。
- ③ 健康長寿医療センターの差額ベッド料及び保証金は廃止すること。
- ④ ナーシングホームは、民営化による改築計画を中止し、直営を堅持して改築すること。
- ⑤ 江東高齢者医療センターへの財政支援を継続し、拡充すること。

9 介護への支援と負担軽減の推進

(1) 介護保険制度の改悪を中止させる

- ①要支援者の訪問介護、通所介護の介護保険給付からの排除、要介護1、2の方に対する特養からの原則排除、利用料の引き上げなど、介護保険制度の改悪を行わないよう、国に求めること。

(2) 介護保険料・利用料の負担軽減

- ①保険料、利用料軽減を実施する区市町村への財政支援を行うとともに、都として介護保険料、利用料の減免制度をつくること。
- ②都の生計困難者に対する利用者負担軽減制度は、所得制限を緩和し、老人保健施設、介護療養型施設等にも適用をひろげるなど拡充し、対象者を大幅に増やすこと。
- ③区分支給限度額をこえても訪問看護などの必要なサービスが利用できるよう、区分支給限度額をこえた人への負担軽減をはじめとした支援を実施すること。

(3) 在宅介護の充実

- ①在宅等の重度の要介護への介護手当を創設すること。老人福祉手当を復活すること。
- ②生活支援ヘルパー派遣への補助の実施、緊急ショートステイの拡充など区市町村独自事業への財政支援を行うこと。
- ③ショートステイの整備・運営に対する支援を強化し、整備促進を図ること。
- ④訪問看護ステーション設置促進・運営支援事業を拡充すること。
- ⑤産前産後等の休暇取得への支援など、訪問看護師の確保定着のための事業をすすめること。
- ⑥訪問リハビリテーションの専門人材育成を継続し、拡充すること。
- ⑦おむつ支給は、要介護4、5以外の在宅高齢者も対象にするなど拡充すること。

(4) 介護サービスの質の確保と利用者保護

- ①デイサービス事業所で実施している宿泊事業の実態把握を強化するとともに、利用者のプライバシーや安全の確保などの改善をすすめること。
- ②客観性・公平性のある要介護認定が行われるよう、区市町村への支援を行うこと。苦情解決の体制整備を行う区市町村を支援し、サービス利用者を保護するしくみを強化すること。
- ③すべての保険者を対象とした、主任介護専門員へのフォローアップ研修や継続的な研修会を実施すること。

10 特別養護老人ホームなどの施設と住まいの整備

(1) 介護施設整備と運営の充実

- ①特別養護老人ホームの増設を促進し、待機者解消をすすめること。用地費助成の復活をはじめ、用地確保と施設整備への補助を拡充すること。所有地貸与制度は、無償またはさらに低額にするなど拡充し、保証金は廃止すること。定員29人以下の地域密着型特養の整備への補助を拡充すること。

- ②老朽化した特別養護老人ホーム等の建て替えに対する助成を実施すること。
- ③個室利用料助成の実施など、低所得者が特別養護老人ホームに入ることができる支援策を実施すること。
- ④利用者の重度化等に対応できるよう、特別養護老人ホーム職員配置の都独自加算を実施すること。また、特別養護老人ホーム経営支援事業を拡充し、医療的ケア、認知症ケアなどの専門機能強化を支援するとともに、地域密着型の施設も対象にすること。
- ⑤老人保健施設の緊急整備を実施し、施設整備費補助を引き上げること。老人保健施設のリハビリテーション、医療的ケアなどの機能強化を支援すること。
- ⑥介護付有料老人ホームや無届け施設への指導検査を強化し、改善を促進すること。スプリンクラー等の防火設備費用への補助を継続、拡充すること。

(2) グループホーム、小規模多機能型施設の整備と運営の充実

- ①認知症高齢者グループホームや小規模多機能型施設の整備促進にむけ、都有地活用や整備費補助の拡充、および運営費への財政支援を行うこと。
- ②認知症高齢者グループホームへの家賃助成を実施し、低所得者が利用できるようにすること。
- ③利用者の重度化等に対応できるよう、認知症高齢者グループホームの職員配置を都独自に加算すること。看護職員配置への支援を行うこと。
- ④小規模多機能型施設の宿泊料への助成を行うこと。
- ⑤小規模多機能型施設と訪問看護などを組み合わせた複合型サービスを促進するため、支援を行うこと。
- ⑥共同住宅併設型地域密着型サービス等整備促進事業を継続・拡充すること。

(3) 養護老人ホームの整備と運営の充実

- ①精神疾患、知的障害、アルコール依存、精神不安定、病弱、ADL低下、虐待ケースによる緊急入所など、多様な高齢者の受け皿となっている養護老人ホームのセーフティネット機能を強化するため、職員配置の都独自加算などの支援を実施すること。
- ②養護老人ホームの増設・改築、個室化をすすめること。利用者の高齢化、重度化に対応するバリアフリーなどの施設・設備整備への財政支援を実施すること。

(4) 多様な住まいの整備

- ①医療的ケア・介護・見守りなどのサービスを併設した、低家賃の高齢者賃貸住宅の整備を促進すること。シルバーピアの増設をすすめること。
- ②サービス付き高齢者向け住宅の整備費補助を拡充するとともに、家賃負担軽減にむけた支援を実施し、整備を促進すること。
- ③都市型軽費老人ホームの居住面積を、他の軽費老人ホームと同じ基準まで引き上げること。
- ④所得に応じた利用料で入居できる生活支援ハウスの整備をすすめるため支援を行うこと。
- ⑤軽費老人ホーム、およびケアハウスの整備促進にむけ整備費補助および運営費補助を拡充するとともに、用地費補助を創設すること。
- ⑥身体的ケアや精神的ケアをふくめ様々な支援を必要としている入居者に対応できるよう、軽費老人ホームの職員配置について都独自加算を実施すること。

11 高齢者の福祉の充実

(1) 認知症に対する支援の充実

- ①認知症疾患医療センターを増設するとともに、機能強化を図ること。また、都レベルの基幹型認知症疾患医療センターを、区部2カ所、多摩1カ所をめざし設置すること。
- ②認知症早期発見・早期診断推進事業は実施カ所を増やすなど拡充するとともに、恒久的な事業とすること。
- ③重度認知症デイケアへの支援を行い、普及をすすめること。認知症デイサービスにおける延長サービス実施への財政支援を行うこと。
- ④認知症カフェを増やすため、財政的・技術的支援や、担い手となる人材の育成を行うこと。
- ⑤認知症高齢者の家族に対する相談支援事業を拡充し、都として「認知症コールセンター」を設置すること。
- ⑥地域包括支援センターに「認知症連携担当者」の配置をすすめること。
- ⑦認知症ガイドヘルパー制度を、都として実施すること。
- ⑧老人性認知症疾患専門病棟の確保病床を増やすこと。認知症高齢者が入院できる施設の看護、介護職員の都独自の加配を行うとともに、精神科医師を配置すること。
- ⑨かかりつけ医など医療従事者等の認知症対応力向上と地域の連携体制構築に対する支援を強めること。
- ⑩認知症の緊急・夜間の短期入院に対応できる医療機関確保のための補助を実施すること。
- ⑪認知症の治療、予防法の確立・実用化をめざす研究事業をすすめること。
- ⑫若年性認知症の人と家族を支えるための拠点整備や家族会への支援を行う区市町村への支援を行うこと。

(2) 地域包括支援センターの拡充

- ①高齢者の地域における生活を総合的に支援する地域包括支援センターの設置を促進するとともに、統括機能を持つセンターの職員配置の充実、介護予防機能強化のための社会福祉士、保健師の増配置など、都独自に職員加算を行い、機能強化を図ること。

(3) 孤立死防止、ひとり暮らし高齢者等への見守り支援の充実

- ①孤立死ゼロにむけ、都内全域の実態把握を行うとともに、総合的な孤立死防止推進事業を実施すること。地域住民が中心となって実施する、見守りなどのサポート組織の立ち上げを支援すること。
- ②地域における見守り拠点として「シルバー交番」の設置を促進するとともに、人員配置等を拡充すること。
- ③シルバーピアなど高齢者住宅や、高齢者が多く住む地域・集合住宅に、福祉の専門職であるLSA（生活援助員）の配置をすすめること。また、LSAに対する研修などの支援を強化すること。
- ④区市町村が実施する見守りネットワーク整備への財政支援を拡充するとともに、技術的支援を強化すること。見守り支援のための多様な機器、システムの設置・購入費等への支援を強化すること。ライフライン事業者との連携をすすめるため支援を強化すること。
- ⑤緊急通報システムへの補助を拡充するとともに、利用条件を緩和すること。
- ⑥ひとり暮らし高齢者等の実態調査を行うこと。高齢者安心電話事業、高齢者電話訪問事業を復活すること。

(4) 高齢者の社会参加の推進、生活支援の充実

- ①シルバーパスを無料制度に戻すこと。当面、住民税課税者に対し所得に応じて3000円・5000円などのパスの発行や、分割払い制度を導入するなど、費用負担の軽減を図ること。税制改定により住民税課税となった人の負担は1000円ですえおく経過措置を継続すること。

- ②多摩都市モノレール、ゆりかもめ、隣接県バス路線、東京メトロなどに、シルバーパスを適用すること。
- ③シルバーパス提示による割引サービス等を、都内の商店街、スーパー、コンビニ、都営地下鉄の売店等と提携して実施すること。「シルバーパスを使って外出しよう」のキャンペーンを行うなど、シルバーパス利用による高齢者の社会参加促進を図ること。
- ④老人クラブへの助成を拡充すること。
- ⑤高齢者世帯に家賃助成を実施すること。都立の博物館、美術館、公園等の高齢者入場料を無料に戻すこと。
- ⑥都内の無年金者の実態調査を行い、支援策を検討すること。

(5) 高齢者虐待防止対策の充実

- ①総合的な高齢者虐待防止推進体制、研修体制等を拡充するとともに、高齢者虐待の実態調査を行うこと。
- ②広域利用が可能な高齢者緊急シェルター（一時保護所）や、高齢者虐待相談通報センターを整備すること。特別養護老人ホーム等に緊急対応ベッドを確保すること。

〈4〉 保健・医療の充実をすすめる

| |
|--------------------------|
| <h3>12 都立病院、公社病院の充実</h3> |
|--------------------------|

(1) 都民福祉の増進第一の都立病院に

- ①都立病院は、地域医療と高度専門医療の両方を位置づけて、直営で拡充すること。経営形態のあり方検討や独立行政法人化の検討を中止すること。
- ②多摩地域や、区部東部地域、練馬区など病院の少ない地域に、都立病院の分院を設置するなど、都内全域の医療の充実にもつた都立病院の役割を強化すること。
- ③八王子市内に都立・公立の小児病院を整備することをはじめ、多摩地域、および23区の小児医療、周産期医療、障害児医療を拡充すること。
- ④旧梅ヶ丘病院跡地に、児童精神科の病院、または少なくとも外来診療センターを整備すること。小児総合医療センター、および大塚病院の児童精神科医療を拡充するとともに、他の都立病院、公社病院で児童精神科医療を実施すること。
- ⑤小児総合医療センター、多摩総合医療センターの医療・看護体制を強化すること。駐車場への屋根の設置をはじめ、患者・家族が利用しやすい施設・設備への改善・改修を行うこと。
- ⑥PFI方式による病院運営は、直営に戻す方向で再検討し、これ以上の拡大はしないこと。

(2) 都立病院の充実

- ①一般会計補助金・負担金を、増額・拡充すること。
- ②入院期間の短縮目標の設定および強化、入院預かり金の導入はしないこと。差額ベッド料などの負担を軽減するとともに、消費税増税分の転嫁は行わないこと。

- ③都立病院で無料低額診療事業を実施すること。
- ④医師、看護師、薬剤師等の不足を早急に打開すること。医師、看護師、薬剤師、医療技術者などを増やすとともに、給与の引き上げ、手当の拡充、労働時間短縮など待遇改善・労働環境の改善をすすめること。
- ⑤救命救急や周産期センターなどの医師から段階的に、夜間当直制度をやめて交代制勤務を導入すること。医師の負担軽減にむけ、医療クランクを増員すること。小児科、産科、麻酔科などの医師確保を強化するとともに、女性医師の勤務環境の改善を促進すること。
- ⑥看護師の確保・離職防止対策を強化すること。すべての看護職員の夜勤回数を月8回以内（3人体制）とし、宿日直手当を増額するとともに、オンコール手当を新設すること。夜勤時のタクシー代は全額支給すること。また、実態にみあった看護定数を確保すること。
- ⑦認定看護師、専門看護師の養成、助産師資格取得を促進すること。資格取得や研修受講のための人員を加配すること。また、新卒看護師の臨床研修体制、サポート体制を拡充・強化すること。
- ⑧院内保育室の24時間化など充実をすすめること。病児・病後時保育や一時保育を実施すること。
- ⑨「東京医療技術者アカデミー」を開設し、専門性の高い医療技術者を養成すること。
- ⑩都立病院に「患者支援センター」を設置し、ソーシャルワーカーの配置を拡充すること。
- ⑪「在宅医療支援病棟」を、都立病院に設置し、在宅医療支援を強化すること。
- ⑫自家発電設備の強化、非常用電力の確保、発災時の新たな通信手段の確保、BCP作成、医薬品等の備蓄など、ハード、ソフト両面で災害対応力を強化し、大震災時に都立病院が災害医療拠点としての役割をはたせるようにすること。また、照明のLED化、太陽光発電導入などをすすめること。
- ⑬開業医など地域医療機関の医師と共同診療や、検査機器の共同利用を行う、「オープンシステム」の導入をすすめること。
- ⑭都立病院の産科・産婦人科で、院内助産所・助産師外来を実施するとともに、地域の病院・診療所、助産所との連携を促進すること。
- ⑮入院している子どもの療養環境を改善するため、「ファシリティドッグ」「チャイルドライフスペシャリスト」「ホスピタルプレイスペシャリスト」を、小児総合医療センターなどに配置すること。院内保育士を増やすこと。
- ⑯救急医療、障害者・難病医療を充実すること。緊急入院やショートステイの病床を常時確保するとともに、神経難病などの長期療養患者の受け入れを進めること。
- ⑰都立病院でのアスベスト専門外来、セカンド・オピニオン外来を拡充し、脳脊髄液減少症、高次脳機能障害等に対応できる外来を新設すること。
- ⑱医師アカデミーで甲状腺エコーを診断できる医師の養成を行うこと。
- ⑲専任感染管理看護師の配置をすすめるとともに、リスクマネージャーの複数配置、薬剤リスクマネージャーの配置、病棟薬剤師の全病院への配置など、院内感染防止をはじめとした医療の安全確保対策を強化すること。
- ⑳患者図書室と相談支援の機能をもつ「医療情報・相談センター」の設置をすすめること。
- ㉑都立病院に手話通訳者を配置すること。

(3) 公社病院の充実

- ①公社病院は、都立病院に準じた位置づけで、医療体制の拡充を推進すること。そのため、公社病院に対する財政支援を抜本的に強化すること。
- ②不足している医師、看護師を早急に確保するとともに、労働条件・待遇等を改善すること。看護師の育成・確保にむけ公社独自の奨学金制度を創設すること。
- ③小児救急医療の拡充、重症障害児や神経難病患者の受け入れ、NICU、産婦人科の設置、透析室の拡充、

脳卒中専門病床（SCUおよびSU）整備などを行うこと。

- ④荏原病院、多摩南部地域病院の休止している病棟を早急に再開すること。多摩南部地域病院は、緩和ケア病棟を開設するとともに、小児科医療体制を強化すること。周産期医療を実施すること。
- ⑤東部地域病院のがん診療を充実すること。
- ⑥公社移管された大久保病院、多摩北部医療センター、荏原病院、豊島病院は都立に戻すこと。多摩北部医療センターの小児医療体制を拡充するとともに、NICUを設置すること。豊島病院のNICUを再開すること。

13 医療・看護の充実

(1) 産科、周産期医療の危機打開にむけた取り組みの強化

- ①周産期母子医療センターの運営費補助を大幅に増額し、赤字構造を解消すること。
- ②NICUの整備目標320床（2014年度末）を確実に達成すること。二次医療圏ごとに整備する新たな計画をつくり、とくに不足が著しい多摩地域の整備目標を明確にするとともに、運営費補助の多摩地域加算を創設すること。
- ③NICUの開設を予定している病院に対し、開設準備期間中の医師の人件費を補助すること。
- ④周産期母子医療センターへのドクターカーの配備をすすめること。
- ⑤多摩地域の新生児受け入れ体制強化にむけ、多摩新生児連携病院を増やすこと。
- ⑥周産期医療ネットワークグループの構築を促進すること。周産期医療の病院と診療所が連携した、「オープンシステム」への支援を実施・拡充すること。
- ⑦NICUやGCUに長期入院している小児等の在宅生活への移行を促進する中間病床として、在宅移行支援病床の設置を促進すること。
- ⑧産科の診療所や助産所の整備を促進するため、開設促進補助を実施するとともに、都有地を無料または低額で貸与すること。院内助産所・助産師外来の実施をひろげるための支援を継続・拡充すること。
- ⑨入院助産制度を拡充・普及するとともに、周産期医療専門ソーシャルワーカーの配置をすすめること。
- ⑩助産師の養成人数を増やすこと。また、助産師の研修を拡充・強化し、子育て支援への助産師の活用をひろげること。
- ⑪助産師教育指導講習会の委託費を増額すること。また、東京都助産師会が取り組んでいる産後ケア等の女性健康支援センター事業に対し、財政支援を行うこと。

(2) 小児医療、小児救急医療の充実

- ①小児休日・全夜間診療事業を拡充し、60か所の整備目標を早期に実現すること。救急患者の受け入れ数に応じた加算の実施をはじめ、初期救急から入院まで対応できる「子ども救急医療センター」として制度を拡充すること。
- ②区市町村が実施する小児初期救急医療に対する補助を拡充し、全区市町村で実施するとともに、診療時間延長や病院での実施を支援すること。1自治体で複数か所に対しても補助を行うこと。
- ③開業医を対象とした小児救急医療の研修会をより参加しやすいものにする。
- ④小児科の有床診療所の整備を促進するため、開設促進補助を実施するとともに、都有地を無料または低額で貸与すること。

- ⑤小児医療機関の連携を強化するため、二次医療圏ごとに小児医療協議会を設置すること。小児医療ネットワークモデル事業の実績を踏まえ、地域における小児医療ネットワークの構築を図るため、財政支援を行うこと。
- ⑥児童精神科の専門医療機関を二次医療圏ごとに整備すること。専門医の養成をすすめるとともに、医療従事者への小児精神保健研修事業を継続・拡充すること。児童精神科医療についての協議会を設置すること。
- ⑦NICUを退院した後の小児患者等が地域で安心して療養ができるよう、医療・福祉サービス等の連携支援体制をつくること。

(3) 医師確保対策の充実

- ①総合的な医師確保対策を行う地域医療支援センターを設置すること。女性医師など離職医師の復職を支援するドクターバンクを創設するとともに、復職支援の研修システムを確立すること。
- ②医師養成奨学金制度を拡充し、対象人数を大幅に増やすこと。
- ③都職員として採用した医師を公立病院等に派遣する東京都地域医療支援ドクター事業を拡充すること。採用人数を増やすとともに、民間病院も派遣の対象にすること。
- ④医師勤務環境改善事業を拡充し、対象医療機関を大幅に増やすこと。
- ⑤医師、看護師等の勤務環境改善のための相談を行う「医療勤務環境改善支援センター」を設置すること。
- ⑥新生児医療をはじめとして、小児医療、児童精神科、産科、救急医療、地域医療などについて、大学医学部に新たに寄付講座を設置して専門医師の育成を行い、病院等への派遣を行うこと。
- ⑦都内で勤務している病院・診療所医師の労働条件の実態調査を行うこと。
- ⑧後期臨床研修医の育成を行っている病院への補助を継続すること。

(4) 看護師等の確保・養成・定着対策の充実

- ①看護師の需給見通しを示し、看護師確保の目標を、大幅に引き上げること。
- ②都立看護専門学校は直営を堅持し、廃止した看護専門学校を再開または新設するなど定員を増やすこと。広尾看護専門学校の改築および北多摩看護専門学校の大規模改修にともない、定員を増やすこと。
- ③都立看護専門学校の入学金、授業料の負担を軽減すること。すべての都立看護専門学校に寮を設置すること。
- ④看護師等修学資金貸与事業を拡充し、修学資金を増額するとともに、支給枠を拡大すること。返還免除の対象要件を緩和すること。看護学生の実習を受け入れる病院への支援を行うこと。
- ⑤都内中小病院の看護師確保への支援を強化すること。都立看護専門学校むけの、都内病院の就職説明会を実施すること。ナースプラザの事業を拡充すること。
- ⑥東京都看護教員養成研修事業を拡充・強化すること。都立看護専門学校の教員の待遇改善を図ること。
- ⑦看護職員の短時間正職員制度導入促進事業、および新人看護師の研修体制整備事業を拡充すること。
- ⑧都内の全医療機関で月8回以内・複数の夜勤体制を確保すること。労働条件の大幅な改善を図るため、夜間看護手当増額、夜勤にともなう交通費の全額支給ができるよう助成すること。
- ⑨院内保育所の施設整備費および運営費への補助を大幅に拡充し、増設を促進すること。24時間保育、病児・病後児保育の実施への支援を強化すること。
- ⑩看護師宿舍の助成の拡充、民間医療機関が看護師の確保のためアパートなどを借り上げる場合の家賃補助を行うこと。
- ⑪産休および育休の代替看護師の確保に対する経費への補助を実施すること。
- ⑫看護職員の福利厚生費用に対する助成を行うこと。看護職員のグループによる研修活動に対する助成制度を拡充する等の支援を強化すること。

- ⑬厚生労働省が出した「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について」の通知を、都内医療機関に徹底するとともに、都として具体化を図ること。
- ⑭看護師等の免許登録の迅速化を図ること。

(5) 医療機関の整備・増設の推進

- ①都内民間病院の運営維持のため、都独自に診療報酬への加算を行う「東京都入院基本料加算」を創設すること。
- ②病床過剰地域の二次医療圏においても、区市町村の実状にあわせて病床が増やせるようにすること。また、病床不足地域への都立病院をはじめとした病院整備をすすめること。
- ③民間病院の建て替え、改築等を促進するため、希望があれば所有地を提供すること。
- ④23区の区立病院、および区が補助金を出して整備・運営する区立に準じる病院に対し、多摩地域の公立病院と同様の運営費補助、施設整備費補助を実施すること。
- ⑤医療ケアが必要な要介護高齢者や障害者・児、難病患者等が長期に入院、療養できる医療施設、ショートステイ病床を増やすこと。そのための施設整備、運営に対する支援を拡充すること。
- ⑥医療施設近代化施設整備事業について、対象規模、および補助率の拡大をはじめ、病院の施設整備に対する助成を拡充すること。
- ⑦診療所のバリアフリー化に対し、補助や融資、利子補給などの支援を行うこと。
- ⑧有床診療所や中小の病院に対し、スプリンクラー等の防火設備を整備するための費用を助成すること。
- ⑨民間医療機関・医療施設等のアスベスト除去に必要な費用への助成を行うこと。
- ⑩院内患者図書室、医療情報相談室の設置に対する補助を行うこと。

(6) 多摩・島しょの公立病院、診療所に対する支援の充実

- ①公立病院運営費補助は、病床基礎額の増額をはじめ拡充し、病床利用率などの経営評価によって減額する算定方法は見直すこと。公立病院の産科・周産期医療、小児救急等への支援を行うこと。
- ②公立病院施設整備費補助は、補助率、基準面積、および耐震、免震をはじめとした震災対策措置など拡充すること。
- ③へき地医療運営費等補助、へき地産科医療機関運営費補助、へき地診療所等整備費補助を拡充すること。三宅村の診療所での人工透析医療実施にむけ看護師確保への支援を行うこと。へき地の患者が通院のために利用する交通手段への補助を行うこと。
- ④自治医大卒業医師の計画的派遣をはじめ、へき地における医師・看護師確保、医療体制整備への支援を拡充すること。へき地勤務医師等確保事業を拡充すること。

(7) 医療の安全対策等の強化

- ①都内各病院が実施する院内感染対策への支援を拡充・強化すること。
- ②医療事故防止・再発防止のための人材養成、情報提供など、医療の安全確保対策を拡充・強化すること。
- ③医療事故の対応や客観的評価に関する「第三者機関」を設置すること。医療事故調査・防止機関、医療関連被害者救済センター（仮称）の設置にむけた調査・研究をすすめること。
- ④患者側と医療側の橋渡しをする医療メディエーター（医療対話仲介者）の養成に関する検討会を設置すること。
- ⑤都の医療監視員を増員し、研修を強化すること。病院医療監視経験者の配置をすすめること。
- ⑥医療従事者のエイズやウイルス性肝炎等予防対策への助成を行うこと。

(8) 監察医療の充実

①監察医務院の体制を拡充するとともに、多摩・島しょの監察医業務に対する支援を強化すること。

(9) 救急医療の充実

- ①救急車の台数を増やすとともに、増車に見合う救急隊員・救命救急士の増員を行うこと。ドクターカー、ドクターヘリの活用をひろげること。
- ②救急医療の「東京ルール」を現場の意見を聞いて改善するとともに、地域救急医療センターの医療人材確保等への財政支援を拡充すること。休日・全夜間診療事業を拡充し、実施医療機関を増やすこと。
- ③救急医療機関のうち、救急患者の受け入れが多く地域医療に貢献している医療機関に対し人件費等の財政支援を行うこと。
- ④救急車来院患者における未払いに対する損失補てんを拡充すること。
- ⑤民間病院による病院救急車の活用を促進し、配備・運行に対し財政支援を行うこと。
- ⑥民間病院が急性期の救急患者を受け入れるベッドを確保するため、急性期を脱した患者を受け入れる後方ベッドを確保するための補助制度を創設すること。
- ⑦救命救急センターを増やし、練馬区、葛飾区をはじめ不足地域をなくすこと。救命救急センター運営費補助を拡充すること。
- ⑧救急車優先信号システムの整備を促進すること。
- ⑨休日・土曜日における専門的な救急医療を確保する特殊診療事業を拡充すること。

(10) 在宅医療・看護の充実

- ①在宅医療の急変対応の病床を確保するため、民間病院、有床診療所による緊急一時入院病床確保事業への財政支援を拡充し、実施自治体をひろげること。
- ②民間医療機関による「在宅医療支援病棟」の整備費および運営費を支援すること。
- ③在宅療養患者の急変時の受け入れのための病床の確保、病院救急車等を活用した搬送手段の確保、医療・福祉の関係者の連携・情報共有のしくみづくり等を進める自治体への支援を行うこと。
- ④救急患者の退院後の生活環境を整えるため、MSWを配置する中小の病院への支援を行うこと。
- ⑤在宅医療コーディネーターの養成と配置を促進すること。
- ⑥区市町村が取り組む在宅医療推進会議、在宅医療ネットワークなど在宅医療体制整備への支援を拡充・強化すること。
- ⑦看護師に対する訪問看護に関する研修を強化すること。

(11) リハビリテーション医療の充実

- ①回復期リハビリテーション病棟を増やすため、施設設備整備費補助を継続・拡充すること。
- ②地域リハビリテーション支援センターを拡充し、新人専門職員や介護職員への研修事業を実施・拡充すること。二次医療圏ごとに地域リハビリテーション協議会を設置すること。
- ③身近な地域のリハビリテーション施設の整備・拡充を推進するため支援を行うとともに、訪問リハビリを拡充し、維持期に継続したリハビリを受けられる条件整備を行うこと。また、リハビリテーション自主グループへの助成を行うこと。
- ④訪問リハビリテーションを抜本的に拡充すること。訪問リハビリ・ステーションを創設するとともに、訪問リハビリに取り組む療法士の研修を推進すること。
- ⑤かかりつけ医に対するリハビリテーションの研修を継続すること。
- ⑥理学療法士、作業療法士、言語聴覚療法士の養成を推進するとともに、研修等を強化し質の高い人材確保

を図ること。摂食・嚥下リハビリの普及を促進すること。

- ⑦疾病等により途中で言語障害となった人に対し、言語聴覚士などの専門職による継続的な訓練を行うための補助制度および、訪問言語聴覚士派遣事業を創設すること。
- ⑧都立総合リハビリテーションセンターの整備を検討すること。多摩地域に、回復期リハビリテーション病棟を併設したリハビリテーション病院を整備すること。
- ⑨東京都リハビリテーション病院への支援を拡充・強化し、理学療法士、作業療法士、言語聴覚療法士を増員すること。
- ⑩都立病院、公社病院のリハビリテーション医療を拡充し、理学療法士、作業療法士、言語聴覚療法士、およびリハビリ専門医師の配置を増やすこと。また、保健所の機能訓練事業を拡充すること。

(12) 医療社会事業の充実

- ①地域巡回医療相談事業の委託費を増額・拡充し、常設の相談事業を実施できるようにすること。「医療と福祉110番」電話相談事業を拡充すること。
- ②医療ソーシャルワーカーの育成および医療機関や保健所への配置を促進すること。そのために、都独自の配置基準（指針）をつくること。
- ③無料低額診療事業を実施する病院、老人保健施設の医療ソーシャルワーカー配置に対し、財政支援を行うこと。
- ④医療ソーシャルワーカーの養成を推進するとともに、研修に対する支援を強化すること。

14 保健、公衆衛生の充実

(1) 保健所、市町村の地域保健事業への支援の充実

- ①保健所の公衆衛生機能の抜本的拡充を図ること。対象人口が多い地域や、面積が広い保健所は、増設等の対策を講じること。老朽化した施設設備の改善をすすめること。
- ②健康危機管理担当の医師、および感染症係の医師の欠員を、すみやかに補充するための対策を行うこと。
- ③地域保健係の保健師の欠員を補充し、増員すること。感染症対策係の保健師をはじめ、保健師を増員すること。
- ④歯科衛生士、診療放射線技師を新規採用し、各保健所に複数配置すること。栄養士を新規採用すること。
- ⑤広域化への対応や緊急時の迅速な対応のため、正規職員の運転手の確保や、老朽自動車の更新等をすすめること。
- ⑥保健所で、女性医師による女性のための健康相談事業を実施すること。
- ⑦市町村の地域保健サービスに対する支援を拡充すること。助産師、歯科衛生士、看護師、栄養士、理学療法士、作業療法士等の配置をはじめ、保健センターの機能強化のため財政支援を行うこと。

(2) 健康づくり、生活習慣病予防対策の充実

- ①医師、保健師、看護師、運動指導員などの専門職を配置して、都民の健康づくりに対する支援、地域における健康づくりのリーダー養成、指導者派遣による研修などに取り組む「東京都健康づくり推進センター」を設置・再開すること。区市町村が行う健康づくり事業への支援を、抜本的に強化すること。
- ②発達障害の早期診断・早期支援等のため、3歳児健診と就学前健診のあいだに5歳児健康検査事業を実施

する区市町村を支援すること。また、5歳児健診に携わる医師への研修を行うこと。

- ③被用者保険の被扶養者の健診受診率が低下している問題への対策を実施し、地元の自治体国保の健診を項目によって受けることができるようにすること。
- ④特定健診の内容を充実させるとともに、自己負担なしで受けられるよう、都の補助を行うこと。メタボリック症候群に特化した健診ではなく、従来の基本健診の健診項目を維持・拡充できるようにすること。
- ⑤生活習慣改善にむけ、都民に対する普及啓発事業を実施すること。
- ⑥緑内障を早期発見するため、眼底検査をふくめた眼科検診を実施すること。
- ⑦骨粗しょう症検診が、全区市町村で実施されるよう補助を拡充すること。
- ⑧乳幼児、学校、職域、成人、高齢者の各保健事業の連携を促進する協議会を設置すること。また、生涯を通じた健康習慣確立にむけ、幼児期からの健康習慣調査を実施すること。
- ⑨住民が気軽に利用できる「まちかど保健室」の整備を支援すること。
- ⑩人間ドックや脳ドックの受診料助成を実施すること。

(3) 不育症に対する支援の充実

- ①都民、および患者に対し、不育症に関する正確な知識の普及、啓発を図ること。
- ②不育症の患者に対する相談体制を確立・強化すること。保健所等に不育症相談窓口を設置すること。
- ③不育症の治療費に対する医療費助成の実施および保険適用を、国に求めること。また、都独自に不育症の医療費助成を実施すること。
- ④母子保健、子育て支援、医療従事者等に対し、不育症に関する専門的研修を継続して実施すること。
- ⑤不育症の専門医の育成を図るとともに、不育症の治療ができる医療機関が増えるよう対策を講じること。都立病院、公社病院で不育症治療および相談を行うこと。
- ⑥肺がん等の予防にむけ禁煙対策を強化し、とりわけ、妊婦の喫煙、受動喫煙を防止すること。受動喫煙防止条例を制定すること。禁煙希望者への支援を実施すること。

(4) がん対策の充実

- ①「東京都がん対策推進条例」（仮称）をつくり、予防、医療、患者支援などの総合的がん対策を推進すること。
- ②がんの医療費無料化助成を実施すること。
- ③化学療法や放射線治療の専門医、放射線治療装置の精度管理を行う医学物理士など、がんの専門医、看護師、薬剤師や技師の養成を推進すること。また都立病院、公社病院への配置をすすめること。
- ④地域がん診療連携拠点病院、都認定がん診療病院、部位別がん診療連携協力病院を増設、拡充すること。
- ⑤緩和ケア・チームによる早期からの緩和ケアの取り組みがひろがるよう、支援すること。
- ⑥在宅緩和ケアに取り組む有床診療所を増やすため、開設促進補助を実施し、都有地を無料または低額で貸与すること。緩和ケア病床の整備を促進すること。
- ⑦在宅緩和ケア支援センターを増設、拡充するとともに、在宅緩和ケアを推進する医師、看護師等の人材育成を推進・拡充すること。
- ⑧地域の小児科医等が、小児がんの知識や早期発見の技術を身に付け、専門病院に迅速に紹介できるようにするための体制づくりをすすめること。
- ⑨がん患者の治療と就労の両立支援対策を充実すること。
- ⑩職域でのがん検診実施状況の調査を行うこと。
- ⑪がん検診の無料化と、検診体制を強化するため、区市町村への財政支援を拡充すること。前立腺がんのPSA検査や胃がんABC検査を実施する区市町村への支援を行うこと。

- ⑫マンモグラフィ検診の普及をすすめるとともに、超音波による乳がん検診を実施する区市町村への支援を行うこと。乳がん検診機器の整備費補助、マンモグラフィ読影医師等の養成事業を継続すること。
- ⑬口腔がんの知識を都民に啓発するとともに、歯科医療従事者等に対し、早期発見にむけ診断力を高めるための研修を実施すること。
- ⑭東京都がん検診センターを拡充すること。がんの早期診断法などの研究を推進すること。都立病院とがん検診センターなどが連携し、効果的な予防、検診、治療法などの研究を行うこと。
- ⑮がん患者専用の居住型施設に対する運営支援を行うこと。在宅療養患者のデイケアや、がん患者のためのグループホーム整備をすすめること。
- ⑯地域がん登録事業を推進し、データの精度向上を図ること。

(5) 骨髄移植の充実

- ①緊急雇用創出基金を活用し、都内献血ルームに骨髄バンクドナー登録説明員を配置すること。

(6) 脳卒中、糖尿病、循環器疾患対策の充実

- ①脳卒中医療連携推進事業、糖尿病医療連携推進事業を継続・拡充すること。心臓循環器疾患についても、かかりつけ医・地域医療機関と専門医療機関の連携体制等を構築する医療連携推進事業を実施すること。
- ②365日24時間対応の脳卒中センター、および脳卒中専門病床（SCUまたはSU）を身近な地域ごとに整備すること。脳卒中のチーム医療、および血栓溶解薬（tPA）治療を迅速かつ安全に実施できる体制整備をすすめること。
- ③心疾患の東京都CCU救急医療ネットワークを拡充するとともに、心疾患リハビリテーションの普及を推進すること。
- ④脳卒中、糖尿病、循環器疾患対策の専門的医療人材を確保・養成する研修事業を実施すること。

(7) 聴力検査、聴覚医療の充実

- ①高齢者の特定健康診査や後期高齢者健康診査の項目に聴力検査を入れるよう、国に働きかけること。また、高齢者の聴力検査を実施する区市町村への支援を、都独自に実施すること。
- ②医師、言語聴覚士等を中心としたチーム医療による専門的医療や、人工内耳のリハビリ支援、地域医療連携などをすすめる「地域聴覚医療拠点病院(仮称)」を、2次医療圏に1カ所ていどをめやすに設置すること。
- ③都立病院・公社病院における難聴者に対する医療体制を、拡充・強化すること。
- ④人工内耳の埋め込み手術や装用後のメンテナンスの費用負担に対する助成を、都として実施すること。

(8) 感染症対策の充実

- ①ヒブ（細菌性髄膜炎）、小児用肺炎球菌等などのワクチン接種を、無料で受けられるようにするとともに、安全なワクチン接種体制整備をすすめること。
- ②ワクチン定期接種、任意接種の自己負担に対する都独自の軽減・無料化を実施すること。高齢者のインフルエンザ予防接種を無料化すること。
- ③住民が隣接自治体でも接種できるよう相互乗り入れを推進する対策を講じること。
- ④感染症の全都的な全発生状況把握（サーベイランス）システムを構築すること。
- ⑤20～40歳代のすべての男女に対して自己負担なしで風しんの予防接種が実施できるように、引き続き区市町村へ財政支援を行うとともに、集団接種を奨励するなど都の責任で接種率を引き上げる環境を整備すること。
- ⑥「麻しんゼロ」をめざし、麻しんワクチン未接種者や1回しか接種していない人への無料接種を推進する

こと。

- ⑦日本脳炎ワクチン接種の再開を都民に対し、周知徹底し、接種促進を支援すること。
- ⑧ノロウイルスなどの感染症対策を強化すること。
- ⑨入院、外来、在宅におけるDOTS（直接服薬確認療法）の実施、予防・治療・退院後のアフターケアなど、地域における結核医療ネットワーク化を推進し、一貫した治療・支援体制を整備すること。
- ⑩結核病床および結核医療に対する補助制度を創設すること。また、耐性菌に対する研究・治療の対策を強化すること。
- ⑪「結核・結核疑い」患者の救急受け入れ等を促進するため、結核患者緊急一時入院施設整備をすすめるとともに、空床確保の運営費補助を実施すること。
- ⑫エイズ患者の医療費の一部負担金を助成すること。エイズ患者受け入れ医療機関を増やすこと。
- ⑬保健所保健師による相談の充実、夜間検診の実施等強化すること。HIV 検査については一般医療機関においても無料で受けられるようにすること。
- ⑭若年者の性感染症予防事業を実施し、正しい知識の普及啓発事業や相談支援を行うこと。

(9) 新型インフルエンザ対策の充実

- ①重症化しやすい子ども、妊婦、慢性疾患の患者等の医療体制、予防体制を拡充・強化すること。
- ②感染拡大時に十分な救急搬送体制を確保するための対策を行うこと。
- ③感染症指定病床、感染症緊急対応病床の増設を推進し、空白地域の区西部、区西南部、区東北部医療圏に緊急整備すること。陰圧化など機能強化のための施設整備費補助を継続・拡充するとともに、感染症の専門医、認定看護師などの人材育成をすすめること。
- ④都内の医療機関、および区市町村等が実施する新型インフルエンザ対策への財政支援を継続・拡充すること。医療従事者が新型インフルエンザにより休業した場合の休業補償を実施すること。
- ⑤正確な情報が都民や医療機関等に、すみやかに伝わるシステムを確立・強化すること。
- ⑥ウイルス検査体制を拡充・強化するとともに、基礎研究をすすめること。
- ⑦インフルエンザ様疾患の全数把握システムを構築すること。
- ⑧より致死率が高い鳥インフルエンザの流行に備えた抜本的対策をすすめること。

(10) 歯科保健医療対策の充実、8020運動の推進

- ①東京歯科保健目標「いい歯東京」の達成度調査を行うこと。
- ②訪問歯科診療の負担軽減のため補助制度を創設すること。
- ③口腔保健支援センターを設置するとともに、かかりつけ歯科医に関する普及啓発事業を実施すること。
- ④区市町村が実施している成人歯科検診の検診項目、検診対象、自己負担などの格差解消を図るため、区市町村への財政支援を行うこと。
- ⑤妊産婦歯科健診、および4・5歳児歯科健診を実施する区市町村を支援すること。
- ⑥摂食嚥下機能障害に対するリハビリ等を実施する専門的な歯科医師や歯科衛生士等の育成支援事業を拡充すること。
- ⑦介護保険で利用料が払えず歯科治療が行えない利用者については、居宅療養管理指導に関する利用料を助成すること。
- ⑧障害者の歯科保健医療対策を拡充すること。心身障害者口腔保健センターを多摩地域にも整備すること。
- ⑨都立病院、公社病院の口腔外科を拡充すること。
- ⑩かかりつけ歯科医の定着を図り、保健所、保健センターと歯科医師との連携・協力体制を充実させること。
- ⑪災害に備えた歯科機材・薬剤等への支援を行うこと。

- ⑫島しょ保健所に常勤の歯科衛生士を配置することをはじめ、島しょ地域の歯科保健事業への支援を拡充すること。
- ⑬歯科衛生士養成所に対する運営費補助を実施するとともに、歯科衛生士専門学校生徒への修学資金貸与事業を実施すること。歯科衛生士の再教育への支援、および再就職支援を実施すること。
- ⑭離職した歯科衛生士の実態を把握し、再就職支援を行うとともに、待遇改善のための支援策を講じること。
- ⑮歯科衛生士の再教育支援システムを確立し、都として再教育計画を作成するとともに、大学、養成所が実施する再教育事業に対し財政支援を行うこと。
- ⑯歯科技工士の就業支援、待遇改善のための支援策を実施すること。

(11) 自殺予防対策、心のケア対策の充実

- ①自殺防止の普及啓発、ゲートキーパー養成、相談・支援ネットワークの構築、遺族支援など、総合的対策を継続・拡充すること。うつ診療充実強化研修事業の実施地区を拡大すること。
- ②東京都自殺相談ダイヤルを拡充し、インターネットによる相談支援事業を推進するなど、さまざまな方法による取り組みで、自殺防止を図ること。
- ③都精神保健福祉センターの機能を生かして、自殺予防対策の専門人材を育成すること。
- ④救急医療機関や精神科医療機関などが連携し、自殺未遂者への支援を行う体制を構築すること。救命救急センターに精神科医が常駐できるよう支援すること。
- ⑤ひきこもりや家庭内暴力などの思春期の心のケア対策を継続・拡充すること。
- ⑥いのちの電話を拡充するため、財政支援を強化すること。
- ⑦地域の開業医等に対し、メンタルヘルスに関する研修事業を実施すること。

(12) 薬物乱用防止、医薬品の安全対策の充実

- ①青少年をはじめ都民に対し、薬物乱用・依存に関する正確な知識の普及・啓発を推進し、薬物乱用・依存を予防対策を強化すること。
- ②薬物依存者の回復にむけた医療体制、および社会復帰のための支援を拡充すること。
- ③薬物依存者と家族の相談支援体制を拡充すること。薬物依存者と家族を支援する民間団体、自助グループや家族会への支援を推進し、連携を強化すること。
- ④後発医薬品の質の向上を推進する事業を実施すること。
- ⑤在宅医療をささえる薬局を育成する事業を実施すること。
- ⑥薬局機能情報提供システム事業の委託費を増額・拡充すること。
- ⑦薬害防止対策の強化を図ること。チェーンドラッグ等に薬剤師が常駐するよう指導を強化すること。
- ⑧市販の風邪薬等により重い後遺障害が残るSJS症候群の予防対策強化のため、医師、看護師、薬剤師、薬局、医薬品販売業者等の研修、および都民への情報提供を行うこと。
- ⑨健康食品、サプリメントによる健康被害を未然に防止するため、業者指導や都民への正しい知識の普及啓発を強化すること。
- ⑩災害時における医薬品等の供給や薬局機能を維持するための体制強化を図ること。

(13) 依存症、摂食障害に対する支援の充実

- ①アルコール依存症の予防、治療、回復にむけた支援体制を抜本的に強化すること。アルコール性疾患の専門病床を増やすとともに、アルコール性疾患への支援を行う作業所等への支援を強化すること。
- ②摂食障害の予防、治療等の支援体制を強化すること。摂食障害の専門的治療を行う治療支援センターを都内に整備すること。

- ③ ネット依存症対策のため、福祉、教育などが連携する局横断の対応をすすめること。都として電話相談を行うとともに、治療できる医師の要請をすすめ、対応できる医療機関を増やすこと。都立松沢病院でネット依存の専門治療を行うこと。
- ④ ギャンブル依存症など、さまざまな依存症の実態調査を行うとともに、予防、治療、回復にむけた支援体制を整備すること。
- ⑤ 都立病院、公社病院における、依存症、摂食障害に対する相談、予防、早期発見、治療、回復にむけた支援を強化すること。

(14) アレルギー対策等の充実

- ① 子どものアレルギー疾患状況などの調査を継続・拡充すること。花粉、ダスト、室内化学物質など、アレルギーの多様化に対応した調査・研究機能を強化すること。
- ② 訪問指導や相談支援など、保健師・栄養士等と連携した事業を実施すること。
- ③ 保育所や学童クラブなど児童福祉施設におけるアレルギー対応への支援を行うこと。
- ④ アレルギー物質をふくむ食品の適正表示を徹底するため、表示の監視指導および収去検査を充実すること。
- ⑤ 地域におけるアトピー、アレルギー疾患対策に取り組むアレルギー事業推進員の養成・配置をすすめるとともに、アレルギー教室事業を拡充すること。
- ⑥ 妊婦健診、乳児健診時にアレルギー検診を制度化するとともに、アレルギーと診断された親子の継続的な相談体制を確立すること。
- ⑦ 成人のアレルギー疾患の医療、相談支援の体制を整備すること。
- ⑧ 化学物質過敏症の防止対策、花粉症対策、食物アレルギー対策を拡充・強化すること。

(15) 研究体制の充実

- ① 健康安全研究センターの機能を拡充するとともに、新たな人材を確保して試験検査・研究のための技術継承ができる体制をつくること。
- ② 医学総合研究所は、都立病院との連携を強化し拡充すること。
- ③ 輸入食品をはじめとする食品の安全を図るため遺伝子組み換え食品や残留農薬などの研究・検査・検疫を強化すること。
- ④ アトピー・アレルギー疾患、内分泌かく乱物質、微量化学物質過敏症、シックハウス症候群などの原因、乳幼児をはじめ人に対する影響、発症のメカニズムと治療法などの総合的な調査・研究を強化すること。

(16) 動物愛護の充実

- ① 殺処分ゼロをめざす総合対策を構築し、推進すること。
- ② 医療保健政策区市町村包括補助による、猫の不妊・去勢手術助成をはじめとした飼い主のいない猫対策を全区市町村が実施するよう、支援を拡充、強化すること。
- ③ 動物愛護推進員を大幅に増やし、飼い主への啓発活動を強化すること。
- ④ 動物愛護相談センターの相談体制や譲渡事業を拡充し、多摩地域に支所を増やすこと。市町村の動物愛護相談事業に対する支援を強化すること。
- ⑤ 災害時のペットの同行避難のための対策を強化すること。

〈5〉 障害者や難病患者の生活と権利をまもる

| |
|-------------------|
| 15 障害者の全面参加と平等の推進 |
|-------------------|

(1) 利用者負担減免、経済的支援の充実

- ①都独自の利用者負担軽減制度を継続・拡充するとともに、住民税非課税など所得の少ない障害者については、総合支援法の利用者負担を都独自に無料化すること。重度心身障害者手当、障害者扶養年金などを所得認定にしないこと。
- ②総合支援法の利用者負担減免を実施する区市町村への財政支援を行うこと。
- ③心身障害者福祉手当、児童育成手当（障害手当）、重度心身障害者手当を増額すること。また、心身障害者（児）医療費助成もふくめ所得制限を緩和するとともに、65歳以上の新規申請を再開するなど、拡充すること。
- ④無年金障害者をふくめ、障害者の総合的な所得保障、経済的支援策を都として確立すること。
- ⑤補装具の給付が、一時的であれ高額な自己負担を強いられる現状の改善を図るため、貸付または委任払い等の対策を実施すること。
- ⑥酸素購入費助成事業を継続するとともに、要件を緩和するなど拡充すること。

(2) サービス基盤整備、住まいの確保への支援の充実

- ①グループホーム、ケアホームの家賃助成補助を拡充し、入居者の家賃負担を軽減すること。
- ②グループホーム、ケアホームの建築整備費補助は、限度額を引き上げるなど拡充し、増設を促進すること。定期借地権の一時金に対する補助を拡充し、50年の一般定期借地権だけでなく30年以上の譲渡特約付借地権も補助対象にすること。障害者施設用地取得費貸付制度を継続すること。グループホーム増設のため、所有地を積極的に活用し、無償または低額での貸し出しを行うこと。都営住宅のグループホームとしての活用をすすめること。
- ③2014年度から一元化が予定されているグループホーム、ケアホームの運営費補助を拡充し、入居者の高齢化に対応できるよう職員加配等への支援を行うこと。小規模で運営が孤立しがちなグループホームへのバックアップ体制を構築すること。
- ④通過型グループホームの退所者のアフターケアを行う人員を確保するため、加算もしくは補助を行うこと。
- ⑤入所施設の役割を重視し、計画的に施設整備をすすめること。
- ⑥障害者が単身または家族・介助者と入居できる都営住宅、車いす用都営住宅、低家賃の公的住宅整備を促進すること。民間賃貸住宅に入居している障害者に、家賃助成を行うこと。

(3) 施設・事業所のサービス水準維持、人材の待遇改善への支援の充実

- ①障害者施設に対するサービス推進費補助を拡充・増額すること。
- ②障害者施設・事業所の人材不足を打開するため、人材確保、定着促進、賃金引き上げ、待遇改善のための都独自補助（人件費補助）を実施すること。

- ③サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成を進めるため、区市町村や事業者への支援を強めること。
- ④都立七生福祉園・千葉福祉園の18歳以上の入所者に対し、地域移行を機械的に押し付けることはせず、本人や家族の理解に基づいた対応を行うこと。また、障害児施設から障害者施設への転換や敷地内への新たな障害者施設の建設により、引き続き当該施設に入所できるようにすること。高齡障害者のための施設を建設すること。

(4) 都独自事業の継続・拡充、区市町村への支援の強化

- ①都事業から放課後等デイサービスに移行した事業所がこれまでの水準を維持できるよう、都独自に補助を行うこと。また、放課後等デイサービスの利用料軽減のための補助を行うこと。
- ②障害者・障害者団体の各区市町村の範囲をこえた広域的・専門的活動、各区市町村では人数の少ない障害者、障害者団体などに対する都の支援を拡充・強化すること。
- ③移動支援、コミュニケーション支援、日常生活用具給付などの区市町村地域生活支援事業を拡充するため区市町村への財政支援を行い、自治体間格差が生じないようにすること。子どもの日常生活用具は、耐用年数だけでなく成長にあわせて利用できるようにすること。
- ④区市町村が実施するタクシー券給付事業およびガソリン代助成事業などに財政支援を行うこと。日常生活用具給付の給付対象を、都独自に拡充すること。
- ⑤障害支援区分については、障害ごとの特性と、障害者の生活実態が反映されるようにすること。
- ⑥介護保険利用の障害者が、サービス供給量の低下、費用負担の増大にならないよう、都と区市町村が連携した対策をすすめること。
- ⑦保護者または家族の疾病等により、家族による介護が困難となった障害者（児）を緊急に一時保護する区市町村に対し補助を行うこと。

(5) 障害者の就労支援の充実

- ①知的障害、視覚、聴覚、肢体不自由、内部障害、精神障害、てんかんなど、障害別のきめ細かい就労支援・雇用確保計画を策定し推進すること。都および監理団体への雇用を拡大すること。
- ②チャレンジ雇用を拡大すること。都庁でのチャレンジ雇用は、すべての障害に対象範囲をひろげ、対象者を大幅に増やすとともに、雇用期間の延長、正規雇用につなげるなど拡充すること。
- ③都の公契約において、具体的目標を持って、障害者雇用をすすめている事業者への優先発注を広げること。障害者授産施設・作業所との随意契約を増やすこと。
- ④障害者を雇用している民間企業の実態調査を行うこと。
- ⑤障害者の職業訓練、およびジョブコーチをはじめとした職場定着支援事業を拡充・強化すること。内部障害者にもジョブコーチ制度を導入すること。
- ⑥職域開拓や特例子会社設立への支援を継続・拡充するとともに、障害者の創業支援、在宅ワーク支援、地域障害者就労支援の事業を実施すること。
- ⑦障害者雇用の啓発事業を実施するとともに、区市町村就労支援センターの活用促進をはかること。
- ⑧授産施設や小規模作業所等の新たな仕事の開拓、製品の開発、販路拡大、共同受注などを支援し、工賃アップを推進すること。自主製品の展示即売会、発注・受注のマッチングを促進する相談会などを実施すること。

(6) 地域生活への支援、社会参加の促進

- ①都として障害者の権利保障を拡充するとともに、障害者・都民参加のもとに「障害者差別禁止条例（仮称）」を制定すること。障害者への理解促進のための普及・啓発を行うこと。

- ②都として障害者の権利擁護センターを設置し、障害者の虐待防止対策を推進すること。区市町村が設置する虐待防止センターに対し、虐待防止法の理念を十分に生かした運営ができるよう、財政支援を実施し、専門人材の養成への支援を拡充すること。
- ③東京都障害者福祉会館を、障害者の社会参加の拠点と位置づけ、施設・設備、サービスを改善、拡充すること。東京都障害者社会参加推進センターの充実を図ること。東京都心身障害者福祉センターを拡充すること。
- ④補装具の訪問判定を都内全域で行うこと。補装具は実態に応じて柔軟に作れるようにすること。
- ⑤ITに関する利用支援・情報提供など、総合的なIT支援体制整備をすすめること。
- ⑥休養ホーム事業は、対象施設、宿泊回数を拡大し、利用者負担を軽減すること。精神障害者、難病患者も対象にすること。
- ⑦高齢化した障害者と保護者への相談・支援体制の充実を図ること。

(7) 知的障害者への支援の充実

- ①日中活動系サービス推進事業は、選択メニュー加算の要件を緩和するなど、改善・拡充すること。
- ②都外施設がはたしてきた役割を大事にし、利用者・家族への支援を強化すること。都外施設入所者の高齢化に対応するため、施設改修等への補助を行うこと。都外のグループホームでも、都内のグループホームと同じ水準の支援が受けられるようにすること。
- ③知的障害者の本人活動に対する支援を行うこと。

(8) 聴覚障害者、中途失聴・難聴者への支援の充実

- ①障害者総合福祉法にもとづく意思疎通支援事業として、東京都レベルの広域的・専門的な手話通訳者派遣事業と、広域的利用および個人のみでなく集まりの場の主催者が利用できる要約筆記者派遣事業を実施すること。複数の区市町村の居住者による利用や都県の境を超えた広域的利用のための連絡調整を行うこと。
- ②手話通訳者、要約筆記者の養成事業を拡充すること。講師単価および会場費を増額すること。
- ③中途失聴・難聴者手話講習会の指導者の養成を実施すること。また、中途失聴・難聴者対象の読話講習会を拡充し、多摩地域でも開催すること。
- ④聴覚障害者、中途失聴・難聴者に対する震災時の支援体制を強化すること。各地域に「福祉避難所」を整備し、聴覚障害者避難所用キットなどの情報通信機器を整備するとともに、災害時の視覚情報発信の具体的方法を定めること。「SOSカード」などを、救急車や救急病院等に整備すること。
- ⑤大規模災害時の補聴器の確保・修理・調整、および補聴器用電池、人工内耳用電池などをすみやかに供給するとともに、被災者の要望に応じて、避難所等に要約筆記者やピアサポーターをすみやかに派遣できるしくみづくりを行うこと。
- ⑥聴覚障害者むけ火災警報器の普及がすすむよう、都として支援を強化すること。都有施設、公共施設をはじめ、多くの人が利用する都市施設への、聴覚障害者用警報装置の設置を促進すること。
- ⑦障害者施策推進協議会に中途失聴・難聴者を参加させること。

(9) 「聞こえの相談室」など、難聴者等に対する相談支援体制の充実

- ①補聴器相談医、言語聴覚士、認定補聴器技能者、ソーシャルワーカー、カウンセラーなどによる、「聞こえの相談室」を実施する区市町村、耳鼻科の診療所・病院などへの支援を行い、身近な地域への「聞こえの相談室」の設置をすすめること。
- ②都として、心身障害者福祉センター、障害者福祉会館、都立病院・公社病院等に、「聞こえの相談窓口」を設置し、難聴者に対する相談支援事業を実施すること。

- ③東京都心身障害者福祉センターが実施している相談支援従事者研修を拡充し、難聴者・児の相談支援に取り組む専門スタッフの養成を促進すること。なかでも、医療機関従事者を対象とする研修を抜本的に拡充すること。
- ④都立大塚ろう学校の『きこえとことば』相談支援センター」および「乳幼児教育相談」を拡充すること。『きこえとことば』相談支援センター」のスタッフは専任体制とし、機能強化を図ること。
- ⑤「新生児聴覚スクリーニング」の実施状況、検査機器の整備状況等を都として把握し、実施を促進するとともに、「要再検査」のばあいの支援を拡充・強化すること。費用負担の無料化助成を実施すること。
- ⑥聴覚障害者、および中途失聴・難聴者対象の相談員事業を実施すること。
- ⑦総合的な聞こえの支援をすすめるうえで不可欠な、難聴者等の正確な人数の把握や、生活実態調査、ニーズ(要望)調査を、都として実施すること。また、こうした難聴者等の調査を実施する区市町村を支援すること。

(10) 磁気ループ（ヒアリング・ループ）の普及促進

- ①都有施設、都営交通の車両・ホーム・駅窓口などへの「磁気ループ」の設置をすすめること。また設置されていることがわかるよう、2009年のヒアリングループ国際会議で確認された「国際統一マーク」などを表示すること。
- ②「磁気ループ普及促進事業(仮称)」を実施し、「磁気ループ」を設置・購入する区市町村、団体、鉄道・バス・タクシーをはじめとした事業者等への支援を行うなど、「磁気ループ」の大幅な普及を図ること。住民等への携帯用「磁気ループ」貸与、家庭における「磁気ループ」設置に対する支援などを行うこと。
- ③都内の「磁気ループ」設置および利用状況を調査し、マップを作成して公表するなど、ひろく都民に情報提供すること。「磁気ループ」に関する知識の普及啓発を行うこと。
- ④都有施設なども活用し、身近な地域に「磁気ループ体験コーナー」の設置をすすめること。

(11) 補聴器の適切な普及のしくみづくりと利用促進

- ①東京都と、耳鼻咽喉科学会、補聴器の事業者等による「補聴器の普及推進協議会(仮称)」を設置し、一人ひとりにあった適切な補聴器を利用できるようにするしくみづくり、および補聴器の普及促進に取り組むこと。都内の補聴器普及の現状調査を実施すること。
- ②認定補聴器技能者、難聴者団体等による「補聴器相談」を支援すること。身近なところで相談できるよう、「まちかど補聴器相談」を関係団体や区市町村と協力して実施すること。
- ③補聴器相談医、認定補聴器技能者、認定補聴器専門店の制度の普及啓発を図ること。補聴器相談医のいる診療所、および認定補聴器専門店が都内にふえるよう支援すること。
- ④補聴器相談医がいて、認定補聴器技能者、認定補聴器専門店との連携をはじめ一定の要件をみたした診療所・病院を、「補聴器相談医療センター(仮称)」として都が認定し、身近な地域への設置がすすむよう支援すること。
- ⑤高齢者に対する補聴器購入助成制度を都として創設し、都内全区市町村が実施できるようにすること。

(12) 視覚障害者への支援の充実

- ①特別養護老人ホームで働く視覚障害者のあんまマッサージ指圧師に対する補助制度を存続し、視覚障害を有するすべてのあんまマッサージ指圧師に対する補助制度に拡充すること。
- ②都職員採用試験Ⅲ類および別枠採用制度で点字試験を実施し、都職員として視覚障害者の雇用をすすめること。
- ③点字ブロックの整備、および横断歩道へのエスコートゾーンや音響式信号機等の設置を促進すること。
- ④視覚障害者に対し、パソコン・周辺機器などを日常生活用具の給付対象とする、都独自の施策を実施すること。
- ⑤視覚障害者日常生活情報点訳等サービス事業を充実させること。
- ⑥盲導犬をはじめ補助犬給付事業を拡充し、利用促進にむけた支援を強化すること。所得の少ない人への盲

導犬の飼育費補助を再開するとともに、補助犬育成への補助を行うこと。

(13) 盲ろう者への支援の充実

- ①通訳・介助者に支払う手当の単価を、盲ろう者の「通訳・介助」という専門性にふさわしい水準になるよう引き上げること。
- ②盲ろう者への通訳・介助者の派遣時間を増やすこと。
- ③通訳・介助者派遣事業を安定的に運営できる人員配置が可能になるよう、事務費を増額すること。
- ④国の標準カリキュラムに基づいて通訳・介助者養成研修事業の時間や内容を充実させること。
- ⑤多摩地域に盲ろう者支援の拠点を設置すること。多摩地域の盲ろう者支援事業をすすめるための予算を新設すること。
- ⑥都として、盲ろう者の人数、生活実態などを把握する調査を実施すること。
- ⑦区市町村と協力して盲ろう者の訪問支援（アウトリーチ）をすすめるため、盲ろう者支援センターに、訪問支援に専従する職員を配置できるよう財政措置を行うこと。
- ⑧コミュニケーションがとれない重症者の入院時に、ヘルパー派遣を行うこと。
- ⑨盲ろう者が孤立することなく地域で生活できるよう、盲ろう者むけのグループホーム整備事業を創設すること。

(14) 肢体不自由児者への支援の充実

- ① 高齢化や二次障害などにより常時医療ケアが必要になった時も重度身体障害者グループホームが利用できるよう、看護師派遣などの対策を実施すること。また都営住宅を、重度身体障害者グループホームとして活用できるようにすること。
- ②重度ではないが、生活介護を受けながら生活できる身体障害者のケアホーム制度を実施すること。
- ③重度訪問介護事業者に対する重度障害者の受け入れ促進にむけた支援を継続すること。

(15) 重症心身障害児（者）への支援の充実

- ①入所施設、およびショートステイ、通所事業の増設をすすめること。とりわけショートステイについて利用実態調査を行い大幅増床を急ぎ、緊急時にも対応できるようにするとともに、通所事業の職員配置、送迎バスの増車・回数増等の拡充、利用時間延長などをすすめること。
- ②総合支援法の療育介護で受け入れ可能な施設を増やすこと。受け入れ可能な療養介護施設（医療機関）の開拓を、区市町村にまかせるだけでなく、都としても積極的にすすめること。
- ③重症心身障害児（者）の人数や、家族・介護者のニーズ等を把握する調査を実施すること。
- ④重症心身障害児（者）が、在宅での生活を安定して送れるよう、24時間365日対応できる訪問診療所、訪問看護ステーションを整備するとともに、都の訪問看護事業を拡充すること。
- ⑤重症心身障害児施設における看護師確保緊急対策事業を拡充し、院内研修、復職研修などを実施すること。重症心身障害児施設の看護師の待遇改善、職場勤務環境改善をすすめること。
- ⑥都立府中療育センターの改築を、家族会や職員の意見を尊重しつつ促進すること。PFI導入の検討はやめ、都立直営を堅持すること。
- ⑦全介助の重症心身障害者が地域で生活できるケアホーム、グループホームを整備すること。

(16) オストメイト（人工肛門・人工膀胱を保有している人）への支援の充実

- ①オストメイト社会適応訓練事業に対する補助を増額・拡充すること。
- ②オストメイト・トイレの整備・普及を促進するとともに、自家用オストメイト・トイレ設置への補助を行うこと。

- ③オストメイトへの災害時支援対策を強化、補装具の確保体制の整備、避難所へのオストメイト対応ポータブルトイレの備蓄をすすめること。
- ④介護者への「ストマケア講習会」を実施すること。

(17) 喉頭摘出者、吃音症の人への支援の充実

- ①喉頭摘出者の発声訓練等に対する補助を、増額・拡充すること。
- ②また吃音治療の専門家の養成をはじめとした治療体制、吃音症の人に対する相談支援体制を整備すること。

(18) 精神障害者への支援の充実

- ①「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」を制定するよう国に求めること。また、都として「こころの健康推進計画（仮称）」をつくること。
- ②医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、臨床心理技術者、作業療法士、薬剤師など多職種による「アウトリーチ（訪問支援）チーム」を、人口10万人に1カ所をめやすに設置すること。都の精神保健福祉センターで実施している「アウトリーチ支援事業」を、拡充すること。
- ③「アウトリーチ（訪問支援）チーム」が常駐する拠点であるとともに、365日24時間体制で当事者や家族（介護者）の相談支援を行う「地域こころの健康支援センター」を、都と区の保健所、精神科診療所、訪問看護ステーションなどを活用して整備すること。
- ④精神疾患の予防や早期発見を促進するとともに、偏見・差別をなくすため、学校教育等で、児童生徒、教職員、保護者に対する精神保健教育を、抜本的に強化すること。
- ⑤精神疾患の予防、早期発見・早期支援にむけ、青年期の支援体制を抜本的に強化すること。そのため、松沢病院以外の都立病院・公社病院にも早期支援青年期外来「ユースサポートセンター」を開設するとともに、民間病院での開設を支援すること。
- ⑥精神科と一般診療科の連携体制整備にむけ、都としての協議会および二次医療圏ごとの地域連携会議を設置するとともに、地域医療機関等に対し精神保健医療全般にわたる研修を実施すること。精神科と一般診療科が協働して継続的に診療を行う「こころとからだの二人主治医制」を構築すること。
- ⑦身体合併症による救急医療を必要とする精神疾患患者の受け入れを改善・促進するため、都として対策をつよめること。また、地域における「こころの診療連携拠点病院」の設置をすすめるとともに、精神科救急医療を拡充すること。
- ⑧中部、多摩総合精神保健福祉センターのホステル（地域生活移行支援の宿泊施設）を再開するとともに、身近な地域にホステルを整備すること。退院促進、地域移行体制整備に対する支援を行うこと。
- ⑨精神障害者ショートステイの整備を促進するとともに、「アウトリーチ（訪問支援）チーム」と連携した都独自の短期宿泊施設「ショートステイハウス（仮称）」を制度化し、身近な地域で、いつでも利用できるようにすること。グループホーム活用型ショートステイの箇所数を増やすこと。
- ⑩区市町村や医療機関が実施する精神障害者デイケアの拡充にむけ、支援を行うこと。
- ⑪グループホーム、ケアホームを増設するとともに、グループホームの退去者に対するアフターケアを支援すること。公的保証人制度の整備をはじめ、精神障害者の賃貸住宅への入居支援を拡充すること。
- ⑫精神障害者授産施設に対する運営補助を拡充すること。障害者日中活動系のサービス推進費補助は、精神障害者の特性に応じた加算が算定されるよう改善・拡充すること。
- ⑬精神障害者の就労支援、職場定着への支援を拡充すること。精神科医療機関の従事者に対する就労支援研修を実施すること。
- ⑭「ピアサポーター推進事業」を創設し、ピアサポーターの人材養成や活動の場をひろげるための支援を実施するとともに、当事者団体の活動への助成を行うこと。地域活動支援センターへのピアカウンセラーの

配置をすすめること。

- ⑮精神障害者の相談員制度を実施すること。また、家族・介護者支援の専門人材である「家族支援ワーカー（仮称）」を都独自に制度化し、養成にふみだすこと。
- ⑯心身障害者福祉手当を「障害者福祉手当」とし、精神障害者を対象にすること。心身障害者（児）医療費助成についても、精神障害者を対象にすること。身体、知的障害者との福祉サービスの格差是正をすすめること。
- ⑰自立支援医療費を無料化するとともに、申請における診断書料への助成を行うこと。
- ⑱災害時の精神障害者への支援体制、必要な医薬品の確保をふくめた災害時の精神保健医療体制の確立、多数の都民に対する「こころのケア」体制の整備、災害によるPTSDに対する専門的医療体制の強化などを、早急に具体化すること

(19) てんかんのある人への支援の充実

- ①都立多摩総合医療センター、小児総合医療センターおよび神経病院に、「てんかんセンター」としての機能を設置すること。
- ②てんかんのある人に対する医療・福祉施策、相談支援体制を整備、拡充すること。てんかんのある人の相談事業を「てんかん生活支援センター」の委託事業として実施すること。
- ③てんかんに対する正しい知識と理解を定着させるための啓発・研修事業を実施すること。
- ④てんかんのある人のために、抗てんかん薬等の災害時用医薬品を確保すること。

(20) 発達障害者への支援の充実

- ①専門的人材の育成など発達障害者支援体制整備を推進すること。
- ②発達障害児の早期発見・早期支援、児童デイサービスや通園施設を活用した巡回指導など療育支援体制を整備すること。学齢期における余暇支援、ショートステイ機能の整備、児童相談所での相談機能強化をすすめること。
- ③早期発見・早期対応のため、保育園や幼稚園の職員を対象にした発達障害に関する研修を行うこと。
- ④都の発達障害者支援センターを、区東部地域や多摩地域にも整備するとともに、身近な地域における相談支援体制整備をすすめるため区市町村への支援を行うこと。
- ⑤発達障害者（児）の生活実態調査を実施すること。
- ⑥発達障害者への愛の手帳の交付については、知能指数だけで判断せず、柔軟に行うようにすること。

(21) 高次脳機能障害者への支援の充実

- ①高次脳機能障害者の相談支援体制を整備、拡充すること。すべての区市町村に支援拠点を設置するとともに、高次脳機能障害者支援員を配置し、身近な地域での支援の充実を図ること。
- ②高次脳機能障害者のリハビリテーション施設をふやすなど、専門的リハビリテーション体制の充実をはかること。相談支援員の養成、医療従事者研修の推進、福祉サービス利用をはじめとした社会復帰支援を拡充すること。

(22) 性同一性障害への支援の推進

- ①性同一性障害に対する正しい知識の普及、および差別や人権侵害が起こらないようにする施策を推進すること。
- ②性同一性障害医療を実施できる医療機関の整備をすすめること。

16 難病患者などへの支援の充実

(1) 難病対策の充実

- ①難病医療費助成の見直しにあたっては自己負担を増やさず、少なくとも現行水準にとどめるよう国に求めること。また、対象者を幅広く拡大するとともに、キャリアオーバーの患者への十分な支援を行うよう求めること。
- ②障害者総合支援法の施行により障害者福祉の対象となった難病患者が適切に福祉制度を利用できるよう都として努めるとともに、区市町村にたいしても指導を行うこと。
- ③難病対策事業を拡充し、難病対策の予算を大幅に増額すること。医療、福祉、就労、生活などの難病患者の実態調査を行い、調査結果をふまえた支援策を実施すること。
- ④難病相談・支援センターの事業を拡充し、予算を増額すること。センターにAEDを設置するとともに、多摩地域にも同等の施設を設置すること。
- ⑤難病医療費助成の対象疾病を拡充すること。骨髄異形成症候群（低リスク不応性貧血のRAとRARSのみ）、投薬が開始されたパーキンソン病患者（特定疾患治療研究事業に指定されている以外の患者）等を加えること。
- ⑥区市町村障害者就労支援事業の対象に難病患者も加えるなど、障害者手帳をもっていない難病患者に対する雇用・就労支援を強化すること。
- ⑦難病患者、内部障害者、長期慢性疾患患者等への就労支援機関を設置すること。
- ⑧難病患者にも福祉手当を支給すること。都営交通の無料パスを交付するとともに、民営バスの運賃割引制度を実施すること。タクシーの割引制度をつくること。
- ⑨線維筋痛症、脳脊髄液減少症などについて、診断・治療できる医療機関の整備、医療費負担軽減などの支援策を講じること。
- ⑩各都立病院に難病専門医を適正に配置し、患者増に見合う専門医療窓口および施設を拡充すること。
- ⑪国に対し、20歳以降（キャリアオーバー）の小児慢性疾患患者への医療費助成を実施するよう求めること。国が実施するまでの間、都独自に実施すること。
- ⑫コミュニケーションが困難な患者が入院時にヘルパーの付き添いを利用できるようにすること。
- ⑬「ヘルプマーク」の普及をすすめる区市町村への支援を行うこと。

(2) ALSなど神経難病患者への支援の充実

- ①在宅難病患者緊急一時入院事業を拡充し、指定病院、および病床数を増やすこと。家族が付き添わなくてよいよう医療関係者への教育研修を行うとともに、常時、見守りが必要な患者に対しては入院中も重度訪問介護のヘルパーの付き添いを認めること。
- ②神経難病ネットワーク事業を拡充し、拠点病院、協力病院、および病床数をふやすこと。人工呼吸器使用重症患者等が安心して長期療養できるよう、拠点病院、協力病院への支援を強化すること。
- ③在宅難病患者医療機器貸与・整備事業、人工呼吸器使用難病患者訪問看護を拡充し、安心して在宅療養ができる環境整備を推進すること。
- ④呼吸不安を抱えて日常生活をおくる筋ジストロフィー患者が、日常生活用具給付事業においてパルスオキシメーターの給付を受けることができるようにすること。
- ⑤都立神経病院の在宅療養支援をはじめとした医療看護体制を拡充すること。

(3) 肝炎患者への支援の充実

- ①ウイルス肝炎の医療費助成を拡充し、肝炎治療の一部に限定せず、慢性肝炎、肝硬変、肝がんを医療費助成の対象にすること。
- ②肝炎ウイルス検診の受診率向上にむけ、職域などに対する普及啓発をすすめること。
- ③一次検診で発見されたウイルス肝炎患者が、確実に精密検診、早期治療を受けることができるようにする対策を強化すること。

(4) 腎臓病患者への支援の充実

- ①腎臓病の研究、予防、治療から社会復帰までふくめた腎疾患総合対策を確立すること。
- ②「腎臓病を考える都民の集い」を都の委託事業とすることをはじめ、財政支援を行うこと
- ③災害時の透析患者の長期滞在施設の確保について、他県と協定を結ぶなど検討すること。
- ④慢性腎臓病（CKD）の早期発見・早期治療のため、健康診査のない企業、自営業者、家族等への健診を推進すること。
- ⑤人工透析が可能な救急医療体制の整備強化を図ること。
- ⑥高齢化がすすむ透析患者が入院できる療養病床確保をすすめること。
- ⑥献腎移植の普及をはじめ腎移植体制を強化すること。
- ⑦都立病院に腎臓病の早期治療から腎移植手術まで可能な腎総合センターを設置するとともに、腎外来設置を推進し、外来透析および夜間、休日透析を実施すること。
- ⑧大久保病院は、腎センターの機能を拡充し、合併症への対応を強化すること。
- ⑨要介護透析者の通院移送サービスを実施すること。島しょの高齢透析患者の送迎への補助を行うこと。
- ⑩透析医療ミスや医療事故防止、感染症対策について、透析医療機関への指導を強化すること。
- ⑪腎臓病の早期発見のため、特定健診でクレアチニン検査を実施する区市町村への財政支援を行うこと。
- ⑫東京都特殊疾病対策協議会腎不全部会に、当事者団体、患者代表が参加できるようにすること。

(5) リウマチ・膠原病患者への支援の充実

- ①身近な病院で「リウマチ教室」を開催し、正しい知識を学習できるようにすること。
- ②都立病院の膠原病科、リウマチ科を存続・拡充すること。

(6) パーキンソン病患者への支援の充実

- ①投薬が開始されたパーキンソン病患者（特定疾患治療研究事業に指定されている以外の患者）を難病医療費助成の対象にすること。国が実施するまでの間、都独自に対象疾患に指定すること。
- ②パーキンソン病などの難病患者は、投薬前の状態で身体障害者手帳の交付要件を判定するよう、国に求めること。

(7) 呼吸器患者への支援の充実

- ①COPD（慢性閉塞性肺疾患）の知識の普及、区市町村の研修を行うCOPD対策事業を実施すること。
- ②在宅酸素濃縮装置の電気代助成を行うとともに、在宅酸素療養患者の医療費負担を軽減すること。パルスオキシメーター購入費への助成を行うこと。
- ③呼吸器リハビリテーション（呼吸理学療法）の普及・研修をすすめるとともに、在宅酸素療養患者の医療・福祉が連携した地域ケア支援体制を整備すること。
- ④都立清瀬喜望園、および酸素対応可能な老人保健施設等で、呼吸機能障害者のショートステイ、デイサービスを実施すること。

⑤酸素対応可能な特別養護老人ホーム、老人保健施設等を整備するため支援を行うこと。

⑥在宅酸素療養患者の災害・停電時の支援対策を強化すること。

(8) ハンセン病元患者への支援の充実

①ハンセン病元患者の人権回復、社会復帰に対する支援を強化すること。

②ハンセン病への偏見をなくすよう、人権啓発活動を強化すること。

③ハンセン病の歴史を風化させないため、国に対し、国立療養所多磨全生園を「人権の森」として保存するよう求めること。

〈6〉 福祉をささえる基盤をかためる

| |
|---------------------|
| 17 地域福祉の推進と福祉人材への支援 |
|---------------------|

(1) 「ケアラー」支援と地域福祉の充実

①東京都地域福祉支援計画を、すみやかに策定すること。

②高齢者介護、身体・知的・精神などの障害者のケア、難病などの看病、病児や障害児の療育など、さまざまなケアを行っている「ケアラー」の量的調査とニーズ調査を行い、必要な対策を構築すること。

③千葉県中核地域生活支援センターも参考にして、「ケアラー」の総合的な相談支援を行う「地域生活支援センター」（仮称）を、身近な地域に設置すること。

④「ケアラー」の交流会や居場所づくりをはじめ、当事者活動に対する支援を強化すること。

⑤住民の地域福祉活動を支援する「地域福祉コーディネーター」への支援を強化し、配置を促進すること。

⑥介護保険などの制度のすき間をうめ、地域に密着した有償家事援助、配食、移送などのきめ細かい在宅サービスを提供している住民参加型団体を支援する地域福祉推進事業を拡充し、実施区市町村、対象団体を大幅に増やすこと。

⑦小規模な障害者団体などの地域福祉活動を支援する「地域福祉振興事業」を拡充すること。

(2) 福祉サービス利用者支援の充実

①福祉活動を行うNPO法人や住民参加型団体、ボランティア団体の運営強化のための支援を行うこと。活動の拠点として公共施設等が使えるよう支援すること。

②成年後見制度の活用を促進する「成年後見活用あんしん生活創造事業」を拡充し、低所得者も利用できるようにするなど、使いやすい制度へ改善すること。

③認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の福祉サービス利用を支援する日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）を拡充し、利用者増に見合うよう事業費・事務費を増額するとともに、専門員の複数設置をすすめること。

④営利企業による福祉事業に対する指導検査体制を、抜本的に強化すること。

(3) 福祉・介護人材の確保・定着対策の拡充

- ①都として民間福祉職員の賃金・労働時間などの労働条件を調査して、実態を把握すること。
- ②福祉・介護人材の賃金の引き上げをはじめとした抜本的な待遇改善、定着促進、増配置をすすめるため、専門性や経験に応じた人件費補助を都独自に実施すること。
- ③民間社会福祉施設サービス推進費補助について、経験年数加算をはじめ、抜本的に改善・拡充・増額すること。努力・実績加算の要件緩和と単価の引き上げを実施すること。
- ④国が示す福祉職俸給表や、公務員の給与水準と比較して、多くの民間福祉職員の給与に大きな格差があることについて、是正すること。
- ⑤介護福祉士等修学資金の貸与事業を拡充すること。低所得者の償還免除要件緩和を復活すること。

(4) 防災対策、環境対策の推進

- ①障害者、難病患者、高齢者などに対する大規模災害時の緊急支援体制の整備を強化すること。関係者・関係団体の要望、意見を十分に聞き、障害、疾患などの特性に応じた支援対策を確立すること。
- ②都内すべての医療施設、福祉施設を対象にして、耐震診断や耐震化を目的とした新築建て替え・耐震補強工事等に対して財政支援を行い、耐震化を促進すること。
- ③福祉施設を災害時の福祉避難所として整備し、通信機器をはじめ、必要な機能強化を支援すること。利用者、職員、避難者用の備蓄の強化とともに、備蓄倉庫整備など備蓄スペース確保に対して財政支援を行うこと。
- ④災害時の要援護者に対し、区市町村社会福祉協議会や地域包括支援センターなど、関係機関の連携による支援体制を構築すること。
- ⑤DMATの福祉版として、多職種のチームが一次避難所や福祉避難所での福祉ニーズの把握や支援体制の構築、関係機関との連携・調整等を行う災害派遣福祉チーム（DWAT）の設立に向けた検討と派遣職員の養成を行うこと。
- ⑥医療施設および社会福祉施設の自家発電機設備整備への財政支援を継続・拡充すること。
- ⑦太陽光発電など再生可能エネルギーや省エネ設備等を導入する保育所、特別養護老人ホームなど福祉施設に対し、財政支援を行うこと。

(5) 区市町村包括補助の拡充と改善

- ①5つの「福祉保健区市町村包括補助事業」（高齢社会対策、子ども家庭支援、障害者施策推進、医療保健政策、地域福祉推進）を増額・拡充すること。また、区市町村が使いやすいように改善すること。
- ②包括補助に再構築された補助事業が、従来の個別補助の水準・内容から後退しないようにすること。
- ③補助の活用状況と補助事業による成果が都民にわかるよう、「まとめ」を毎年度作成し、公表すること。

18 福祉のまちづくり、ユニバーサルデザインの推進

(1) 都民だれにもやさしい福祉のまちづくり、ユニバーサルデザインの推進

- ①ソフト、ハード両面でユニバーサルデザインを推進するための全庁的体制を確立するとともに、「東京都ユニバーサルデザイン推進計画」をつくること。災害時・緊急時に備える施設、避難所については、バリアフリー化をすすめること。

- ②ユニバーサルデザイン推進の人材育成、すぐれた取り組みの普及をすすめること。都と事業者等による「ユニバーサルデザイン推進協議会」を設置すること。
- ③都内の公共施設・公共交通施設・車両などのバリアフリー化を徹底すること。障害者、高齢者、妊産婦などが利用できるトイレを増やすとともに、当事者の意見を反映して改善をすすめること。一般トイレのバリアフリー化を進めること。
- ④高齢者、障害者の住宅改造への助成は、対象範囲や限度額などを拡充し、利用しやすい制度に改善すること。
- ⑤「音バリアフリー・聞こえのバリアフリー」を福祉のまちづくりに位置づけるとともに、都営地下鉄等で「音バリアフリー・聞こえのバリアフリー推進モデル事業(仮称)」を実施すること。また、「音バリアフリー・聞こえのバリアフリー」に取り組む区市町村、事業者、団体等を支援すること。
- ⑥「東京都福祉のまちづくり条例」の「推進計画」をさらに拡充する方向で改定すること。「施設整備マニュアル」に、集会施設の会議室をはじめ、より多くの施設への「磁気ループ」など集団補聴設備、要約筆記のためのプロジェクターやスクリーン等の設置を、守るべき基準として明記すること。
- ⑦ユニバーサルデザイン整備促進事業を来年度以降も継続すること。

(2) 福祉機器の利用・促進

- ①福祉機器総合センターを拡充すること。身近な地域に福祉機器センターを整備すること。
- ②「福祉のまちづくり研究所」、または「福祉機器開発・普及センター（テクノエイドセンター）」を設置し、福祉機器や補装具の研究、開発、普及、利用者の相談支援などを実施すること。
- ③都の産業技術センター、心身障害者福祉センター、都立病院・公社病院、首都大学東京と、民間事業者、国立・私立大学などによる「産学公連携」や「医工連携」をすすめ、コミュニケーション支援や、「音バリアフリー・聞こえのバリアフリー」にむけた新しい福祉医療機器や技術の開発、普及をすすめること。
- ④介護ロボットの研究開発とともに、普及を促進すること。
- ⑤福祉医療機器の貸与や給付、購入費助成の制度を創設すること。

〈7〉 中小企業、農林水産業への支援を拡充する

| |
|--------------------------------|
| 19 中小企業の振興にむけた総合対策、資金繰りへの支援の強化 |
|--------------------------------|

(1) 消費税増税、TPP（環太平洋パートナーシップ協定）交渉参加の中止

- ①来年4月に予定している消費税増税を中止するよう国につよく求めること。
- ②都としてTPP交渉反対の立場を表明するとともに、国に対しTPP交渉参加の中止を求めること。

(2) 直接助成・直接支援など緊急対策の実施

- ①安倍内閣のアベノミクス、消費税など中小企業への影響調査を実施するとともに、相談支援体制を拡充す

ること。

- ②借り工場家賃、リース代など固定費の負担に対する直接支援を実施すること。
- ③企業に抛出を求め、中小製造業者の休業補償を実施すること。
- ④中小企業の設備投資意欲に応える助成をすすめること。
- ⑤中小零細企業が行う省エネ化、減量・リサイクル、再資源化、CO₂削減対策、自家発電設備導入への支援、環境関連業種による技術開発などへの助成を拡充すること。
- ⑥都内での本社や生産拠点を維持しつつ海外展開を行う中小企業に対し、国際業務に関する知識、資金、人材、リスク管理などの支援を強化すること。中小企業海外展開支援事業を拡充すること。
- ⑦長期化する経済悪化の中で、下請け単価の切り下げで切り抜けようとする大企業への監視体制を強化し、下請け企業への支援を強化すること。
- ⑧中小企業の仕事確保のため、都の体制を強化し、大企業への訪問など発注要請を行うこと。中小企業振興公社にも、同様の取り組みを行うよう求めること。

(3) 総合的支援政策の確立と推進

- ①商工指導所を復活し、専門家を派遣して中小企業の経営課題を解決するとともに、現場の情報をフィードバックし、都の商工施策の企画立案などにも反映できるようにすること。都の各種支援メニューを活用できるように積極的に支援すること。
- ②東京における中小企業の総合的な振興を図るために、都として「中小企業振興基本条例」を制定すること。
- ③中小企業対策審議会を開催し、ものづくり再生のための長期戦略をボトムアップ方式で策定すること。
- ④都と中小企業・自営業者などで常設の「中小企業振興会議」をつくり、官民共同で中小企業振興を推進すること。
- ⑤製造業、建設業、ファッション産業など分野別・業種別の各「振興プラン」を策定し、それぞれの振興対策を拡充すること。各分野・業種の中小企業、自営業者、家族従業員の悉皆調査を実施し、営業・生活・健康などの実態を把握すること。
- ⑥区市町村の産業振興計画づくりを支援すること。区市町村が実施する産業振興事業に対する財政支援を行うこと。
- ⑦中小企業予算を抜本的に拡充すること。

(4) 資金繰り支援の拡充

- ①債務者区分により無理な約定変更が行われていないかどうか、都として相談窓口を設置するとともに、実態把握をすること。
- ②預託金を増額し、中小企業の負担を軽減して、借りやすい制度融資のメニューを拡充すること。保証料補助のメニューを拡大すること。資金繰りが困難な企業には、保証料を上乗せして負担を軽減すること。
- ③区市町村の制度融資に対して、利子補給、保証料補助を行うこと。
- ④制度融資の保証にたいする責任共有制（部分保証制度）をやめ、全額保証のメニューを拡充すること。
- ⑤制度融資における個人保証制度は原則廃止すること。
- ⑥借り換え融資については、その対象となる既存融資を広げること。
- ⑦「無担保無保証人融資」の限度額を倍額まで引き上げること。
- ⑧物的担保偏重を改め、知的財産、熟練技術・技能なども適正に評価し、資金繰りを支援すること。
- ⑨収益がなく、生活が困難な業者に対する無利子、長期貸し付けの生活つなぎ資金を創設すること。
- ⑩中小企業の経営者団体、金融機関、保証協会の代表が入った「中小企業資金繰り検討委員会」を設置し、融資制度の改善をすすめること。

- ⑪保証協会債権回収株式会社による強引な債権回収、資産の競売・任意売却の強要などが起きないようにすること。
 - ⑫悪質貸金業に対する監視・指導を強めること。
- (5) 製品開発、販路拡大への支援の強化
- ①製品開発、売り上げの向上などを計画している中小企業に対し、資金の助成、専門家の派遣、低利融資などの支援を実施すること。
 - ②中小企業の販路開拓、市場調査などを、都として支援すること。海外共同事業所の整備、国内外の見本市を拡充すること。
- (6) 創業支援の強化
- ①起業者への全額助成を始め、都の無料施設の提供拡大、家賃、機械設備などへの助成を実施すること。
 - ②創業支援融資は、都の起業塾・商人塾などの受講を条件に金利を優遇することをはじめ、改善・拡充すること。自己資金がなくても、融資を受けられるようにすること。
 - ③女性起業家、青年起業家向けの起業家支援融資を創設するなど、支援を強化すること。
- (7) 下請取引の監視強化、取引適正化への支援強化
- ①下請取引監視員を大幅に増やすよう国に要請するとともに、都として下請取引適正化へむけて取引監視体制を抜本的に強化すること。
 - ②財界団体や大企業に、一方的な単価切り下げなど下請いじめをやめるよう、都が直接、働きかけること。
 - ③下請け企業が下請け取引の問題について、ちゅうちょせず告発・調停に持ち込める、下請け取引監視の仕組みをつくること。
 - ④小企業取引適正化に対する支援を強化すること。
- (8) 人材確保・育成に対する支援の強化
- ①中小企業に対し雇用安定助成金の円滑活用をすすめるとともに、都として上乗せ助成を行うこと。
 - ②小企業または中小企業団体・グループが行う人材確保のための労働時間の短縮、職場環境の改善、福利厚生の実施、人材育成の充実等に対する助成制度を拡充すること。
 - ③小企業団体が行う就職説明会などへの支援、助成を拡充すること。
 - ④小企業に働く労働者の育児・介護休業など取得を促進するため、中小企業に対して休業期間中の賃金助成や代替職員配置のための支援を拡充すること。育児・介護休業取得促進事業などを拡充すること。
 - ⑤従業者の介護による離職を防止できるように、中小企業を支援すること。
 - ⑥ワーク・ライフ・バランスをすすめる中小企業への支援を拡充するとともに、いったん離職した女性の再就職をすすめる中小企業を支援すること。
- (8) 事業継承・事業再生の支援強化
- ①事業継承、事業再生を促進するため、相談窓口を強化するとともに、長期貸付・超低金利の全額保証の融資創設、専門家の派遣など課題解決にむけた経営支援策を拡充すること。
 - ②閉鎖となる工場と、新たに操業を考える人や、事業の拡張を検討している企業を結びつける場をつくり、都として支援すること。
 - ③存続・継承すべき技能・技術を指定し、都として特別の手立てを講じること。

(9) 知的財産権に対する支援の強化

- ①国内および海外の特許取得、特許維持費用、特許侵害の調査費用、訴訟費用への助成を行い、知的財産権保護への支援を強化すること。
- ②知的財産総合センターによるアドバイザー派遣などの支援を拡充すること。各国の知的財産の制度に熟知した専門家を配置すること。

(10) 試験研究機関の拡充

- ①産業技術研究センターは、運営費、研究費を増額するとともに、基礎的研究ができる人員を増やすなど、中小企業への支援体制を拡充すること。
- ②区部における支援拠点、多摩テクノプラザを拡充するとともに、多摩地域に複数のブランチをつくること。
- ③独立行政法人化を見直すこと。

(11) 官公需の中小企業への発注の拡大

- ①都の物品購入、発注工事の中小企業への発注比率を引き上げること。
- ②機械的な競争入札などによる行き過ぎた単価の切り下げ、低価格入札を是正し、中小企業が適切な金額で受注できるようにすること。

(12) 新銀行東京の清算・処理

- ①金融専門家などを交えた第三者による経営分析と処理方針を検討する場を設け、預金者保護、中小企業への支援の継続をしながら、清算手続きに入ること。

| |
|------------------------|
| 20 ものづくりへの支援の強化 |
|------------------------|

(1) ものづくりの再生をすすめる

- ①地域ごとに、どのような製造業種、業態が残っているのか把握する悉皆調査を行い、データ化するとともに分析を行うこと。
- ②ものづくりにかかわってきたベテラン人材を「ものづくりインストラクター」として養成し、地域の中企業の経営、生産管理、技術の継承・発展など要望に応じて、派遣できるようにすること。
- ③小企業のものづくり技術・技能継承に向けた取り組みを支援すること。
- ④験研究機関、インキュベーション施設、展示場、販路拡大、各種サポート・相談体制などを一カ所に集約した、ワンストップ・サービスの「東京ものづくり支援センター」を複数設置すること。
- ⑤新製品、新技術開発への助成事業については、自己負担を軽減するとともに、前渡し金として直ちに事業開始できるようにすること。
- ⑥すぐれた技術・技能を存続させるため、都がかかえている各種課題の解決にむけて、中小企業に委託研究を行う制度を創設すること。
- ⑦工業会や製造事業者等が、技術開発や製品開発に向けた課題解決のため必要となる依頼試験等の経費に対する助成を行うこと。
- ⑧地域の工業団体等による、ものづくりの集積衰退に歯止めをかけるための取り組みに要する経費に対する助成を行うこと。

- ⑨国内外に発信する「ものづくり東京ブランド」を創設し、新技術・新製品の開発、販路拡大などを支援すること。
- ⑩国の開発助成金について、手続きを簡素化するよう求めること。都として上乗せ補助を実施すること。
- ⑪廃業企業の機械設備を、既存の中小企業、起業者が低廉な価格で活用できる仕組みをつくること。

(2) 各種産業分野との連携強化

- ①再生可能エネルギーを新しい産業振興の柱として位置づけ、都内中小企業による技術開発、製品づくりを、大学、試験研究機関と連携して強化し、雇用創出にもつなげること。
- ②風力発電のテストサイト設置を国に求めるとともに、風力発電用のパワーコンディショナーの開発を支援すること。
- ③3Dプリンター活用の可能性を広げるためには、製造業だけでなく、さまざまな分野の方々が交流する異業種交流を活発にすること。また、知的財産総合センターとも連携するとともに、知的財産保護ができるような技術支援をすること。さらに、超微小の浮遊粒子が肺に入ることによる健康への影響などを研究分野として取り組むこと。
- ④大学などのもつスパコンを中小企業が活用できるよう、大学などの研究機関と連携して、ソフト開発など技術的支援や人材の育成、普及啓発を推進し、スパコンを活用した中小企業の製品開発を支援するなど、コンピュータ技術の発展を中小企業振興に役立てること。
- ⑤新しい医療機器・医療技術の開発をすすめる医工連携事業を、都立病院、大学病院、研究所と連携して実施し、雇用創出にもつなげること。
- ⑥福祉・介護機器、介護ロボットの開発をすすめる産学工連携事業を、都内の福祉施設、大学、研究所などと連携して、福祉機器の開発、製品づくりをすすめること。
- ⑦特定分野で強みをもつ企業のさらなる技術力の高度化・強化、販路拡大をするニッチトップ企業への支援を強化すること。
- ⑧都内の農林水産業がかかえる課題について、大学、研究所と連携して、技術開発、製品開発ができるように支援すること。
- ⑨都内の商店街が、地域のものづくり企業と連携して、地域ブランドとして商品開発し、販売できるように支援すること。

(3) 技術継承の強化

- ①「東京マイスター」のいる企業や環境、雇用などすぐれた企業を認定し育成するとともに、経営支援をすすめること。
- ②インターンシップ受け入れ企業には、受け入れ助成制度、専門家コーチ派遣制度などを立ち上げ、受け入れの負担を軽減すること。
- ③ものづくりの技術継承のために、都として必要な職業訓練をおこない、中小企業の求人に応えられるようにすること。

(4) 工業集積地域への支援の強化

- ①既存の集積地域に加えて、集積が期待される地域や、地域横断的な産業クラスターなども視野に入れた、新たな工業集積地域支援事業を立ち上げること。
- ②創造的都市型産業創出助成事業など、都の支援事業の対象となる区市町村数、プロジェクト数、助成率を拡充すること。
- ③工業集積拠点ごとに、業者の要望に応えられる専門家を配置して派遣できるようにするとともに、各種助

成事業の活用をアドバイスできるようにすること。

(5) 工場アパートの整備促進

- ①小規模事業者向けの工場アパートを都として整備すること。
- ②区市町村直営の工場アパートへの補助、建て替え用工場アパートの支援を実施すること。
- ③工場跡地等の積極的な用地取得や、所有地など公共用地の活用で、工場団地・工場アパートの建設を促進すること。

(6) メッキ加工業への支援の強化

- ①ものづくりに欠かせないメッキ加工業への支援を継続・強化すること。

| |
|------------------------------------|
| <h2>2.1 地域・消費者に魅力ある商店街づくりへの支援</h2> |
|------------------------------------|

(1) 全庁横断的な総合的な支援体制の創設

- ①商工振興、福祉、まちづくりなど、都の各部局が連携した横断的組織「消費者に親しまれる商店街推進本部（仮称）」をつくり、住民、区市町村の要望を聞きながら、施策を拡充すること。
- ②商店街振興・活性化を支援する条例を都として制定すること。
- ③都として、商店街を「地域の公共財産」と位置づけて、魅力ある商店街とするため、財政支援、地域と密着した専門家の派遣・経営診断・相談など、公的支援を思い切って拡充し、継続した支援をおこなうこと。

(2) 商店街業者への緊急生活支援

- ①家族従業者の給与を必要経費として認める範囲を拡充するなど、税金、社会保険料を軽減すること。
- ②所得の低い商店世帯への国保の保険料（税）の減免、軽減をすすめること。国保でも傷病手当、出産手当が支給されるようにすること。
- ③病気、出産、介護などで商店を休業せざるをえない時には、お店、家事を応援する「商いヘルパー」を派遣すること。
- ④小売店の確定申告など専門家による税務相談ができるようにすること。

(3) 「買い物弱者」への支援の強化

- ①買い物弱者支援モデル事業を、希望する全区市町村が実施できるように、助成期間、助成対象事業など見直すこと。
- ②買い物に出られないという方々、歩いて商店街まで行くのが困難だという方々など、生鮮食品、日常雑貨品などの買い物・購入に困らないように、商店街、NPOなどが、ご用聞き、配達、送迎、移動店舗などによる買い物支援に取り組めるようにすること。
- ③商店街へ買い物に行く道に、休憩スポット、トイレ、ベンチなどの設置できるよう支援すること。

(4) 住民、消費者に魅力ある商店街づくりへの支援

- ①地域住民・消費者が求める商店街活性化策に関する調査を行うこと。

- ②消費者参加型の商店街活性化・商店街づくりに取り組む商店街や区市町村に対する支援事業を創設すること。
- ③品揃え、接客、品質の改善から、店舗・商店街の雰囲気づくりなど、商店街と地域住民が双方向で取り組めるようにすること。地域の消費者と商店街とを結ぶ情報紙づくりなどができるようにすること。
- ④魚屋さん、肉屋さん、八百屋さん、おかず屋さん、マーケット、料飲店、電気屋さんなど地域住民が必要とするお店を誘致したり、後継者を育成するための研修、業種転換ができるようにすること。
- ⑤地域ブランド、「一店逸品」、B級グルメ、地産地消などの取り組みに対して、住民要求の調査、商品開発、店内陳列のやり方や販売促進などについて、専門家、試験研究機関などと協力して推進できるようにすること。
- ⑥消費者が、商店街でより良い商品を、量販店などと遜色ない価格で買えるように、商店街、業種団体が共同仕入れ、共同物流、情報システムなどの共同導入ができるようすること。
- ⑦良質の生鮮食品が卸売市場から地域商店にまわるようなしくみに改善すること。地域商店に使いやすい施設整備をすすめること。
- ⑧電子商取引について人材確保・育成、商店街にあった形で取り組めるようにすること。
- ⑨商店街リフォーム助成を実施すること。

(5) 住民の交流、コミュニティの場として位置づけて支援する

- ①区市町村、商店街、NPOなどが、商店街やその周辺に、住民が買い物途中で休息したり、買い物する時に子どもの一時保育ができたり、地域住民が利用できる多目的の交流拠点として使える施設を設置、運営できるようにすること。
- ②商店街・店舗のバリアフリー化、商店街へのベンチ・トイレ（障害者用、子ども用などをどふくめ）の設置、商店街で利用できるキャスター付き買い物カゴの導入などができるようにすること。
- ③だれもが安心して買い物を楽しめるように、バリアフリーのまちづくりすすめ、可能なところから商店街の中での自動車交通を一定の時間帯に規制できるようにしたり、商店街周辺への駐車場・駐輪場を整備すること。

(6) 区市町村への支援、「新・元気を出せ！商店街事業」の拡充

- ①区市町村が、商店街利用に関する消費者モニター調査をはじめとして商店街実態調査、消費者など地元関係者の参加による商店街振興プランづくり、各店舗・商店街の経営相談・診断、事業計画づくり、各種助成事業などの申請手続きをできるように支援するための、専門機関を立ち上げること。
- ②区市町村が、住民、商店街などと、各商店街の問題点を把握したり、各商店街にあった独自施策をすすめられるよう、区市町村が取り組む商店街振興施策に対する包括補助制度を創設すること。
- ③商店街を構成している一つ一つの店舗のバリアフリー化、低電力化、店舗改善にむけた支援制度を立ち上げること。
- ④「新・元気を出せ！商店街事業」など既存の商店街支援事業について、複数の商店街が合同した取り組みを支援対象にしたり、適用要件の緩和、利用回数・補助対象・補助率の拡大を行うこと。
- ⑤商店街支援事業をすすめるうえで妨げになっている、自己資金の確保、申請・報告手続き、事業費の立て替え、事業費融資を受けるための役員等による個人保証などについて、商店街の負担軽減をすすめること。
- ⑥商店街の街路灯の電気料金について、都も一部負担すること。
- ⑦区市町村がプレミアム商品券を発行する場合の補助をすること。
- ⑧商店街にある工務店、不動産屋さんなどとも連携して、お店・商店街施設のリフォームなど取り組めるようにすること。

⑨地域商店街活性化法に基づく商店街活性化事業計画を策定する商店街に対する支援を行うこと。

(7) エコ商店街の取り組みを支援

①商店街が、地域の中で、環境にやさしいまちづくりを積極的に推進できるように、地元自治体、消費者、異なる業種などが連携して、環境にやさしい洗剤などの商品開発・販売、不要品リサイクル、カーシェアリング、地産地消などの取り組みができるようにすること。

②商店街施設への太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギー発電、太陽熱利用、商店街、地域から出る天ぷら油、生ゴミなどの資源回収によるエネルギー利用などの取り組みができるようにすること。

(8) 商店の継承や空き店舗対策を拡充

①空き店舗についての固定資産税、都市計画税の軽減措置すること。

②商店街、NPOなどが空き店舗を活用した、一時保育など地域住民の様々なニーズに対応するための事業を立ち上げに支援すること。

③空き店舗が出た場合に、空き状態が長期に渡ることなく、また商店街の機能を維持するために活用・再開できるよう、持ち主に代わって区市町村などが賃貸契約、起業から自立までの間の金融支援、経営相談などに応じ、持ち主の代行も果たす空き店舗マネージャーなどの人材を用意する、リフォームを支援するなどの仕組みをつくること。

④商店街と大学、専門学校、高校の橋渡しをして、商店街が学校から専門的支援を受けたり、商店街の空き店舗などを活用した特産品の開発、インターネットを使った放送局の取り組みなど学生との様々な取り組みができるようにすること。

⑤商店街、地域住民、NPO、自治体、専門家などが参加した協議会をつくり、空き店舗が出ないように、商店街での消費者の回遊性、要望を調査したり、まちづくりという視点も踏まえて対策がとれるようにすること。

(9) 商店街組合への支援

①商店街活動の推進に欠かせないリーダーを育成できるように、長期的立場で商店街活動を担う人材育成事業を継続してすすめること。

②商店街組合の事務所の固定資産税、組合専従者の人件費負担などの軽減策をすすめること。

③商店街が取り組む地域のお祭り、消防団活動、清掃活動、防犯パトロールなども支援対象とすること。

(10) コンビニ店に対するルールづくり

①コンビニ店が住民の要望に応じて商売を続けられるよう、都として、商店街への加盟、公共料金の取り扱いなどコンビニ本部とのルールづくりをすすめること。

②全店一律の24時間営業を見直すよう、本部に働きかけること。

(11) 大型店・駅ナカ店の規制、商店街と共存・共栄

①大型店の出退店をすすめる事前の大規模な土地取引については、具体化する前に地元自治体のまちづくり方針との整合性のチェック、地元商店街での買い物客の回遊性などの影響調査をおこない、地元自治体、商店街、住民との合意を求めるなどのルールをつくること。

②駅ビルや地域に大型店出店をすすめる場合でも、出店事業者と住民団体、商店街、自治体とが、地域経済振興をめざし、事前説明会の実施、各種影響調査の実施、商店街への影響軽減策、商店街振興への協力などを、相互で取り決める「商店街振興協定」を結ぶルールづくりをすすめること。

- ③小売商業調整法にもとづく中小業者からの申請について、地域経済振興の立場から活用できるようにすること。
- ④大型店内、駅ナカ内での地元商店物産展を開催するなど、地元商店（街）を広く紹介できるようにする取り組みをすすめること。
- ⑤大型店、チェーン店などが積極的に商店街活動へ協力、参加できるよう、それぞれの本部に改善を求めること。

2.2 中小建設業への支援の強化

(1) 仕事確保、緊急対策の推進

- ①住宅リフォーム助成を、都として実施すること。また、住宅リフォーム助成を実施する区市町村への財政支援を行うこと。
- ②都営住宅・公社住宅、福祉施設の建設など、生活密着型公共事業を大幅に拡大すること。
- ③今日の経済危機の建設業への影響について緊急に実態調査を実施するとともに、中小建設業の仕事確保と経営安定のための緊急対策を実施すること。

(2) 都発注の公共事業の改善

- ①公共設計労務単価が、下請けの労務単価にも反映するよう元請け、業界に要請すること。
- ②契約・発注にあたって、中小業者の範囲を資本金1億円以下、従業員100人以下として、配慮すること。
- ③公共事業など公契約において、公正な労働基準と労働関係法の遵守、社会保険の全面適用等を基本原則とする公契約条例を制定すること。
- ④低価格入札による労賃や労働環境等への影響について実態調査を行い、低価格入札の現状を抜本的に改善すること。
- ⑤入札不参加、不調の原因となっている、行き過ぎたコスト削減、建設資材高騰を反映しない価格算定をあらため、適正な発注価格とすること。また、設計変更にあたっては適正な価格を保証すること。
- ⑥「総合評価制度」の運用にあつては、企業規模や受注実績だけでなく、防災、環境、地球温暖化防止、雇用確保、法令遵守、消防、交通安全、地域社会への貢献などを、総合的に評価すること。中小企業について、公平・公正な審査を行うこと。
- ⑦分離・分割発注等の徹底により、公共事業の中小建設業者への発注率を高めること。
- ⑧都が発注する軽易な修繕工事など小規模工事の受注の機会を積極的に提供する、小規模工事等契約希望者登録制度を実施すること。
- ⑨公共工事において、元請け業者に建設業退職金共済制度を徹底するため、労働者の手元に証紙が届いたことを確認するための報告を義務づけること。

(3) 下請け業者への支援の充実

- ①悪質な下請けいじめ、請負代金・賃金未払いなどの防止・救済対策を強化し、相談窓口を設置すること。特に悪質なものについては、企業名、事例が情報共有できるようにすること。
- ②採算割れの下請け単価の押しつけ防止、建設労働者の適正な賃金確保されるなど、元請け責任を果たさせるよう指導を強化すること。

③悪質業者や代理人、中間ブローカーの参入を規制するとともに、下請け代金未払い問題を起こしている元請け企業情報は都の各局、区市町村と共有し、下請けいじめ、下請け代金や労働者の賃金の不払いなどを一掃すること。

④元請け企業の倒産、破産した場合、不慮の事故など、様々な要因で下請け代金の支払いが遅らざるえない事態に備え下請事業者の債権保全事業を実施すること。

(4) 建設労働者、中小零細建設業者の福祉の充実

①建設国保への補助金は、医療費増嵩分もふくめて現行水準を維持すること。

②中小零細建設業者のために、東京都として雇用保険的な独自の対策を実施すること。

③建設業退職金共済制度を徹底すること。

(5) 中小建設業振興の総合対策の推進

①建設業を産業政策の柱として位置つけた「振興プラン」を策定し、総合的な振興支援対策を推進すること。

②東京都建設業審議会を設置すること。

③業労働局に建設業振興課を設置すること。

23 業種別支援の充実

(1) 印刷・出版・文化産業への支援の強化

①適正単価にもとづく予定価格を設定し、印刷・製本を物品買入契約扱いから製造請負扱いとすること。

②倒産、廃業から労働者、業者、取引業者の救済制度を確立すること。

③印刷産業の商取引慣行の改善、適正単価の確立にむけ、都として実態調査をおこなうこと。

④印刷・出版・映像文化産業の振興計画を作成すること。

(2) 地場産業、伝統産業への支援の強化

①地場産業、伝統産業製品を、世界や全国に発信するために、販路拡大などと連携した「ブランド指定」事業をすすめること。

②地場・伝統産業対策は、従来の業種団体支援に加え、区市町村の自主的計画・事業の支援を積極的に行い、販路拡大、技術支援、後継者対策など業者の生き残りに直接役立つものとする。

③都庁舎をはじめ公共施設を活用し、地場・伝統産業製品の展示や販売支援を拡充すること。主要駅やデパートなどでのアンテナショップの開設など、製品の普及、宣伝と販売を支援すること。

④お麩、佃煮などの業界について、その実態などについて調査するとともに、地場産業、伝統産業製品として支援すること。

(3) アニメ産業の振興策の強化

①総合的で体系的なアニメ産業振興プランをつくり、著作権の保護など、都としてルールづくりをすすめること。

②アニメ産業労働者の実態調査を行い、相談体制を充実させること。

(4) 皮革関連産業の振興対策、家内労働者への支援の充実

- ①皮革製品の東京ブランド認証制度をつくり、販路拡大をすすめること。
- ②皮革技術センター台東支所は、中小企業振興公社、産業貿易センター、職業能力開発センター台東分校などとの機能的連携をいっそう充実、強化すること。
- ③製靴産業に働く人や工房を開いている人たちが技術支援を受けられる、能力向上訓練等支援を強化すること。
- ④靴づくり職人をめざす若者のために、低家賃の工房、共同工房、工場アパート、常設の展示場の確保などを支援すること。スキルアップのための専門家の派遣制度、ドイツやイタリアで実施されているシューフィッター制度の普及などを図ること。
- ⑤「家内労働傷病共済制度」や「健康診断事業」などの諸施策を拡充・継続し、家内労働者の健康と生活を守ること。
- ⑥失業、仕事減少などにより生活困窮に追い込まれる従業者に対する緊急生活融資を創設すること。倒産等による仕事の打ち切り、ひま場救済のために、休業補償制度を確立すること。
- ⑦家内労働者のための融資限度額を拡大するため、労働金庫への預託原資を増額すること。

(5) 観光産業振興策の充実

- ①江戸文化、下町文化、多摩・島しょの自然など、東京ならではの観光資源の保全・開拓を図ること。地元で努力している取り組みに対する支援を行うこと。
- ②低廉な料金の宿泊施設、都内共通観光パスなど、魅力ある観光対策を講じること。
- ③各地域の観光協会の取り組みを支援をすること。
- ④カジノを核とした複合的な観光拠点施設構想は中止すること。

24 農林水産業への支援の強化

(1) 再生可能エネルギー導入への支援

- ①再生可能エネルギーの導入にむけた設備投資を行う農林漁業者に対し、財政支援を実施すること。都内の中小企業と連携して、再生可能エネルギーの開発・普及をすすめること。

(2) 都市農業の振興対策の強化

- ①東京の農業を基幹産業と位置づけるとともに、「都市農業振興条例」を制定し、農林水産対策予算を増額して総合的な振興策を抜本的に強化すること。
- ②「都市農業振興プラン」について、財源的裏付けを明確にし、目標の到達状況を毎年公表すること。
- ③都として農産物の価格保障、農家の所得補償制度をつくること。
- ④共同直売所運営に対して地代補助など支援すること。
- ⑤就農支援事業、後継者育成対策、農業経営支援を強化すること。農業後継者を確保するために就農援助金を一定期間支給すること。また、定年で帰農する人への経済的支援を行うこと。
- ⑥東京のエコ農産物を都が認証して消費者にPRする、東京エコ農産物認証制度をつくること。
- ⑦江戸東京野菜の栽培技術の向上、普及、販売促進を支援すること。
- ⑧農業団体や生産者グループなどが都民に農産物の販売を行うイベントに助成すること。

- ⑨「ふれあい援農ボランティア推進事業」や「ファームヘルパー」の農家への支援を拡充すること。市民農園や体験農園など就農体験希望にこたえる施策を拡充するとともに、住民が農業技術を身につける機会を整備すること。
- ⑩福祉や教育などと連携した、農地を活用した取り組みをすすめること。
- ⑪「苗木生産供給事業」を拡充し、生け垣助成などを実施すること。
- ⑫輸入野菜の増大、石油価格の高騰、災害、獣害などによる損失補償をおこなうとともに、農業経営の安定を図り、農業生産力を維持するために資金繰り支援、経営支援事業を拡充すること。
- ⑬都内産農産物の流通ネットワークへの支援を行うこと。
- ⑭「東京都農作物生産状況調査」は、調査項目、集計方法、調査員の配置など、調査制度の統一を図ること。
- ⑮農家の要望にもとづく「6次産業化」への支援を行うこと。
- ⑯全国のすぐれた都市農業振興の取り組みについて調査を行い、都の施策に生かすこと。
- ⑰プラムボックスウイルス緊急防除区域の農業復興、煤煙の早期復活に向けた対策を実施すること。
- ⑱アライグマなどペットの野生化にともなう農林業への被害対策を含めた鳥獣被害対策を強化すること。

(3) 都市農地の保全、拡充

- ①都市農業がはたしている環境保全などへの貢献を評価し、環境保全、防災、コミュニティ等の役割を「都市施設」と位置づけて農地を守ること。
- ②生産緑地の指定要件緩和、追加指定を推進し、農業用施設用地や屋敷林の宅地並課税を改めること。
- ③都市農地の相続税の軽減を、国に求めること。市街化区域内農地について、賃貸借を行った場合でも相続税猶予の継続が認められるようにすること。
- ④生産緑地の買取り申請に対し、区市町村が買い取る場合に財政支援を行うこと。
- ⑤遊休農地や、遊休農地状態にある土地について、農地・緑地として活用する場合に財政支援を行うこと。
- ⑥新規就農者や認定農業者による農地の利活用、農地の再生を支援すること。
- ⑦民間に売却された農地が活用されないままになっている土地については、農地として再活用する希望者に、あっせんする仕組みをつくること。
- ⑧相続にともない国に物納された農地が遊休農地になっている場合に、農地として活用する場合に再利用できるしくみをつくること。

(4) 畜産業、養鶏業への支援の強化

- ①畜産農家の販路拡大を支援すること。
- ②畜産廃棄物、都市食品残滓物や剪定枝材などのコンポスト利用などについて、放射能測定を詳細に行い、環境にやさしい農業の推進及び土づくり対策を継続できるようにすること。
- ③畜産農家の経営を圧迫している肥飼料の高騰、乳価の下落に対し、価格保障を行うなど畜産業支援を強化すること。
- ④日本型畜産をめざし、都として肥飼料の国産化に向けたとりくみをすすめること。
- ⑤鳥インフルエンザ対策などの防疫対策を強化すること。対策を実施する農家への財政支援を行うこと。
- ⑥家畜保健衛生所の検査機器、検査体制などを拡充し、機能強化を図ること。

(5) 農水産物の安全安心、地産地消の推進

- ①食の安全安心を図るため、都内産の農水産物・肥飼料の放射能検査体制を拡充すること。放射能汚染による損害、風評被害に対する補償を求めるとりくみを都として支援するとともに、東電と国に救済を求めること。

②学校、病院などの公共施設での地産地消、新鮮で安全な農水産物の利用拡大を推進すること。直売・産直事業など都内の農産物の販路の拡大を支援し、都として都内産農水産物の需要拡大対策をすすめること。

(6) 試験研究機関の拡充

①農業、畜産、林業、水産の各試験場について直営に戻し、拡充すること。

②農畜水産物の輸入拡大にともなう海外からの感染症の侵入・発生について、都の試験研究機関と関係者が連携して防疫体制をつくり、未然防止対策を強化すること。

(7) 林業振興、森林の保全対策の強化

①森林・林業は多面的役割を確保、維持していくため、その専門家となる「フォレスター」などの育成をすすめるとともに、林業者への所得補償を行うこと。森林経営強化にむけた支援を行うこと。

②林道・作業道（路網）整備については、専門家のアドバイスを受け長期的な視点で計画をつくり、地元関係者の合意を得て積極的にすすめること。作業道（路網）整備への助成を拡充すること。

③急峻な山林地域での作業を可能にする低コスト生産工具の開発を、都内の中小企業と連携してすすめること。

④CO₂削減、地球温暖化防止、木質バイオマスなどエネルギー供給等に森林が果たす役割の重要性にふさわしく、林業が産業として成り立つよう、林業の振興と森林保全対策を強化すること。

⑤間伐材、花粉症対策で伐採したスギ、ヒノキなどを利用した木質チップ・ペレットの生産と普及を支援すること。木質ペレットのストーブ、ボイラーなどの購入費助成を実施すること。

⑥多摩産材流通の仕組みづくり、公共施設、商店街、民間施設での活用、製品開発を促進するとともに、供給体制を整備すること。林業就業者を確保し、定着できるよう支援すること。

⑦多摩産材を活用した住宅建設、リフォームなどに助成すること。

⑧シカ害影響調査を実施すること。

⑨治山施設（落石防護施設）の安全総点検と、改修補強を実施すること。

⑩都市近郊林について、山林相続税の納税猶予制度を創設するよう国に要請すること。

(8) 水産業振興策の強化

①価格保証、所得補償、漁船の燃料の価格安定を基本に、水産業振興策を強化すること。

②水産業振興のため、河川、内湾、島しょの水産資源の調査・研究をすすめ、都市型養殖業の充実、内湾生態系の保全と回復を図ること。

③島しょをはじめとした東京産水産物の流通促進を図ること。他県船などの不法な漁獲の規制を強化すること。

④江戸前アユ、奥多摩ヤマメなどの育成を強化すること。

⑤羽田沖の新漁場をいっそう拡充し、航路に支障のない水域に浅場、干潟、漁礁など、魚貝藻草類の生育環境を確保すること。

⑥魚類等の防疫対策を実施すること。

⑦奥多摩湖・多摩川に繁殖しているブラックバス等の外来魚、および奥多摩湖のアオコ対策をすすめること。

⑧国連海洋法条約にもとづく資源管理体制の確立とともに、水産試験場を拡充すること。小笠原諸島など東京都の200カイリ海域における資源管理型漁業の振興を図ること。

⑨カワウによるアユ等への食害対策を行うこと。

〈8〉 30人学級実現、どの子ども大切にしている教育のために

25 30人学級実現、「いじめ」問題の解決

(1) 30人学級・少人数学級の実施

- ①来年度から35人学級を、中学校は2年生まで、小学校は4年生まで拡大し、早期に全学年にひろげること。さらに、小中学校の30人学級を計画的に実施すること。
- ②区市町村が、独自に少人数学級を実施する場合は、少人数指導加配教員の弾力的活用による実施を認めること。

(2) 「いじめ」問題の解決にむけた条件整備

- ①東京都いじめ防止基本方針の策定にあたっては、厳罰主義、道徳主義を強調するのではなく、子どもたちの幸せを第一に、その安全と人権を保障するものにするとともに、いじめを教育の営みとして解決することを基本にすること。
- ②スクールカウンセラーは相談日数を増やし、弾力的運用ができるようにすること。また都立高校の全定併置校にはそれぞれの課程に1人ずつ配置すること。三部制の高校や大規模校には複数配置すること。特別支援学校にも配置すること。
- ③「スクールカウンセラーに準ずる者」もスクールカウンセラーの公募の対象とすること。
- ④全区市町村にスクールソーシャルワーカーの配置をすすめること。また都立高校、特別支援学校もスクールソーシャルワーカーを活用できるようにすること。
- ⑤小中高等学校の養護教諭の複数配置をすすめること。特に第7次定数改善計画の国基準（小851人、中高801人以上）を満たしている学校は、ただちに複数配置とすること。
- ⑥東京都教育相談センターの相談は、教育、心理、医療、スクールソーシャルワーカーなど専門職の正規職員を増やすとともに、多摩地域での相談を充実するなど、身近に相談できる体制を拡充・強化すること。
- ⑦教職員が自主的に行う研修を支援すること。
- ⑧「子どもの権利条約」を学校、父母、地域に普及・啓発すること。

26 小中学校の教育条件の充実

(1) 義務教育無償の原則の実現

- ①小中学校の給食費を引き下げられるよう、区市町村に給食食材費等への支援を行うこと。来年4月から消費税が増税された場合も、給食費の値上げを行わずにすむように支援すること。
- ②小中学校の就学援助が拡充できるよう、区市町村に財政的支援を行うこと。特に、生活保護基準の切り上げに連動して援助対象児童が狭められないよう支援すること。

③小中学校の教育で使うものに対する公費負担を増やし、都として私費負担の軽減を図ること。

(2) 学習環境の改善

- ①区市町村立学校の耐震診断・補強助成をI s 値0.3以上の施設についても拡充し、すべての学校施設の耐震補強を終了すること。
- ②小中学校施設の非構造部材の耐震化の点検及び対策基準を示すとともに、耐震化の補助対象基本額(下限額)の引き下げ、補助率の引き上げなど補助制度を充実すること。
- ③東京都帰宅困難者対策条例施行に伴い災害時に小中学校に留め置く児童生徒のための、備蓄物資への補助制度を創設すること。
- ④小中学校の緊急地震速報受信システム設置への補助を行うこと。
- ⑤小中学校の普通教室に転用した教室および特別教室のクーラー設置に補助を行うこと。
- ⑥区市町村立学校の校舎の改築・改修、教室増築への補助制度を創設すること。

(3) 教職員の長時間過密労働の解消と専門性の尊重

- ①教員の長時間過密労働を改善し、1時間の授業に1時間の準備を実質的に実現できるよう、都独自の配置など教員を大幅に増やすこと。
- ②教員の持ち時数を縮減すること。中学校では持ち時数を都立高校同様18時間とすること。複数学年の授業を担当する教科については特に配慮すること。
- ③事務手続きの簡素化をすすめ、事務負担を軽減すること。
- ④副校長の事務補助を配置するなど事務負担を軽減し、副校長が教育者として力を発揮できるようにすること。

(4) ゆきとどいた教育のための教職員の増員と待遇改善

- ①期限付き任用はやめ、教員定数は正規採用で配置すること。
- ②小学校の14、15、16学級校、中学校の15、16、17学級校の教員配置定数を増やすこと。
- ③安心して学び生活できる学校にするため事務、用務、警備などの学校職員を増員すること。
- ④学校事務のセンター化はやめること。事務職員の欠員はただちに解消するとともに、就学援助の対象となる児童・生徒の多い学校には事務職員を国基準どおり2人配置すること。病気休職などには、正規職員による代替制度を確立すること。
- ⑤副校長や学校現場の負担を軽減できる効率的な講師・産休代替採用システムを確立すること。教育委員会が採用事務を行うこともふくめ検討すること。
- ⑥講師の勤務時間に、給食指導や学級活動など教科以外の時間や、打ち合わせなどの時間もふくめること。
- ⑦学校現場におけるパワーハラスメント防止にかかわる指針、要綱などを定め、パンフレットやガイドブックを作成するとともに、第三者機関による相談窓口を設置すること。
- ⑧セクシャルハラスメントの実態を調査し、対策を講じること。
- ⑨教職員の勤務実態、在職死などを調査し、総合的な健康管理対策を講じるとともに、メンタルヘルスと職場復帰にむけての支援、定期検診、婦人科検診の充実を図ること。
- ⑩育児休暇の所得保障、介護休暇の期間の延長、所得保障、代替保障などを実施、改善すること。
- ⑪労働安全衛生法にもとづく労働安全衛生委員会の設置など、健康管理体制の整備、産業医の配置などに努めること。また各学校に休憩室を整備すること。

(5) 学校図書館の充実

- ①小中学校の図書室に専任の司書の配置や人件費補助を行うこと。配置されるまでの間、司書教諭の授業時間を軽減し、それにとまなう時間講師の配置への支援を行うこと。
- ②蔵書の充実を支援すること。

(6) 食育・学校給食の充実

- ①栄養教諭の任用を拡大し、食育を直接指導するリーダーとして計画的に1校1名の配置すること。
- ②希望するすべての学校栄養職員を栄養教諭に移行させるとともに、栄養教諭の受験資格（在籍12年以上、58歳未満）をなくすなど改善すること。
- ③認定講習は、教員免許を持たない栄養士にも十分な講習とし、希望者全員が受講できるようにすること。その費用は都で負担すること。
- ④栄養職員の受験年齢制限（25歳）を引き上げ、栄養教諭免許や経験を生かせるようにすること。
- ⑤地産地消、都内食材の積極的な活用ができるよう、情報提供と財政支援を行うこと。
- ⑥給食食材の放射能測定の1校あたりの回数を増やすこと。
- ⑦多摩地域の中学校給食の実施・充実に財政支援を行うこと。

(7) 部活動の充実

- ①部活動の充実のための指導体制がとれるよう支援すること。
- ②外部指導員の部活動指導者講習会への参加を促進すること。
- ③教員特殊勤務手当（部活動指導）の支給条件を緩和すること。

27 都立高校の教育条件の充実

(1) 希望するすべての子どもたちの高校進学保障

- ①都立高校の授業料は、全員不徴収とすること。その他の私費負担の軽減を図ること。
- ②全日制高校の計画進学率を引き上げ、希望するすべての生徒の進学を保障できる高校就学計画を策定すること。
- ③計画策定と具体化にあたっては、生徒や都民のニーズを調査し、受け入れ数の確保だけでなく、通学距離や経済的な条件なども考慮した内容とすること。
- ④生徒増にあわせて、既設校の学級増でなく学校新增設で定員を増やすこと。
- ⑤学区制撤廃や単独選抜、普通科への推薦制度、自己PRカード、絶対評価の使用などの入学者選抜制度を、都民参加で再検討すること。
- ⑥30人学級を基本とする学級規模の縮小計画を策定・実施すること。定時制は20人学級とすること。
- ⑦公立・私立高校生むけの給付制奨学金制度を創設し、教科書代や学用品費、通学費、修学旅行費などをまかなえる金額を支給すること。

(2) 学校図書館の充実

- ①学校図書館の司書は、正規職員を配置すること。全定併置校や昼夜間定時制には2名の配置とし、民間委託はやめること。

- ②司書の新規採用を行うこと。
- ③学校図書館の図書購入費を抜本的に増額できるようにすること。

(3) 学習環境の改善

- ①特別教室や準備室、会議室などの冷房化をすすめること。
- ②エレベーターやスロープ設置などのバリアフリー化をすすめること。バリアフリー化の必要な生徒が在籍または入学希望している学校は、ただちに対応すること。
- ③保健室に、相談スペースを設置できるだけの十分な面積を確保するとともに、施設設備などの環境充実をはかり、化学物質過敏症対策をおこなうこと。
- ④老朽校舎の改築・補修を促進すること。学校から要望のある改修には迅速に対応すること。
- ⑤天井や照明などの非構造物の耐震化をすすめること。
- ⑥太陽光発電など再生可能エネルギーの導入目標を引き上げ、設置を拡大すること。電球のLED化を促進すること。

(4) 教職員の専門性の尊重と増員、待遇改善

- ①期限付き任用はやめ、教員定数は正規採用で配置すること。
- ②中途退学対応の少人数展開実施校や帰国生徒、外国人生徒受け入れ校、障害をもつ生徒が在籍する学校などへの教員の加配を実施、充実すること。
- ③養護教諭は生徒数801人以上の学校や全定併置校など、必要な学校には複数配置すること。養護教諭や司書の病気休暇や勤務軽減には、同一職種による代替制度を確立すること。
- ④学校事務職員定数をふやし、物品購入などに柔軟に対応できるようにすること。
- ⑤用務員の定数削減、民間委託を中止し正規職員を配置すること。
- ⑥講師の報酬単価を引き上げ、授業準備や打ち合わせなどの時間も勤務時間にふくめること。
- ⑦各学校に男女別の休養室を設置すること。
- ⑧パワーハラスメント防止にかかわる指針、要綱などを定め、パンフレットやガイドブックを作成するとともに、第三者機関による相談窓口を設置すること。

(5) 定時制、通信制高校の振興

- ①夜間定時制2次募集で不合格者を出さないため、また昼夜間定時制やチャレンジスクールの入試の高倍率を解消するため、定時制高校の新設、学級増を行い、募集を増やすこと。地域的偏在を解消し、入学を希望する生徒全員を受け入れること。
- ②三部制の教育のあり方を再検討し、二部制または全定併置に再編成すること。
- ③生徒1人ひとりに手厚い援助を行えるよう、定時制生徒の暮らし、仕事、勉学条件などの実態調査を行うこと。
- ④すべての定時制、通信制課程に、全日制とは別にスクールカウンセラーを配置し、生徒下校時まで相談にのれるようにするとともに、相談日数を増やすこと。
- ⑤図書館司書を配置し、開館時間を長くすること。
- ⑥給食の「親子方式」や「デリバリー方式」はやめ、どの定時制高校の生徒にも質の高い給食を保障できるように、自校方式に戻すこと。栄養士は正規職員で配置すること。放射能測定の回数を増やすこと。
- ⑦給食費、教科書代、修学旅行費の補助制度を拡充し、生徒全員を対象にすること。
- ⑧定時制、通信制の生徒の始業時間前の居場所となる専用教室やフリースペースを確保すること。

(6) 学校運営予算の増額

- ①都立高校の「特色化」と予算の重点支援方式をやめ、どの学校にも必要な予算を配分すること。
- ②部活動の予算は重点支援方式ではなく、どの学校にも必要な額を配分すること。

(7) 就職支援・職業教育の充実

- ①就職希望者への企業説明会や就職ガイダンスなど、就職支援活動を抜本的に強化すること。
- ②労働法などの労働者の権利を学ぶ時間を設けること。
- ③ポケット労働法を配布し、働いている高校生の労働相談体制を確立すること。
- ④中小企業のはたしている役割をPRし、中小企業への就職を支援すること。

| |
|--------------------------------------|
| 28 不登校支援・日本語教育など、きめ細かい教育支援の充実 |
|--------------------------------------|

(1) 不登校・学校に行けない子どもたちへの支援

- ①学校に行けない子どもたちへの学習の機会を保障し、学校の出席扱いとして認められる施設に対して助成すること。
- ②不登校の親の会や、親たちが運営する子どもの居場所に助成を行うなど、親の願いにこたえた取り組みを支援すること。

(2) 高校中退者等への支援

- ①高校中退者や進路未定のまま卒業した者に、実態調査をふまえた相談体制や支援を充実すること。

(3) 日本語指導が必要な児童・生徒の教育の充実

- ①都立高校の在京外国人生徒対象の募集人員と募集校を増やすこと。その際、地域や学科、難易度などのバランスを考慮すること。特に多摩地域の学校でも募集すること。
- ②小中学校の日本語学級の学級定員を改善するとともに、原則として全ての自治体の小中学校に設置すること。学齢超過でも、昼間の中学校での受け入れを柔軟に対応すること。
- ③在京外国人生徒対象枠をもつ都立高校に、2名以上の専任教諭および通訳などを配置すること。
- ④通訳や日本語科の講師の登録制度をつくり、必要な学校に派遣できるようにすること。
- ⑤教育庁に、日本語指導が必要な児童・生徒の教育に関する総合的な対応ができる、専門の部署を設置すること。
- ⑥日本語指導が必要な児童・生徒に関する実態を把握すること。
- ⑦担任教員むけの教員研修を充実させること。

(4) 夜間中学の充実

- ①8校全校に養護教諭を配置すること。日本語学級の教員配置は、学級数×2とすること。
- ②日本語学級の在籍年数を1年までに限定せず、個々の生徒の実情や学校の判断を尊重すること。
- ③自主夜間中学や義務教育未修者の実態を調査し、必要とする区市に夜間中学を設置すること。

(5) 精神保健に関する知識の普及

- ①小中学校など学校教育で、精神保健、心の健康に関する学習を行うなど、正しい知識・情報の普及を図ること。

29 管理統制、競争教育の是正

(1) 管理統制、競争教育の是正

- ①教育上の効果が明らかではなく、一部のエリートを養成するための小中高一貫校の設置計画は見直すこと。
- ②日本の侵略戦争を美化する日本史教材「江戸から東京へ」や同指導書の作成、配布は中止すること。
- ③小中高校生向けの道徳教材の作成と配布は中止すること。
- ④都立高校の教科書採択は学校の選択を尊重し、教育委員会の介入をやめること。
- ⑤軍事を本業とする自衛隊と連携した防災教育（道徳教育）は、やめること。
- ⑥教科主任や指導教諭の導入など、教員のいっそうの階層化は行わないこと。主幹、主任制度、人事考課制度は見直すこと。
- ⑦「規範意識の育成（生活指導統一基準）」による「厳罰化」の生徒指導は見直し、学校現場の自主的指導をすすめること。
- ⑧「都立高校学力スタンダード」の全校実施およびそれにもとづく悉皆の学力調査は行わないこと。
- ⑨小中学校の都独自の悉皆学力調査の実施と公表は廃止すること。
- ⑩少人数指導やチーム・ティーチング（TT）の加配は全校配置とすること。指導方法は、習熟度別だけでなく各学校の判断にまかせること。
- ⑪土曜授業の実態を調査し、児童・生徒や教職員への健康への影響などをふまえ、あり方を検討すること。

30 私学教育の振興にむけた支援の強化

(1) 私学助成の充実

- ①私立学校教育の充実ならびに公私格差解消のため、私立学校経常費補助のさらなる拡充を図ること。
- ②私立小学校経常費補助を底上げし、私立幼稚園経常費補助の人件費の算定基準をひきあげるなど、全国平均水準以上への増額を図ること。
- ③私立特別支援学校等経常費補助の補助単価を大幅に増額すること。また、経常費補助の用途制限を特別支援学校の特性に合わせて緩和すること。
- ④発達障害をふくめ障害児が1名以上在籍している小、中、高等学校に補助を行うこと。
- ⑤30人学級など、少人数学級のための特別補助を実施すること。

(2) 教育費の負担軽減

- ①高校就学支援金は、所得910万円以上の世帯にも支給するよう国に求めるとともに、都として支給を継続すること。

- ②私立高校等に通う生徒への都の授業料補助を拡充し、少なくとも低所得者世帯の高校生は、授業料に加え入学金や施設費などもあわせて無償となるようにすること。他の階層も公私格差をなくす立場で補助を充実すること。
- ③私立高校の入学金補助（給付制）を新設すること。
- ④各私立学校での授業料減免制度については、実施する学校を増やし、対象児童・生徒も拡大できるよう補助率を上げること。
- ⑤東日本大震災の被災児童・生徒や被災児童・生徒受け入れ校への、授業料減免などの補助制度を継続・拡充すること。
- ⑥私立小中学校の授業料等の補助制度を新設すること。

(3) 奨学金制度の拡充

- ①公立・私立高校生むけの給付制奨学金制度を創設し、教科書代や学用品費、通学費、修学旅行費などをまかなえる金額を支給すること。
- ②育英資金の貸付単価を増額し、併給禁止の緩和、第二保証人制度の廃止、予約枠の拡大など制度の拡充を行うこと。
- ③大学生、専門学校生に対し無利子の奨学金を希望者全員に貸与するよう、国に求めること。都独自に大学生への無利子の奨学金制度をつくること。

(4) 幼稚園の教育費負担の軽減

- ①私立幼稚園児保護者負担軽減補助の所得制限を緩和し、補助単価を増額するとともに、上の子が小学4年生以上でも、下の子には第2子単価を適用すること。
- ②私立幼稚園の入園料補助を新設すること。

(5) 施設設備等への補助

- ①私立学校・幼稚園の耐震診断・補強・改築への補助率を引き上げ早期に終了させること。工事の際の代替用地として、公有地を無償提供すること。非構造部材のみの耐震化への補助を充実すること。
- ②私立学校の老朽校舎の改築、改修および施設整備に関する補助を増額し、対象の拡大を行うこと。
- ③私立学校教育振興資金融資利子補給の拡充を図ること。
- ④防災備蓄物資の更新に対応した購入費補助を行うとともに、対象物資を拡大すること。
- ⑤私立幼稚園の防災備蓄倉庫の設置への補助を継続すること。
- ⑥太陽光発電など再生可能エネルギー導入への支援を拡充すること。私立学校施設の緑化や省エネ設備や空調などへの補助を拡充すること。

(6) 教育水準の維持向上

- ①私立学校教職員の雇用形態の実態調査を行い、年契約教職員の正規雇用化を誘導すること。
- ②教員研修やICT教育、環境教育の推進などに助成を行うこと。

(7) 私立幼稚園等の振興

- ①私立幼稚園教育振興事業費補助は、3分の1助成に増額すること。
- ②3歳児や障害児のための補助を拡充し、発達段階に応じたきめ細かい教育をできるようにすること。
- ③幼稚園の預かり保育推進事業の単価を増額し、補助を拡充すること。
- ④幼稚園の遊具などの整備への補助を行うこと。

(8) 私立専修学校の振興

- ①私立専修学校（専門課程）への経常費補助を行うこと。
- ②私立専修学校教育振興費補助（高等課程対象）の補助対象経費を、私立高校と同様の扱いとし、増額すること。
- ③生活困窮世帯の学生への授業料減免補助制度を創設すること。東日本大震災の被災学生への授業料等減免事業を継続するとともに、学校の負担を軽減するよう都が財政支援を行うこと。
- ④私立専修学校教育環境整備費補助を拡充し、「職業教育緊急支援」事業を経常化すること。教育整備・研究用図書費を増額すること。
- ⑤私立専修学校特別支援教育事業費補助を増額すること。
- ⑥防災備蓄物資購入や太陽光発電など省エネ設備導入への補助を行うこと。

(9) 朝鮮学校に対する運営費補助

- ①朝鮮学校に対する私立外国人学校教育運営費補助を行うこと。

〈9〉 すべての障害児にゆきとどいた教育の保障を

| |
|-----------------------------|
| <h3>3 1 特別支援学校の教育条件の充実</h3> |
|-----------------------------|

(1) 特別支援学校の教育条件の充実

- ①特別支援学校の設置基準（適正な学校規模）を明確にし、普通教室だけでなく特別教室や運動施設などもふくめた教育環境の整備を行うこと。
- ②特別支援学校を大幅に新增設し、教室不足によるカーテン教室や間仕切り教室、特別教室の転用や、スクールバスの長時間乗車を解消すること。
- ③肢体不自由および知的特別支援学校（部門）の外部人材導入による自立活動担当教諭の削減をやめ、定数どおりに配置すること。
- ④複数の障害種の併置化にあたっては、2校分の人的配置、予算配置、施設設備の整備を行うこと。隣接する既設校2校の統合は行わないこと。大規模併置校の養護教諭や栄養職員、事務職員などの配置を充実させること。保健室や職員室、特別教室、図書室などは共用せず、障害種ごとに確保すること。
- ⑤重度重複学級を、子どもの実態に応じて増設すること。
- ⑥病気療養中のすべての子どもに教育を保障できるように、病弱教育の充実を図ること。久留米病弱特別支援学校は存続すること。病院内の分教室等に高等部を設置すること。
- ⑦聴覚障害特別支援学校の分教室については、教育の継続性、連続性を大切にし、教育環境の整備を行うこと。小学部は、2年にわたり新入生が3名に満たない場合でも存続させ、地域の聴覚障害児の学習権を保障すること。

(2) スクールバスの改善、増車

- ①運行業者の選定は運行、介助の質を重視すること。
- ②障害者への理解度などを取り入れた総合評価制度で、入札を行うこと。
- ③バス内での安全確保と同性介助のため、障害を理解し専門的対応のできる添乗員を、男性と女性の複数配置すること。
- ④通学時間の短縮や車いすでの通学保障のため、スクールバスの増車や小型車両の導入を図ること。少なくとも1時間以上のコースについてはただちに短縮すること。義務教育でスクールバスのない八王子盲学校には、直ちにスクールバスを増車し通学時間の短縮を図ること。また通学に90分をこえる生徒のいる葛飾盲学校のスクールバスは直ちに改善すること。
- ⑤知的障害特別支援学校高等部でも、子どもの実態に応じスクールバスの利用を認めること。
- ⑥知的障害の高等部単独校やろう学校でも、スクールバスや最寄駅と学校間のシャトルバスを運行すること。

(3) 施設設備の改善

- ①生徒増にともなう教室不足を解消するために、増改築を早急にすすめること。
- ②全校を対象に、特別教室、体育館などの冷房化を行うこと。
- ③学校施設の雨漏り対策や危険箇所の修繕を早急に行い、老朽化した施設設備の改修、更新、改築を行うこと。
- ④段差解消や通路幅の確保、スロープの設置など、災害避難への改善を図ること。
- ⑤老朽化して狭くて利用しにくいトイレを改修し、洋式化すること。全校に洗浄機付き便座、シャワーを設けること。
- ⑥エレベーターの増設を図り、安全を確保すること。
- ⑦重度障害児でも宿泊できる生活訓練施設を、都内近郊に建設すること。
- ⑧水温、気温などに影響されずに水泳指導できるよう、プールを全天候型に計画的に改修すること。

(4) 寄宿舎の充実

- ①久留米特別支援学校の寄宿舎をはじめ現在あるすべての寄宿舎を存続させること。障害種別の寄宿舎を東京都の各エリア（東部、中部、西部）すべてに配置すること。
- ②寄宿舎の教育的理由や家庭事情による入舎を認めるとともに、通学困難の範囲を、通学時間90分から60分に短縮するとともに、家族による身支度やバス停までの介助が難しい場合など幅広く認め、より多くの必要としている子どもが入舎できるようにすること。
- ③寄宿舎指導員および看護師を実態に即して増配置すること。とりわけ八王子盲学校の寄宿舎は異なる障害への対応や土日の開舎に見合う指導員を増配置すること。他の寄宿舎も重度の子どもも含め希望者が全員入所できるよう、定数を改善すること。
- ④寄宿舎が設置されていない学校の児童生徒でも、寄宿舎へ入舎する必要がある場合は転校して入舎できることを周知すること。
- ⑤すべての寄宿舎において、施設設備の更新や改善、エアコンの取り替え、インターネット環境の整備を図ること。葛飾盲学校寄宿舎は、施設設備の総点検を行い全面改修すること。
- ⑥希望する学校や新設校に、寄宿舎を設置すること。

(5) 教職員の専門性の尊重と増員、待遇改善

- ①特別支援教育コーディネーターは、センター的機能をもつすべての学校に専任で配置すること。
- ②特別支援教育の専門性、特性をふまえ、異動のサイクルを長くし、一度勤めた視覚障害特別支援学校、聴覚障害特別支援学校にも異動できるようにすること。

- ③学校介護職員の勤務日数の上限（192日）を改め、児童生徒の登校日数以上とすること。
- ④理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、音楽療法士など専門職を配置すること。自立活動担当者がこれらの資格を取得できるよう、研修条件を整えること。機能訓練士の削減をしないこと。
- ⑤訪問学級の教員は複数配置とすること。
- ⑥視覚障害者、聴覚障害者の教諭を増員し、手話通訳者を確保すること。
- ⑦教員の専門性を高めるための自主的な研修を保障し、充実を図ること。
- ⑧パワーハラスメント防止にかかわる指針、要綱などを定め、パンフレットやガイドブックを作成するとともに、第三者機関による相談窓口を設置すること。

(6) 教育水準の向上

- ①スクールカウンセラーを配置し、相談体制を拡充すること。また、スクールソーシャルワーカーの配置をすすめること。
- ②すべての特別支援学校に図書室を設置し、蔵書を充実させること。
- ③軽度の子どもを対象とする、知的障害特別支援学校高等部の学級編制基準については、1クラス8名の標準法の基準を維持すること。
- ④知的障害特別支援学校に職業教育の専攻科を設置するなど、高校卒業後の教育を充実すること。
- ⑤ICT機器の活用、および常に最新の機器への更新を図るなど、情報教育の充実を図ること。
- ⑥視覚障害特別支援学校の専攻科に、電子カルテシステム設備を取り入れること。

(7) 適正な就学の保障と就学前教育の充実

- ①障害の早期発見と0歳からの教育を充実させるため、視覚障害、聴覚障害特別支援学校の乳幼児期の教育を制度化し、教員配置等を充実すること。
- ②視覚障害児や聴覚障害児の学校や教育の情報を得られる、リーフレット等を作成、配布すること。
- ③特別支援学校の幼稚部の学級定員を、7名から5名に引き下げること。
- ④病弱特別支援学校および病院入院児の就学前教育を、制度化すること。
- ⑤子どもの障害、発達に応じて適正な就学をすすめるために、各学校に教育相談室を設置すること。

(8) 医療的ケアを必要とする児童・生徒への支援の強化

- ①病院に入院するすべての子どもたちの教育保障をするために「分教室」の設置をふくめ、必要な施設の整備、十分な教職員配置を行うこと。
- ②常勤看護師は、学校規模や必要とする児童・生徒数にあわせて増配置すること。
- ③指導医による実技研修などを、充実すること。
- ④校外宿泊行事等への引率教員定数基準を改善するとともに、医療ケアの対応ができる医療関係者の同行を実現し、保護者が付き添わなくてもいいようにすること。
- ⑤寄宿舎にも緊急時に備えた医療・看護体制を確立すること。

(9) 学校給食の充実

- ①民間委託された学校給食を直営に戻すことをふくめ、給食の安全と充実のため、栄養士、調理員の定期的な研修、施設整備の改修、業者の質を高める指導を行うこと。
- ②異なる障害種の大規模併置校や肢体不自由特別支援学校、寄宿舎のある学校には、アレルギー対応食および形態別食等の安全のため、栄養士の複数配置を行うこと。
- ③知的障害など肢体不自由以外の特別支援学校でも、必要に応じて形態食を提供できるよう体制を整えるこ

と。

(10) 学校運営費の充実、保護者負担の軽減

- ①就学奨励費の都独自分を復活すること。私費負担を軽減すること。
- ②学校管理運営費等を、増額すること。
- ③特別支援学校の修学旅行、校外学習などにともなうボランティアや保護者の付き添い等の費用については、全額公費負担とすること。

3 2 小中高等学校における特別支援教育の充実

(1) 小中学校の特別支援学級の充実

- ①「特別支援教育推進計画第三次実施計画」をすすめるにあたっては、情報を公開し、当事者、保護者が関わられるようにすること。「特別支援教室モデル事業」についての情報を広く公開すること。
- ②教員配置のない「特別支援教室」の設置は行わないこと。
- ③大規模学級を早急に解消するため、区市町村と協力し設置校を増やすとともに、児童・生徒の増加に見合った学級増設を行い、必要な児童・生徒がすぐに入れるようにすること。
- ④大規模学級の教育条件を改善するために、小学校の4学級以上は、学級数+2人の教員配置とすること。
- ⑤必要なすべての特別支援学級に時間講師を配置するとともに、配当時数を児童の実態や指導上の集団編成を考慮して充実すること。
- ⑥年度途中で児童・生徒数が増えた場合、学級増と教員の配置を行うこと。通級学級では、年度当初から途中の増加を見込んだ配置を行うこと。
- ⑦発達障害に対応した固定の特別支援学級を増設するとともに、教員定数を拡充すること。
- ⑧弱視学級や中学校難聴学級など、設置数の少ない通級指導学級については、児童生徒の必要性に合った通級ができるよう、全都的な視野にたって柔軟に対応すること。

(2) 区市町村の特別支援教育への支援の強化

- ①特別支援教育コーディネーターを小中学校に加配で配置すること。少なくとも、特別支援教育コーディネーターにあてられる教員の持ち時数を軽減すること。
- ②特別支援学級の介助員、通常学級に在籍する特別な支援が必要な子どものための支援員、介助員の配置に財政支援をすること。
- ③発達障害や臨床心理などの専門家や専門性を持ったサポート職員、巡回職員の配置のための人件費補助を行うこと。

(3) 都立学校等における特別支援教育の充実

- ①すべての都立高校の特別支援教育の充実を図ること。心理の専門家による相談体制を、充実すること。
- ②支援を必要とする生徒の多い学校に、特別支援教育を担当する教員を専任で配置すること。
- ③都立高校に発達障害に対応した、特別支援学級（固定・通級）を設置すること。
- ④都立高校の入試において、支援機器の活用など個別の配慮を行うこと。
- ⑤特別支援学校高等部での受け入れは柔軟に対応し、行き場のない生徒をつくらないこと。

33 放課後、卒後対策の充実

(1) 放課後活動の充実

- ①都事業から国の「放課後デイサービス」に移行した事業所に対し、これまでと同様の運営ができるよう、都独自の施策、補助を行うこと。
- ②小中学校で実施されている放課後子どもプラン等への障害児の受け入れを促進するため、人員配置などへの補助や人材の育成を行うこと。
- ③特別支援学校内で、放課後活動や放課後子どもプラン事業を実施すること。
- ④病弱児も対象とした社会教育を、身近な地域で充実すること。

(2) 卒後対策の充実

- ①個々のニーズにあった進路先の確保、および週5日の通所先の確保などのため、財政支援を強化すること。
- ②就労・進学のための移行支援が十分できるよう、進路相談コーディネーターなどの配置と支援体制の確立を行うこと。
- ③ジョブコーチ制度に、視覚障害者の長期的な歩行訓練を取り入れるなど、障害の特性にあった支援を拡充すること。
- ④東京障害者職業能力開発校の実務作業コースを充実させるとともに、知的障害者、発達障害者、精神障害者の訓練ができるよう、拡充・増設すること。
- ⑤障害者雇用について企業への理解・啓発を強化するなど、都庁全体での障害者就労対策を推進すること。介護者制度の導入など、障害があっても安心して働けるよう職場環境の整備を働きかけること。
- ⑥東京都や都教育委員会をはじめとする公的機関での雇用を拡大し、知的、精神障害者も正規雇用すること。就業体験の受け入れを拡大すること。
- ⑦都教育委員会の障害者の法定雇用率を達成すること。

〈10〉 社会教育、大学、青少年への支援を強化する

34 社会教育の充実

(1) 都立図書館の充実

- ①資料購入費の増額と書庫の増設を行い、資料収集を充実すること。1タイトル2点購入に戻すこと。
- ②司書の新規採用を大幅に増やし、レファレンスを充実させること。
- ③市町村の図書館との連携と支援を、いっそう強化すること。
- ④区市町村立図書館を通じての協力貸出しについては、個人への貸し出しも行うこと。

⑤図書館運営協議会の公募委員を復活させ、都立図書館の事業の充実に向けて定期的に協議を行うこと。

(2) 新多摩図書館の整備

①都立図書館の長期的な改修・改築のプランを策定し、少なくとも今後50年にわたり、都立図書館の資料収蔵スペースを確保するものとし、利用者の声を反映させること。

(3) 教養講座の拡充

①障害者の教養講座を継続・充実するとともに、参加者が主体的に参画できる教養講座に拡充すること。
②講座の開催をいっそう積極的に広報すること。

(4) 文化財等の保護

①史跡、文化財、文化遺産の管理、保護予算及び、文化財や歴史・自然環境などの記録映画製作予算を大幅に増額し、郷土芸能や伝統工芸に対する助成金を増額するとともに、後継者育成にも適用すること。
②文化財として保存すべき建造物について、開発等により廃止、解体されないように対策を講じること。
③埋蔵文化財保全のために保護費を増額すること。また、市町村に対する埋蔵文化財緊急発掘助成を拡充すること。
④国や都の重要文化財が、所有者の負担や責任が重いために売却されたり、盗難・紛失にあわないよう、抜本的な保護の支援策を講じること。

35 首都大学東京などの教育・研究条件の充実

(1) 教育・研究をささえる基盤的経費の十分な保障と条件整備

①公立大学法人首都大学東京が設置・運営する首都大学東京、産業技術大学院大学、東京都立産業技術高等専門学校などへの運営費交付金の削減を行わず、増額すること。
②教職員の任期制をやめること。教員がじっくりと教育・研究に打ち込める環境を確立するために、大学・学校による人事制度の改善・運用の自主性を保障すること。基礎研究費の割合を増やし、研究費の増額をはかること。

(2) 学生・生徒に対する支援

①公立大学法人首都大学東京が設置・運営する大学・学校が、学生・生徒の経済的負担軽減のために、入学金や授業料等の引き下げ、減免制度や奨学金制度等の新設または拡充を行えるよう、財政支援を強化すること。
②首都大学東京などの学生・生徒および卒業生が、在学中は学業と学校生活に集中することができ、卒業後は就職等の希望をかなえることができるよう、自主性を尊重しつつ、学校を通じた支援を強化すること。

36 青少年施策の充実

(1) 子ども若者育成支援計画の策定

- ①青少年の自立と社会参加を総合的に支援するため、子ども若者育成支援計画を策定し、実施すること。
- ②計画には、青少年の家庭生活・心身の健康・教育・メディアリテラシー・福祉・雇用・住宅などの幅広い分野にわたり、その社会的自立を総合的に支えるための総合的な施策を取り入れること。
- ③計画の策定にあたって都内の子ども・若者の実態調査、および青年団体・青年支援団体のヒアリングを行うこと。また、子ども・若者の当事者参加で敬作策定をすすめること。
- ④不登校・社会的引きこもり、非正規労働、職場でのパワーハラスメントや使い捨て問題などの解消に役立つものとする。

(2) 青少年行政に対する基本姿勢の転換

- ①治安対策や取り締まり中心の青少年行政から、青少年の健全な育成を支援するという青少年行政の本来のあり方に立ち戻ること。
- ②青少年行政の所管局を、生活文化局に戻すこと。

(3) ひきこもり等への支援の充実

- ①ひきこもり等の状態にある若者の自立と社会参加を支援する事業を普及、強化するため、区市町村、NPO法人等への支援を拡充すること。

(4) 青少年の居場所づくりの推進

- ①「東京都青少年センター」を新設し、青少年の健全育成と交流の場をつくること。
- ②中学生・高校生むけ児童館の整備をはじめ、中高生の居場所づくりを推進すること。
- ③フットサルコートやバスケットゴールなど、青年の要望の強い身近なスポーツ施設設備を整備すること。
- ④区部のユースプラザは、2020年オリンピック東京開催にむけて、青少年施設としての機能を継続し、充実を図ること。多摩ユースプラザについても拡充すること。

〈11〉 オリンピック成功に取り組み、スポーツ・文化振興を強化する

37 東京オリンピック成功への取り組み

(1) 2020年オリンピック・パラリンピックへの対応

- ①来るべきオリンピックを成功させるため、東京オリンピックがスポーツを通じて国際平和と友好を促進する

とともに、人間の尊厳保持に重きをおき、環境問題に関心をもち、持続可能な発展を促進するというオリンピック憲章の実現の場となるようにすること。このため、国民・都民の生活や環境と調和のとれた、無理のない取り組みをすすめること。

- ②世界のアスリートが最適な環境で競技に集中できるよう、大会の日程、会場、施設などを改善すること。
- ③オリンピック開催と都民スポーツの振興を両立させる立場から計画を見直し、都民スポーツの施設や機会が犠牲にならないようにすること。
- ④カヌー・スラローム競技会場は、関係者の意見を聞き、葛西臨海公園以外に会場を変更すること。
- ⑤新国立競技場の建設は、規模縮小を国に働きかけるとともに、周辺施設整備も含め整備費は原因者（国）の負担とすること。
- ⑥液状化対策や人道橋など立候補ファイルに含まれない施設整備費用を都民に明らかにし、会場変更も含め見直しを図ること。
- ⑦オリンピック施設整備により、一時的に使用できなくなる野球場や少年広場の代替地を確保すること。
- ⑧新設する施設は、大会開催後の維持費や必要設備を検討し、都民スポーツの振興につなげること。
- ⑨オリンピックを口実とした過大なインフラ整備は行わないこと。

38 都民のスポーツ振興

(1) スポーツの振興

- ①都民や自主的なスポーツ団体によるスポーツ活動、クラブの育成、大会開催などへの助成を行うこと。
- ②区市町村や団体が開催するスポーツ大会への補助を拡充すること。

(2) スポーツ施設の整備

- ①老朽化した都立スポーツ施設の改修・改築予算を抜本的に増やし、利用者の意見を反映させて計画的にすすめること。
- ②都民が広域的に利用できる都立スポーツ施設を増設すること。
- ③都立スポーツ施設の利用時間を延長するとともに、消費税が増税されても値上げせず、むしろ引き下げること。アマチュアスポーツ団体の行う競技大会などへの減免措置を継続すること。
- ④地域ごとのスポーツ施設・設備の整備を促進すること。区市町村のスポーツ施設整備に都が積極的役割を果たすとともに、市町村への支援を強化すること。

(3) 障害者スポーツの振興

- ①都の障害者総合スポーツセンター、多摩障害者スポーツセンターを拡充すること。更衣ボランティアの配置など同性介助ができる体制整備を図ること。
- ②障害者が身近な地域でスポーツに親しめるよう、施設整備、バリアフリー化、専門的人材の配置、新しい競技種目の開発などを推進すること。
- ③障害者団体が東京で開催する競技大会への財政支援を行うこと。
- ④障害者団体が取り組むスポーツ事業への助成を拡充すること。
- ⑤多摩障害者スポーツセンターを、災害時の二次避難所にする。
- ⑥都立特別支援学校のプールを温水化し、通年で地域の障害者が使えるように整備すること。

(4) イベント偏重のあり方等の見直し

- ①イベントに偏重したスポーツ行政は行わないこと。
- ②一般財団法人東京マラソン財団の大会・運営経費の内訳や契約情報を公開し、公平公正な運営を行うこと。

39 芸術文化の振興

(1) 芸術文化の振興

- ①芸術文化関係者の創作活動を支援するとともに、すべての都民が芸術・文化を楽しみ創作できるようにする立場から、文化行政のあり方について都民参加で検討すること。
- ②小中学生および高校生が、本格的なオーケストラや演劇等にふれる機会をもてるよう、芸術文化鑑賞教室等の事業を実施・拡充すること。
- ③体験型芸術プログラム事業の東京都の負担金を増額すること。
- ④都民芸術フェスティバルやフレッシュ名曲コンサートなどへの助成を拡充すること。シルバーエイジ芸術鑑賞補助事業を復活し、低所得勤労者への鑑賞費補助事業を実施すること。
- ⑤都内のオーケストラや劇団等に対し、運営費助成や、公演等の場所の提供をはじめとした支援を行うこと。
- ⑥東京オーケストラ事業協同組合加盟4団体に運営費補助を行うこと。
- ⑦東京都交響楽団の運営費補助を増額すること。楽員、職員を増やし処遇を改善すること。
- ⑧芸術文化を活用した被災地支援を継続すること。

(2) 都立文化施設の充実

- ①写真美術館、現代美術館、江戸東京博物館、たてもの園の収蔵予算を増額すること。
- ②収蔵品の選定の経過や調査内容等の報告書は公開すること。
- ③都立文化施設の利用料は、消費税増税にともなう値上げを行わないこと。高齢者の無料制度を復活させること。都民団体の会場使用については低料金とするなど、文化活動を支援すること。

〈12〉 男女平等、消費者行政、卸売市場を拡充する

40 男女平等と女性の地位向上・権利をまもる施策の推進

(1) 男女平等参画の促進

- ①東京都における女性の幹部職員の登用を促進すること。
- ②夫婦同姓や女性のみでの再婚禁止期間、男女別の婚姻最低年齢、婚外子への相続差別など、国際的にも繰り返

し改善勧告が出されている制度や仕組みについて、学習や意見交換を支援すること。

- ③情報誌の発行、講座やシンポジウムの開催など、男女平等参画の普及啓発事業を拡大・強化すること。
- ④学校における男女平等教育を推進すること。
- ⑤女性の自営業者の実態調査や父子家庭の実態調査を行うこと。
- ⑥女性団体の自主活動や自主研究への支援を拡充すること。
- ⑦性的マイノリティーなど少数者の権利を擁護すること。

(2) 婦人相談員の待遇改善の推進

- ①ウイメンズプラザの相談担当職員（婦人相談員）の処遇を改善し、5年で雇い止めにする制度は廃止すること。

(3) 労働の分野における男女平等の推進

- ①女性の割合が高い、非正規労働者の均等待遇と労働条件の改善、正規化をすすめること。妊娠出産へ不利益の取り扱いの是正、仕事と育児や介護を両立できる働き方の見直しなどについて、意識変革と法令の周知のため、事業主などに積極的に働きかけ、指導を強化すること。
- ②自営業の女性（家族従事者）の労働が正當に評価されるよう支援すること。
- ③女性が多く働く保育所や学童保育、福祉職場をはじめとする自治体の職場で広がる非正規雇用の正規化と労働条件の改善をおこない、「官製ワーキングプア」をなくすこと。
- ④セクシャルハラスメント、妊婦ハラスメントを一掃するため、対策を強化すること。

(4) 社会的支援の促進

- ①家族政策の充実、育児介護休業制度、および保育所や介護施設の整備など、男女平等参画を支える社会的支援を促進すること。ひとり親家庭の支援を重視すること。
- ②女性が健康に生涯を送るため、妊娠、出産、不妊治療の負担軽減、性差を考慮した医療の充実、公平な年金制度の確立など、社会保障を拡充すること。

(5) 政策・方針決定への参画などの推進

- ①都の審議会、行政委員会、防災会議などへの女性の参加機会を増やし、女性の登用割合の目標値を達成すること。自治会や町会などへの女性の参画について啓発を行うこと。
- ②東京都および都の外郭団体などで働く女性の幹部・管理職への登用機会を増やすこと。
- ③民間事業者に管理職登用などの格差是正の目標設定、ポジティブアクションの実施などを、積極的に働きかけること。

(6) ドメスティックバイオレンス（DV）対策の拡充

- ①改正DV防止法にもとづく「基本計画」の進捗状況や施策の実施について明らかにし、内容を拡充すること。数値目標の設定とその達成に努めること。
- ②配偶者暴力相談支援センターの体制を強化し、コーディネート機能、専門相談、外国人の相談および支援体制の充実を図ること。東京都女性相談センターの土日の相談の実施すること。
- ③区市町村の配偶者暴力相談支援センター機能整備にかかわる広域連携を支援すること。
- ④DV対応の一時保護所を大幅に増設するとともに、職員配置を増やすこと。民間シェルターに対し運営費補助などの支援を拡充すること。
- ⑤DV被害者の都営住宅への優先入居の周知を図るとともに、DVや買春による被害者の生活再建と経済的自

立を支援するための生活資金貸付制度を創設すること。

- ⑥一時保護後、PTSD等からの回復と自立のための援助を行うステップハウスに対する運営費補助を行うこと。ステップハウスの立ち上げ等の補助を継続すること。
- ⑦DV被害者とその児童の一時保護後の生活再建に対する支援（ピアカウンセリング、自助グループホーム活動、就労準備講座など）を実施する民間団体への支援を行うこと。

4 1 消費者行政の充実

(1) 消費者センターの充実・強化

- ①東京都消費生活総合センターを消費者行政と消費者運動の拠点として位置づけ、情報の収集と提供、調査、研究、学習、交流などの機能をいっそう充実させること。
- ②消費生活相談員の専門性を正当に評価し、思い切った待遇改善を行うとともに、5年で雇い止めの制度は廃止すること。消費生活相談員の研修を充実すること。
- ③東京都消費生活総合センターの相談は、日曜日も開設すること。平日の相談時間のいっそうの延長を検討すること。
- ④多摩消費生活センターでも直接相談事業を再開すること。
- ⑤巧妙、複雑化する悪徳商法による消費者被害に対応するため、相談員の増員、電話の増設を図ること。

(2) 区市町村との連携・支援

- ①区市町村の消費者行政への支援を行い、地域格差を是正すること。
- ②都と区市町村の消費者行政担当者および相談員の研修と人材育成、情報交流を充実すること。
- ③地方消費者行政活性化基金の継続、財政支援の恒常化を国に求めるとともに、同基金事業として取り組まれた事業を継続・推進できるよう、都独自に財政措置を行うこと。

(3) 事業者指導・被害救済の強化

- ①外食産業における食材等の表示について、景品表示法にもとづく調査や指導を強化するとともに、外食・中食の表示の実態調査や表示方法の適正化にむけた検討を行うこと。
- ②消費者被害救済委員会の機能強化に対応した事務局体制を拡充すること。
- ③警視庁の職員・OBだけでなく、事業者の指導のための職員を増員すること。また、区市町村と連携し、業者指導と規制を強化すること。
- ④悪質な事業者の都道府県をこえた活動を指導・規制できるような法整備を国に働きかけること。
- ⑤不当表示、誇大広告を規制し、業界に対し正確でわかりやすい表示を行うよう、指導を強化するとともに、零細小売店などへの支援を行うこと。
- ⑥多重債務問題に対する総合的な取り組みを拡充すること。

(4) 食品の安全性の確保

- ①食品の放射能汚染について検査・モニタリングを強化するとともに、広く都民に情報提供すること。情報の理解を促進する学習会、意見交換会などを支援すること。
- ②放射能汚染や食中毒をはじめとした食品の安全性の調査・研究を系統的に行い、情報提供や必要な規制・指

導を行うこと。食品による健康被害の未然防止・拡大防止のため、都民・事業者への情報発信・普及啓発の充実を図ること。

- ③牛肉の全頭検査や研究、消費者への情報提供など、BSE対策をさらに強め、発生を未然に防ぐこと。
- ④輸入食品、遺伝子組み替え食品などへの未許可の薬品、食品の混入について、検査・監視体制を強化するとともに、情報提供を行うこと。
- ⑤遺伝子組み換え食物の自生・交雑状況調査を行うこと。遺伝子組み換え食物を使った食用油など、商品表示義務対処食品を拡大すること。
- ⑥冷凍加工食品の原料原産地表示について、その実施状況を点検し政策評価を行うこと。
- ⑦外食・中食産業事業者へ原材料の原産地表示の徹底を要請すること。加工食品の原料原産地表示についても、JAS法の範囲にとどまらず積極的な情報提供を行うよう、事業者に要請すること。

(5) 地産地消の推進と自給率向上

- ①都民が都内産の農産物を購入できる仕組みをつくること。
- ②消費者団体等が行っている、産直事業や有機農産物等共同購入事業を支援すること。
- ③消費者ニーズに応える有機農産物の供給促進のため、青果店の共同仕入れなどへの支援を行うこと。また、生産者との契約栽培など有機農産物の供給拡大のために対策を講じること。

(6) 消費者啓発と消費者団体への支援強化

- ①「東京都消費者月間」を全庁的に位置づけ、予算を大幅に拡充すること。区市町村が実施している消費者啓発の行事を支援すること。
- ②消費者啓発に関する消費者団体との共同事業を継続すること。
- ③消費者団体が自主的に行う情報提供、啓発事業、調査研究活動に対する支援を行うこと。
- ④適格消費者団体との連絡調整や訴訟費用支援を行うこと。

(7) 消費者教育および情報提供の充実

- ①学校で相談窓口の周知や予防的な消費者教育が推進されるよう、手だてを講じること。
- ②東京都消費者教育アクションプログラムの実施にあたっては、市民団体などの協力も得て、小中学校の教育も拡充すること。
- ③インターネットなどの電子媒体とともに電子媒体以外も重視し、わかりやすく迅速な情報提供を推進すること。町会や地域包括支援センターなど消費者団体以外の団体との連携した情報提供を強化すること。

(8) 公衆浴場の確保と充実のために

- ①公衆浴場の公共の役割を評価し、改築、改修など浴場更新のための建設費補助や原油高騰対策など、経営の継続と安定化の支援を継続し強化すること。
- ②公衆浴場の耐震化への補助を継続、拡充すること。
- ③燃料の都市ガスへの転換のための補助を拡充すること。
- ④既存ガス設備などの更新、コジェネレーション設備の設置、太陽光発電の導入、照明のLED化などへの補助を実施すること。
- ⑤公衆浴場を利用した、機器による健康チェックや保健師などによる健康相談を実施するための助成を行うこと。
- ⑥施設確保資金貸付、経営経費補助などの「確保浴場」対策の充実、一般公衆浴場への利子補給制度の拡充を行うこと。

- ⑦生活保護世帯入浴券助成の枚数を拡充すること。対象を低所得世帯にも拡大すること。
- ⑧敬老入浴などの福祉入浴事業や健康入浴事業を推進するため補助制度を都として創設すること。
- ⑨公衆浴場の普及と親子のふれあい促進のため「都民無料入浴の日」をつくり、補助を行うこと。その他、「無料入浴デー」「半額入浴デー」などの取り組みを支援すること。
- ⑩公衆浴場・銭湯を江戸・東京の庶民文化と位置づけて、観光施策等とも連携した支援を行うこと。

4 2 築地市場の豊洲移転中止・現在地再整備、卸売市場の充実

(1) 築地市場の豊洲移転中止、現在地再整備の推進

- ①土壌汚染調査・対策工事に欠陥があり食の安全・安心が保障されず、また施設整備計画は重層化し業者との合意も不十分であり、豊洲新市場予定地への移転は中止し、築地現在地再整備をすすめること。
- ②業者も合意できる、より良い築地現在地再整備案を、都の責任で一日も早くつくること。その際、都が一般会計もふくめ財政負担するとともに、大型量販店対応型整備などの過大な施設計画をおさえることで、適正な業者負担にすること。
- ③築地市場の全施設について、ただちに耐震診断、耐震補強、老朽化対策を行うこと。
- ④築地市場の開場中の環状2号線道路の工事、仮設工事は行わないこと。

(2) 卸売市場の充実

- ①せり取引原則の廃止など規制緩和路線を改めるとともに、大型量販店による先取り、転送をなくして、公平で公正なせり取引を促進すること。
- ②東京都卸売市場整備計画策定にあたり、拠点市場化構想はやめること。関係する業者、住民との十分協議するとともに、市場、分場の一方的な統合・廃止、民営化を行わないこと。良質の生鮮食品が卸売市場から地域商店にまわるようなしくみに改善すること。地域商店に使いやすい施設整備をすすめること。
- ③仲卸業者など中小零細業者の経営支援を行い、市場機能の維持・拡大を図ること。
- ④卸売市場内の民間の施設、地方卸売市場について、耐震補強の促進を図るための援助を強めること。アスベスト対策も早急に実施すること。
- ⑤生産者・青果業者などと連携して、有機農産物コーナーを拡充するなど、有機農産物の取り扱いを強化すること。
- ⑥各市場の活性化にむけたとりくみを拡充すること。量販店と小売店等にそれぞれ荷が公正・公平にまわるようにすること仲卸業者など中小零細業者の経営支援を行い、市場機能の維持・拡大を図ること。
- ⑦市場の廃棄物、駐車場など、関係業者が公平・公正な負担になるように改善すること。
- ⑧民間委託された警備業務は、増加する盗難防止に合わせて各市場が実態に応じ契約変更できるようにすること。
- ⑨地方卸売市場が継続できるよう支援を拡充すること。

(3) 都民に開かれた市場づくり

- ①各市場に、料理教室ができる施設整備を行い、市場主催で都民が参加できる料理教室を企画したり、住民団体等が主催する料理教室に利用できるようにすること。
- ②各市場に見学コースを整備したり、取り扱い品目に合わせた流通のしくみ、生鮮食品の成り立ち、見分け

- 方、調理方法などを紹介するコーナーをもうけること。
- ③市場まつりの広報を強化すること。

〈13〉防災対策と放射能への対応を抜本的に強化する

4.3 震災対策の抜本的強化

(1) 基本姿勢の転換

- ①防災対策の「第一は自己責任」というこれまでの方針を改め、都が、都民の生命、身体、財産を守るという自治体本来の責任を果たすために全力をつくすこと。地域防災計画の抜本的見直しを図ること。
- ②東日本大震災の教訓に学び、歴史的、地球の見地から起こりうる、あらゆるタイプの地震、最大の規模と震度の地震、最大の被害を想定し、震災対策を抜本的に強化すること。新たな知見に基づき、被害想定を不断に見直すこと。
- ③地震災害を未然に防ぐ予防対策を震災対策の最優先に位置づけ、住宅、都市施設、生活インフラの耐震化をはじめ予防対策の抜本的強化を図ること。そのために、減災目標と実施計画を明確にしてとりくむこと。
- ④これまでの東京一極集中、東京の過密化の危険を直視し、一極集中路線を転換するとともに、大都市ならではの災害への備えを強化すること。
- ⑤道路、鉄道のトンネル、橋梁をはじめとした都市インフラの老朽化対策と耐震化を、緊急にすすめること。

(2) 木造住宅密集地域の安全化の促進

- ①木造住宅密集地域対策は、幹線道路の整備優先ではなく、地域内の住宅耐震化、不燃化のための支援こそ抜本的な強化を行うこと。
- ②木造住宅密集地域の安全化にあたっては、「倒れない、燃えない」まちづくりを中心にすえ、住み続けられること、および住民の合意を、大原則にすること。行政や民間デベロッパーなどによる上からの一方的な方針のおしつけ、住民の追い出しはしないこと。
- ③一つ一つの住宅を耐震化し、燃えにくい外壁構造にしていくことや、消防車が入れるようスミ切りをするなど修復型のまちづくりを基本とし、そのための制度や助成を抜本的に拡充すること。
- ④住宅の建て替え・共同化を通じて、不燃化・耐震化を推進するとともに、避難路や避難場所の確保をすすめること。そのためにも、建て替えや共同化への助成を行うとともに、借家人等に対するコミュニティー住宅建設、公共用地の確保を支援すること。空き家や老朽住宅の除却に対する財政的支援を行うこと。
- ⑤住民の不安や疑問にこたえ、合意を促進するため、大学などの研究機関やNPOなどの専門家による相談・支援対策を拡充すること。

(3) 木造住宅の耐震化・不燃化の促進

- ①住宅の耐震化は、所有者の自己責任という都の基本姿勢を改め、都民の生命・財産と、地域・まちを守る

ための行政の最大の課題と位置づけること。

- ②木造住宅耐震化助成対象地域を都内全域に拡大し、対象額についても定額補助とし、助成額を抜本的に引き上げること。一部屋や一階のみなど部分的改修も対象にするなど、費用の心理的負担と実際の負担の両面での軽減を図ること。
- ③不燃化助成の対象地域を拡大するとともに、助成の拡充を図ること。部分不燃化への助成を促進すること。
- ④家具転倒防止器具や感震ブレーカーなどの設置に対する助成を行うこと。
- ⑤区市町村と協力し、耐震改修事業を地域経済の振興策、福祉のまちづくりとの連携事業としても位置づけ、中小企業の振興、バリアフリー化やリフォームと結合させて推進すること。

(4) マンションの耐震化の促進

- ①マンション管理組合への親身な相談体制を拡充し、合意形成を支援すること。
- ②マンションの耐震診断・改修への助成率・上限率を抜本的に引き上げ、改修を行う管理組合の費用軽減を図ること。人命を守る立場から、共用部分やマンションの1階・2階部分の耐震化など、部分改修についても助成するなど、制度を拡充すること。
- ③リスタート運転機能、停電時自動着床装置、P波感知型地震時管制運転装置などのエレベーター閉じ込め防止装置の設置について、既存マンションもふくめて義務付けを検討し、助成を行うなど、エレベーターの地震対策を強化すること。
- ④家具、電気温水器、受水槽、高置水槽などの転倒防止について呼びかけ、必要な支援を行うこと。スプリンクラーや防火扉などの耐震強化を促進すること。
- ⑤備蓄倉庫の設置、震災や津波時に避難所となるマンションとの協定締結などをすすめるとともに、必要な支援を行うこと。

(5) 都営住宅の耐震化の促進

- ①都営住宅の100%耐震改修は早期完了をめざすこと。
- ②建て替え対象住宅も耐震診断を行うとともに、当面の建て替え計画がない建物は、耐震改修を行うこと。

(6) 学校など公共建築物の耐震化の促進

- ①東京都が所有する防災上重要な公共建築物の耐震化を早期に完了させること。
- ②公立・私立の小中学校、高校、幼稚園、保育園等の施設耐震化への支援を強め、早期に完了させること。
- ③公立学校の耐震補強工事等に対する補助制度は、I s 値0.3未満の施設についても拡充し、早期にすべての学校施設の耐震補強を実現すること。また老朽校舎の改築、改修、増築への補助制度を創設すること。

(7) 液状化・地盤対策の強化

- ①都として追加ボーリング調査や、区市町村及び民間機関との協力によって、より精度の高い地盤情報を集め、都民が容易に閲覧できるようにすること。
- ②都民が、みずからの住居などの地盤の現状（地質柱状図など）や、過去の土地履歴（災害履歴、施工履歴、埋め立て履歴）などの情報を、十分にえることができるよう支援すること。
- ③都民が、みずから宅地地盤の診断及び改良工事を行う場合に、必要な技術的援助と費用の助成を行うこと。
- ④宅地や住宅の販売会社に対し、購入予定者への地盤の品質説明、対策工法と費用などについての専門家による説明を義務づけること。
- ⑤多摩地域の大規模盛土造成地の変動予想調査を行い、住民に情報提供すること。地滑り、急傾斜地崩壊対策を強化すること。改修への支援も、市町村との協力ですすめること。

(8) 長周期地震動対策の強化

- ①長周期地震動への対策について、構造物、外壁パネルなど非構造物、エレベーター対策、照明・オフィス器具・家具の転倒防止など室内の安全確保、水や食料備蓄などの避難対策など、それぞれの側面から調査し、必要な指導を行うこと。
- ②長周期の揺れに短周期の揺れが重なることによる、超高層ビルの中層階での変形など、東日本大震災で新たにあらわれた問題について調査し、適切な対策を講じること。

(9) 海拔ゼロメートル地帯など東部低地帯の浸水を防ぐ河川の堤防・護岸の耐震化の促進

- ①都が管理する東部地域の河川の堤防・護岸などについて、耐震化を緊急にやりとげること。
- ②耐震強度の調査結果にもとづいて定められた、地震時に損傷の危険性がある堤防、水門等の耐震強化計画を早期に進めること。

(10) 上下水道、電気、ガスなどライフラインの耐震化の促進

- ①電気事業者には施設・設備のいっそうの耐震化を求めること。病院や学校、避難場所・避難所、社会福祉施設はもとより、幼稚園、保育所等に対し、自家発電設備の設置を支援すること。
- ②電柱の倒壊による停電や道路閉塞を防止するため、電力事業者と連携して、電線類の地中化を促進すること。
- ③震災による停電時にも自立運転により電気使用が可能な太陽光発電、電気・水道停止時にも非常用水としてタンク内のお湯が使用できる太陽熱利用機器の設置を、促進すること。避難施設として貢献する事務所やマンションの自家発電装置の設置に対して、支援を行うこと。
- ④東京ガスの経年管や、震災時にガス漏れを引き起こしやすい白ガス管の取り換えをはじめ、設備耐震化の実施状況を点検し、より規模や震度の大きな地震への対応を図るよう求めるとともに、復旧計画の再検証を求めること。
- ⑤上水管の耐震継ぎ手など送配水管、配水池・ろ過池および浄水施設、下水処理場の耐震化、自家発電設備の設置、下水管やマンホールの耐震化および浮上防止など、上下水道施設の耐震化、液状化対策を抜本的に強化すること。
- ⑥断水時の飲料水・トイレ等の確保について、抜本的に強化すること。
- ⑦水再生センターの津波対策を強化し、津波防護壁の設置、地盤のかさ上げ対策を行うこと。

(11) 鉄道の耐震化、水害対策の促進

- ①都営地下鉄はもとより、都内で運行する鉄道の耐震化については、震度7を想定し、構造物の補強、土砂崩れ防止、液状化について徹底した調査を行い、対策を講じること。立川断層帯地震による地盤変動を想定した鉄道施設の耐震強化を促進すること。
- ②都営地下鉄の入出庫線高架部の柱等、法定外の部分の耐震補強を実施すること。
- ③発災時に安全確認を行い、万全を期したうえで早期に運行を再開するための人的・物的体制について、鉄道事業者と協力して点検し、必要な補強を求めること。避難誘導や保線など安全にたずさわる現業職員のリストラ・外部委託の見直しを求めること。乗客の避難誘導や情報提供、施設の点検のためにも、被災時の連絡・通信網の確保を図ること。
- ④都営地下鉄をはじめとする鉄道各社において、地震とともに津波による水害を想定し、必要な対策・訓練を行うよう求めること。都営地下鉄・本所吾妻橋駅の防水扉を電動式に改善すること。
- ⑤地震および津波情報が、列車乗務員、駅職員にすみやかに伝わるよう対策を講じること。

(12) 道路・橋りょうの耐震化の促進

- ①緊急輸送道路等に架かる橋りょうの耐震化を早急に完了させるとともに、緊急輸送道路等以外の都道の橋りょうの耐震化も、「橋梁の管理に関する中長期計画」を前倒しして完了させること。
- ②路面下空洞調査を行い、道路の維持管理を強化すること。

(13) 津波対策の強化

- ①地震、津波、高潮、豪雨などの複合災害を想定し、防潮堤、護岸、水門、防潮扉（陸こう）など海岸保全施設を総点検し、必要な整備・耐震化を緊急にすすめること。
- ②堤防決壊による水害のシミュレーションを行い、ハード・ソフト両面での対策をとること。
- ③中小河川への津波遡上による周辺地域の浸水シミュレーションを行い、対策をとること。
- ④島しょ地域を直撃する南海トラフ地震による津波を想定し、島しょ地域の海水面からの標高を表示し、周知徹底すること。
- ⑤堤防外に多数存在する建築物などの被害を防止する対策を実施すること。津波による浸水危険地域にある福祉施設や事業所など多数の人が出入りする施設にたいしては、津波対策の指針（ガイドライン）を都として策定し、周知すること。
- ⑥平時より、津波からの緊急の避難路、避難方法を明確にしておき、住民や事業者に周知徹底すること。各地域の海水面からの標高を表示し、周知徹底すること。避難場所・避難施設として、一定以上の高さの建物を確保し、利用できるようにするため、建物所有者・管理者との協定を推進し、ひろげること。

(14) 東京湾石油コンビナート等の防災対策の強化

- ①東京湾岸に林立する石油タンク等危険物施設の安全対策を、抜本的に強化すること。国まかせにせず、都みずから湾岸の関係自治体と協力し、総点検と安全化を緊急に進めること。

(15) 防災まちづくり・防災コミュニティへの支援

- ①防災市民組織など住民の自主的な防災活動を促進するための支援を強化すること。消防機材の配備を促進すること。
- ②地域の特性に応じた防災空地・防災活動拠点の確保など、防災地区づくりを区市町村と協力してすすめること。
- ③住民の自主的な防災まちづくりを支援し、アドバイザー派遣や研修への助成・援助を行うこと。
- ④各地で生まれている防災コミュニティづくりの事例を積極的に紹介・普及するとともに、財政的援助をふくめ、都として支援策を具体化すること。
- ⑤災害時支援ボランティアの育成を促進すること。災害ボランティア・ネットワークなど、市民活動団体と連携し、地域レベルで災害ボランティア・コーディネーターの養成をすすめること。また、危険地域でのボランティア活動の際に加入する保険への保険料補助を行うこと。
- ⑥学校教育や地域で、防災教育の取り組みを充実させること。

(16) 避難所・防災拠点の整備

- ①被災者の増大にふさわしく避難所、避難場所、防災活動の拠点の整備を促進すること。避難所は女性の視点や心のケアを重視し、安心して避難生活を送れるよう対策を講じること。
- ②管理栄養士を活用した健康相談などの保健活動、乳幼児や高齢者などの食事の特性に応じた衛生指導を行うこと。

③災害の予防、延焼遮断帯の形成、災害時の救出・救助活動の拠点、避難場所、復旧対策などに活用できるオープンスペースとして、十分な面積をもつ都立や区市町村立などの都市公園を増やすとともに、防災用トイレ、発電機の整備などをすすめること。ヘリコプター活動拠点の整備をすすめること。

(17) 飲料水・食糧・生活必需品などの備蓄の充実

- ①都民および帰宅困難者のための飲料水、食糧、生活必需品などの備蓄は、全体としては少なくとも一週間分以上は確保できるよう、都として各方面に働きかけと支援を行うこと。都としては、とりわけ被害のひどい地域への対応を長期間できるよう、備蓄を大幅に増やすこと。
- ②備蓄は、非常食や水、毛布、担架、医療・衛生用品、ラジオ、非常用電灯、携帯トイレ、着替え、おむつ、アレルギー対応食、燃料、電池など幅広い物資を対象とすること。
- ③都や区市町村の物資が、各地域、各家庭にもれなく供給できるよう、備蓄所を確保すること。
- ④給水車を抜本的に増やし、きめ細かく配置すること。

(18) 災害時の医療体制の強化

- ①「災害拠点連携病院」「災害医療支援病院」の災害時医療提供体制の強化にむけ財政支援を行うこと。
- ②災害拠点病院をさらに増やし、医療品・医療用品・資器材の備蓄等についても拡充すること。
- ③平常時には災害医療や在宅医療の研修を行い、大規模災害の際には医療救護班の連絡調整等を行う拠点となる施設の整備を行うこと。
- ④都内の病院の耐震化率100%を早期に達成するよう、支援すること。また、病院の自家発電設備や非常用電力確保への支援を継続・拡充するとともに、診療所も対象にすること。
- ⑤災害用医療チーム「東京DMAT」のチーム数をさらに増やすこと。「東京DMAT」を配置した病院の医師、看護師等を増やし、出動しても医療体制の水準が維持できるようにすること。
- ⑥精神科医や臨床心理士等による「心のケア派遣」を行うこと。
- ⑦発災時に区市町村が設置する「医療救護所」の整備、医療品・医療用品資器材の備蓄等への支援を実施すること。
- ⑧保健師の増員をはじめ、保健所の体制を拡充・強化すること。
- ⑨災害時の患者の広域搬送のための拠点整備を行うこと。
- ⑩都立病院、公社病院への救急災害用ヘリコプターの緊急離発着場整備をすすめること。また、地域の救急医療指定病院等の近隣に、公園などを利用して緊急離発着場を整備すること。
- ⑪大規模災害時の医療対応マニュアル、医療情報伝達システムの整備を都の責任ですすめ、全医療機関、区市町村等に徹底すること。

(19) 障害者、高齢者、乳幼児など要援護者への支援の充実

- ①災害時要援護者に対するきめ細かい災害時支援体制を、当事者・家族の実態・要望を十分にふまえて確立すること。
- ②災害時要援護者のため必要な機能・備蓄等を備えた「福祉避難所」を身近な地域ごとに整備すること。福祉避難所となる福祉施設などに対し、耐震化、備蓄倉庫、自家発電などの整備への財政支援を図ること。
- ③区市町村、地域の町会・自治体、福祉サービス事業者等と協力し、要援護者1人1人に対する災害時の個別支援計画づくりを促進すること。重症心身障害者については都としても把握を行うこと。

(20) 帰宅困難者対策の強化

- ①大地震が発生した時に「むやみに移動を開始しない」ことが安全確保の原則であることを都民に周知する

とともに、都民が安心してこの原則を実行できるよう、企業・学校・幼稚園・保育所などとその家族などとの安否確認・通信手段の確保、食糧など必要な物資の備蓄などを支援すること。

- ②安否確認などの連絡が確実にできる通信手段、通信システムを、通信事業者と協力して確立すること。これを学校、福祉施設、中小企業などが導入できるよう財政支援を行うこと。
- ③公共施設はもとより、民間の事業所などの施設を、帰宅困難者の一時受け入れ施設として活用できるよう、必要な備蓄を行い、電源も確保するよう、協定を結び、民間施設にたいしてはそのための財政支援を行うこと。区市町村や民間事業者等との連携のもと、誘導や帰宅支援の体制や拠点を整備すること。
- ④外国人旅行者など、言語や地理の知識に困難をかかえる人々への特別の援助体制を確立すること。

(21) 事業所防災対策の整備と中小企業BCP策定への支援の強化

- ①すべての事業所がみずからの事業所防災計画を作成し、実践できるよう、指導・援助を強めること。事業所が、近隣事業者や地域住民等で組織された自主防災組織との間で災害時応援協定を締結し、役割を發揮できるよう支援すること。
- ②すべての事業所がBCP（事業継続計画）を策定し、それを実行する体制を確立できるよう指導すること。そのための中小企業への支援を具体化し、ひろげること。

(22) 原子力災害対策の強化

- ①「東京都地域防災計画」の「原子力災害編」の見直し・修正を行うこと。その際、東日本大震災と福島第1原発事故から全面的に教訓を引き出し、原発に批判的な学者もふくめて広く有識者・専門家の英知を集集し、都民に開かれた検討のもとにすすめること。
- ②浜岡原発での原子力緊急事態の発生を想定し、その重大な影響から都民の生命および財産を守るための計画または指針として策定すること。浜岡原発を廃止するために力をつくすことを明確に打ち出すこと。

4 4 消防・救急体制の充実

(1) 消防・救急体制の強化

- ①消防車や重機などを、それらを担う人員とともに、緊急に拡充すること。消防力配備の基準を、東京の都市の実態に見合うよう改善し、不足する消防車などの種類・台数をただちに増強すること。軽消防車、赤バイなどの増強をすすめること。
- ②ハイパーレスキュー隊を増やすとともに、装備の充実を図ること。
- ③大地震に備えて、家屋の倒壊や火災に対応するための資器材、救助用資器材等を、各消防署に整備し、充実を図ること。
- ④多摩地域の消防署未設置市に消防署の設置を急ぐこと。その建設用地は都費により取得すること。山間部町村にヘリポートを増設すること。
- ⑤耐震防火水槽の設置を促進すること。深井戸の整備をすすめ、水利の確保を促進すること。多摩地域の防火水槽不足地域の解消を図るために市町村への補助を行うこと。災害井戸を復活し、活用を図ること。
- ⑥救急体制の拡充のために、救急隊員を増員すること。その際、女性隊員もふさわしく増員すること。救急車を大幅に増強し、救急車の更新、高規格救急車の増車を図ること。

(2) 地域防災力の強化

- ①消防署と防災設備（防火水槽なども）を地域にきめ細かく配置すること。消防設備は、住民の初期消火活動に役立つよう、使いやすいものを使いやすい場所に配置すること。井戸の役割と活用も重視すること。
- ②消防団への支援を拡充すること。23区の消防団分団本部施設の改築・改修、拡充を急ぐこと。団員の報酬や、費用弁償を大幅に引き上げ、団員の処遇を改善すること。防災服の更新を行うこと。電光標示器を整備すること。多摩地域の消防団の施設、機材・装備の整備、待遇改善のため、市町村に対して新たな補助制度を創設すること。

(3) 住宅火災防止対策の強化

- ①出火防止対策を強化すること。そのためにも感震ブレーカーの普及を促進すること。
- ②難燃性の畳や、防火性能がすぐれている発砲断熱材等についての情報を、広く都民に周知・普及すること。
- ③家屋の天井に取りつける自動火災消火装置の普及を促進するため、区市町村と共同して購入・設置費用への財政支援を行うこと。

4 5 豪雨・風水害対策の強化

(1) 総合治水対策の推進

- ①最近の異常気象にともなう集中豪雨に対応するための対策を急ぐこと。区部で時間最大75ミリ、多摩部で時間最大65ミリの局所的集中豪雨に対応できる地下貯留管を増設すること。
- ②土砂災害対策の強化のために、「東京都地域防災計画」風水害編一部修正に基づいて、区市町村の土砂災害警戒地域の指定とハザードマップの作成を急ぎ、そのための人的・財政的支援を行うこと。
- ③雨水浸透策や地下室・地下街対策など都市型水害の抜本策を講じること。また、国、区市町村、民間とも連携し、総合治水対策を本格的に推進すること。
- ④総合治水の見地から大型開発を抑制するとともに、開発にあたっては雨水の浸透、貯留・利用を基本とした都市計画や、開発者負担などを制度化すること。
- ⑤河川流域での公共雨水ますの浸透対策の促進、個人住宅への雨水浸透ます等の設置にたいする助成の拡充、調節池、雨水浸透型舗装など雨水流出抑制対策を抜本的に強化すること。区市町村の雨水流出抑制対策事業への補助対象を、都内全流域に拡大すること。
- ⑥都市河川、内部河川の改修、治水対策を重点的に行うこと。激甚災害指定された妙正寺、善福寺川の河川改修を促進すること。また、護岸、橋桁などの補強・改善を実施すること。

(2) 浸水防止対策の強化

- ①地下鉄、地下街への浸水の防止、都心での窪地への雨水集中を防止する対策など、都市型水害対策を緊急に講じること。
- ②地下室、半地下施設の適格性について再検討すること。水害予想地域の地下室、半地下施設の建設を抑制するとともに、既存建築物の対策を強化すること。
- ③道路や鉄道との立体交差部分での冠水被害を解消するため、現場調査を実施し、冠水時の排水設備や警報装置の設置など安全対策を強化すること。
- ④下水道事業の「経営計画2010」で指定された、くぼ地や坂下など浸水の危険性が高い対策促進地区2

0地区について、早期に1時間50ミリを大きくこえる局所的集中豪雨にも対応できる幹線などを整備すること。

(3) 水害・土砂災害の被害者への支援の強化

- ①水害・土砂災害の被害者に対する融資、営業補償見舞金を改善・充実すること。その際、水害・土砂災害の被害者救済の施設改善資金融資は、新規施設だけでなく機械などの修理も対象とし、特別な利子補給を行うこと。
- ②水害・土砂災害の地域での住宅（高床式）建て替えについて助成を行うこと。

4 6 東日本大震災・原発事故の被災地・都内避難者への支援の充実

(1) 被災地住民の生活と自治体への支援の強化

- ①被災者が、衣食住の生活基盤、保健・医療・福祉・介護などで、健康で文化的な生活を確保できるよう、引き続き専門職を含む都職員の派遣、ボランティアへの支援などをすすめること。
- ②被災地自治体の行政機能を支援するため、都内区市町村と協力し、行政事務に長けた職員の派遣を行うこと。そのために必要となる職員の採用も行うこと。
- ③子どもたちへの手厚いケアと十分な学校教育を保障するため、教員、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を、都が採用することもふくめ、派遣すること。

(2) 水産業や農業、商工業、観光などの産業基盤回復への支援の強化

- ①引き続き被災地の産業を支援し、水産物・農産物などの都内での消費拡大を促進するために、被災3県の物産販売促進と観光案内、復旧ボランティア活動の紹介などを恒常的に行える施設を提供するなど、総合的支援を行うこと。
- ②被災県への観光ツアー支援を継続・拡充し、観光客の増加と消費拡大につながるよう支援を強化すること。
- ③被災地復興展示会や、被災県における中小企業の復旧・復興、ビジネス革新などに対する支援を実施すること。

(3) 都内避難者への支援の継続・強化

- ①都内への避難者が、都民と同様の行政サービスを受けることができるよう、支援を強化すること。福島第一原発事故の影響による被災者・避難者については、避難指示地域の内外を区別せず、支援を実施、継続、拡充すること。
- ②被災者・避難者にきめ細かい情報提供を行うとともに、福祉相談窓口をはじめとした相談窓口を充実させること。親戚宅などに自主的な避難をしている人たちについても、区市町村と協力して実情を把握し、必要な情報と支援が行き渡るようにすること。震災前に住んでいた地元自治体からの情報も行き渡るよう支援すること。
- ③避難者のコミュニティーづくりを支援し、孤立化防止対策を強化すること。そのため、全戸訪問を継続するとともに、区市町村の施策への支援、相談窓口の常時設置、保健師や民生委員の訪問による対応などができるよう、職員の配置と財政支援を行うこと。
- ④被災者・避難者の都営住宅等への入居を保障するとともに、期限を区切らず、被災地に戻れる条件が整う

まで保障すること。民間住宅借り上げも、被災地に戻れる条件が整うまで継続し、東京の民間家賃水準に見合う基準に拡充すること。

- ⑤上下水道料金の減免の期限を延長し、被災地に戻れる条件が整うまで継続すること。都営住宅・民間住宅など避難施設の形態を問わず、すべての避難者について減免の対象にすること。
- ⑥乳幼児および子ども医療費助成は、窓口での一時支払いを要しないようにすること。原発事故によって避難しているすべての人たちの医療費の一部負担金を免除すること。
- ⑦高齢者や障害者の交通パス等、交通費の負担軽減を継続し、さらに拡充すること。パスの適用を、東京に在る間は実施・継続すること。
- ⑧引き続き就業を希望する避難者については、都自身はもちろんのこと区市町村とも協力し、適切な雇用を創出すること。都立職業能力開発校や民間教育訓練機関での職業訓練の被災者支援枠を拡大すること。
- ⑨三宅島の火山災害の際の避難者支援の経験に学び、被災者が利用できる貸し出し農地を整備すること。
- ⑩都内に避難している子どもたちの学校教育の機会を確実に保障するために給付型の奨学金の支給、施設費や修学旅行費、交通費、学用品などの支援を実施すること。被災・避難児童・生徒を受け入れている私立学校に対し、特別補助を行うこと。
- ⑪私立幼稚園に通う被災・避難園児保護者に対し、入園料、保育料等の負担が生じないようにすること。また園児受け入れ幼稚園に対し特別補助を行うこと。
- ⑫乳幼児をはじめ、すべての都内避難者について、内部被ばくをふくめた健康診断を定期的実施し、行動の記録もできるようにすること。
- ⑬被災によるPTSD（心的外傷後ストレス障害）の診断・治療に対する支援体制を強化すること。

47 放射能から子どもたちを守るために

- (1) 放射能から子ども、妊婦、都民を守りぬく姿勢と体制の確立
 - ①放射能汚染対策については、全庁横断的、長期的に取り組むこと。
 - ②地表土、野菜、牛乳、魚、海底土、大気浮遊じん、降下物等について、セシウムだけでなく、ストロンチウムなどすべての放射性核種の調査・分析を継続的に行うこと。
 - ③放射線の調査・分析を行うための、検査機器および専門職員による検査体制を継続すること。
 - ④内部被ばくの予防対策を抜本的に強化すること。子どもたちの疫学的な健康調査を、継続的に実施すること。
 - ⑤母乳や子どもの尿中のセシウム・ストロンチウム含有量の測定について、希望する都民の要望にこたえることができるよう、体制整備をはじめとした対策を実施すること。
- (2) 空間線量の測定と除染の推進
 - ①放射能から子どもを守るため、学校・公園など全都有施設で詳細な放射線測定を行い、 $0.23\mu\text{Sv/時}$ 以上など局所的に線量が高いミニホットスポットの必要な除染を行うこと。区市町村が独自の方針に基づき、都所有施設の測定と除染を都に求めたら応じること。区市町村がつくった除染計画や除染基準を尊重すること。
 - ②都民や児童生徒の保護者が都所有施設内の放射線測定を希望する場合は、受け入れること。その測定値が高かった場合は、都としても調査し、除染などの対策を実施すること。
 - ③道路脇の砂がたまりやすい部分、排水溝・側溝、落ち葉や雨水が溜まりやすい場所、草地などのホットス

ポットになりやすい場所について、公有地、民有地をふくめて除染をすすめるためのマニュアルを作成し、区市町村と協力して、必要な除染を行うこと。その場合の、技術的・財政的支援を行うこと。

(3) 食品、給食等の放射能検査と安全対策の強化

- ①公立・私立の小中学校、幼稚園、保育園などの給食食材の放射能検査をよりきめ細かくできるよう支援するとともに、都立学校の給食食材の測定システムを拡充すること。
- ②食肉、野菜、魚介類、牛乳など食品の放射能検査および安全確保対策を強化すること。牛肉の全頭検査を継続して実施すること。
- ③放射能検査データの食品への表示制度を実施すること。
- ④食品にふくまれる放射性物質の測定に関する区市町村からの検査要望に応えられるよう、保健所等に検査機器を設置すること。

(4) 上水道、下水道、ゴミ焼却施設の放射能汚染対策の強化

- ①奥多摩湖をはじめ、上水道の水源となる湖、河川の放射能測定を行い、結果を公表すること。
- ②下水道焼却施設から出る排ガスの放射性物質を遮断するうえで、各施設のフィルターの性能が十分かどうか、都民が納得できるように説明すること。
- ③一般ゴミを焼却するすべての施設について、排ガスの放射性物質の排出を防止するフィルターの機能について、都民に明らかにするよう求めること。
- ④上水道汚泥、下水道汚泥および焼却灰の各運搬車などの粉じん対策、放射性物質の飛散対策等の詳細を公表すること。
- ⑤下水道汚泥の放射能汚染によりリサイクルできなくなっている被害額を明らかにして、東電に賠償を求めること。

(5) 土壌、落ち葉等の対策の強化

- ①比較的低線量であっても、土壌中の放射性物質が生態系にどのような影響を与えているのかを検証、調査すること。
- ②落ち葉、土のリサイクル事業における放射線量とその影響について、検証すること。
- ③西多摩など山間部の土壌・落ち葉、わさびなど林産物、奥多摩湖のワカサギ・ウグイ等、養殖魚、山小屋などで飲み水として利用される湧水、シカ・イノシシなどの野生動物の肉について、放射線検査を行うこと。

(6) 放射性物質の処理対策の推進

- ①下水汚泥焼却灰や除染した土砂・落ち葉など、放射性物質がふくまれる物質の処理方法について、国とともに早急に、対策等を講じること。
- ②中央防波堤に埋め立てる放射性物質の環境への影響について、検証し公表すること。

(7) 損害補償等について

- ①放射能測定および除染にかかる費用と、風評被害などの損害への補償は、東電と国に支払いを求めること。

〈14〉原発ゼロ・再生可能エネルギーへの転換をすすめ、環境対策を強化する

48 原発ゼロ、再生可能エネルギーへの転換の促進

(1) 「原発ゼロの日本」への転換

- ①原子力発電は未完成で危険な技術であることを認め、「安全神話」から脱却して、都として「原発ゼロの日本」の実現にむけた行動を起こすこと。

(2) 再生可能エネルギー重視への転換

- ①「東京都再生可能エネルギー戦略」「環境基本計画」で定めた、東京のエネルギー消費量に占める再生可能エネルギーの割合を2020年度までに20%にするという目標にむけ、導入を急速かつ強力で推進すること。目標についても大幅に引き上げること。
- ②環境NPOや研究機関、民間企業と協力し、都内の再生可能エネルギー導入ポテンシャルと技術開発について全面的な調査・研究を行うこと。現行の補助制度は継続すること。
- ③太陽光発電の大量普及促進対策を抜本的に拡充すること。「屋根ぢから」プロジェクトは、販売店・金融機関の公募・選定の透明性・公開性に努めるなど地域の中小企業・金融機関も参入しやすい制度とすること。ソーラーオブリゲーションの導入について検討をすすめること。
- ④太陽エネルギー利用拡大プロジェクトおよび住宅用創エネルギー機器等導入促進事業を拡充すること。集合住宅等太陽熱導入事業については、新規住宅だけでなく、既設住宅も対象にし、マンション・戸建て住宅にも設置助成を行うこと。
- ⑤「ソーラー屋根台帳」を整備するとともに、太陽光発電システムに関する情報発信・相談窓口を設置すること。
- ⑥都の施設・学校などへの太陽光発電、小水力発電、小型風力発電をはじめとした再生可能エネルギー機器設置を強力で推進すること。保育園、特別養護老人ホームなどの福祉施設、幼稚園、小中学校、私立学校、マンション・集合住宅・団地などへの設置促進対策を実施・拡充すること。
- ⑦再生可能エネルギーを新しい産業の柱として位置づけて、企業の技術開発や製品化・市場化などへの強力な支援を行うこと。
- ⑧東京都の広大な海域を利用した洋上風力発電、波力発電の導入を促進すること。島しょの経済・漁業振興と一体ですすめること。
- ⑨安定した出力がえられる中・小水力発電の導入を促進すること。河川、区市管理の用水路、多摩地域の農業用水路のほか、上下水道、工業用水、火力発電所の冷却水などの利用をすすめること。
- ⑩地中熱を利用した冷暖房空調システムの普及を支援すること。
- ⑪間伐材、花粉症対策で伐採したスギ、ヒノキなどを利用した木質チップ・ペレットの生産と普及を支援すること。木質ペレットのストーブ、ボイラーなどの購入費助成を実施すること。
- ⑫区市町村が実施する再生可能エネルギー導入対策を支援すること。
- ⑬国内・都内に風力発電機の試験場をもうけるよう国にはたらきかけること。

(3) 電力・エネルギーの効率的利用の促進

- ①大規模集中型発電から、多様な再生可能エネルギーによる小規模分散型発電への転換を促進すること。
- ②小規模分散型で発電した電力を、身近な地域をはじめ、工場、ビル、学校、家庭等で効果的に利用できるようにするエネルギーマネジメントを推進すること。双方向の次世代送電網「スマートグリッド」の実証実験を、都心だけでなく市街地等で実施すること。
- ③多様な方法でエネルギー自給に取り組む地域、市民団体、団地・集合住宅等を支援する、「エネルギー自給地域等推進事業（仮称）」を実施すること。
- ④燃料電池の利用、バイオマスエネルギー、植物性廃油の燃料化技術の開発などをすすめること。
- ⑤電力の大口需要者に対して、消費電力総量の抑制を求めること。あわせて、太陽光や風力、マイクロ水力など自然エネルギーをふくめた自家発電装置の設置推進を求めること。
- ⑥電力制御装置をはじめ、中小企業設備リース事業や省エネ促進税制など、省エネや温暖化対策をすすめる中小企業を支援する制度を拡充すること。太陽熱や未利用エネルギーの利用促進を図ること。
- ⑦病院や診療所、学校、保育園、幼稚園がすすめる自家発電設備・非常用電力の確保や、省エネルギー化（電球・蛍光灯のLED化、ガラスへの遮熱フィルム装着、遮熱材やカーテンの設置、冷温水ポンプのインバーター化など）に対し、助成などの支援を拡充すること。
- ⑧希望する家庭および中小企業に対する省エネ診断員派遣制度を拡充し、診断員を増やすこと。
- ⑨24時間営業・深夜営業の自粛、自動販売機の抑制など、照明電力削減の促進対策を都として講じること。

49 地球温暖化、ヒートアイランド対策の推進

(1) 地球温暖化対策、ヒートアイランド対策の強化

- ①二酸化炭素の排出を自然界が吸収可能なレベルに抑制することを目標とすること。京都議定書にもとづく二酸化炭素排出抑制目標を早期に達成するとともに、1990年比で、2020年に30%以上削減、2050年に80%以上削減する目標を明確にして取り組むこと。
- ②自動車のCO₂排出量削減、および海外航路をふくめた飛行機・船舶の二酸化炭素排出規制を、環境確保条例にもりこむこと。火力発電所を二酸化炭素排出削減義務づけの対象にすること。
- ③都民、中小企業・商店などに対する電気自動車などエコカー（低公害低燃費車）・次世代自動車の購入費助成を拡充するとともに、エコバイクの購入費助成を実施すること。電気自動車の充電施設・設備整備への支援を強化すること。
- ④エコカー・次世代自動車のカーシェアリング（共同利用）事業、レンタル事業への財政支援を拡充・強化すること。都または都道路整備保全公社の事業としても実施すること。
- ⑤都庁をはじめ、都庁施設、都の関連施設の照明及び家庭・マンション共用部分・中小企業・商店・教育施設などの照明のLED化、省エネ対策への助成を実施し、促進すること。
- ⑥地表熱の吸収に効果がある芝生の植栽を促進し、「駐車場の芝生化促進事業」を実施すること。また、学校、都営住宅やマンションなど共同住宅、福祉施設、オフィスビルの公開空地や屋上の芝生化、緑化への支援を行うこと。壁面緑化への支援を行うこと。
- ⑦都心部における公園と緑、河川など「クールスポット」の保全・拡大をすすめること。河川の暗きよを復元し、水辺環境の回復と拡大を推進すること。
- ⑧臨海部、都心部等の巨大ビル建設を抑制し、「風の道」の保全・拡大を図ること。

⑨ヒートアイランド現象の実態把握と原因分析のための詳細調査を、大学等と連携して推進すること。

(2) 区市町村が実施する環境政策への支援

①区市町村が実施する環境政策に対する包括補助を拡充すること。

(3) 環境アセスメント制度の拡充

①複数の開発計画や人的影響などをふくめた「総合環境アセスメント制度」を実施すること。

②「都市再生」関連の事業の特例扱いをやめ、「特定地域」における超高層建築物の対象を高さ100m以上、面積10㎡以上に戻すこと。また、計画段階アセスの対象規模を10㎡以上にすること。

③環境アセスの対象規模については条例化するとともに、事業段階アセスの手続きは、旧条例に準ずること。評価項目に二酸化炭素排出量を加えること。

④環境アセスメント技術指針の調査項目にPM2.5を加えること。

⑤事業計画区間を短めに細分化した道路計画路線については、事業の一体性から、全体の環境アセスメントの対象にすること。

50 緑の保全・拡大、自然との共生の推進

(1) 緑や自然の破壊の規制、保護と回復の促進

①東京の貴重な緑を守るための「緑地保全目標」を引き上げること。毎年度、緑地の調査を行い、計画的な保全と拡大をすすめること。

②都市計画公園の整備目標を大幅に引き上げて、整備を促進すること。都立公園を増やし、面積を拡大するとともに、区市町村による公園整備への支援を強化すること。

③市街地での特別緑地保全地区の拡大、里山保全の指定を促進し、公有化をすすめること。区市町村による買い取りを支援する「特別緑地保全地区促進事業」を拡充すること。

④崖線以外の1ヘクタール未満の地域でも保全地域に指定するよう、面積要件の緩和と指定を推進すること。多摩川沿いの崖線樹林について、都による指定の拡大と公有化を図ること。

⑤東京グリーンシップアクションを継続・拡充し、NPOや民間企業等と連携した緑の保全を強化すること。

⑥サポート・レンジャーの受講費に支援を行うとともに、自然保護に携わっているNPOや区市町村への支援を拡充すること。

⑦稲城市の南山開発など、緑や自然を破壊する計画は中止し、規制を強化すること。

⑧自然公園の特別地域などの指定を促進すること。また、自然公園内の開発行為の規制を強化すること。

⑨多摩の植林の間伐、広葉樹への植え替えなど、植生の回復と森林再生を促進すること。シカなどによる山林被害の拡大を防ぐこと。

⑩相続などで売却、開発され失われつつある屋敷林、雑木林を保全すること。

(2) 都立霊園・葬儀所の整備

①都立霊園に樹木葬の墓地を増やすとともに、多様なニーズにこたえ、安価な墓地の提供をすすめること。霊園、葬儀所施設使用料を元に戻すこと。

②老朽化した瑞江葬儀所を葬儀ができる火葬場に建て替えること。

(3) 希少動植物、生態系の保護対策の強化

- ①東京版レッドリストに指定されている絶滅危惧種を保護種として保全区域を定め、区域内での開発を規制するとともに、保全区域の公有化を促進すること。また、保全地域等の希少種、外来生物等の生息生育状況の調査を行うこと。
- ②都内中小河川、干潟等の水生生物・魚類等の実態、および自然公園、都立公園における動物の実数を把握する調査を行い、生物多様性を配慮し、保護対策を強化すること。

(4) 都立動物園・水族園の整備

- ①都立動物園の整備を推進し、動物とふれあう機会を拡大するとともに、種の保存、繁殖促進などの機能を拡充すること。
- ②専用車両による移動水族館を本格導入し、福祉施設や病院への訪問を実施すること。

(5) 世界自然遺産・小笠原諸島の自然保護対策の強化

- ①世界自然遺産に登録された小笠原諸島の自然保護を、強力にすすめること。外来種対策を強化すること。

(6) 環境科学センターの拡充

- ①環境科学センターを都直営に戻すとともに、調査研究体制を拡充し、研究者の育成を強化すること。

(7) 温泉掘削の規制強化

- ①都内での温泉掘削は総量規制の立場から抜本的に見直し、営利を目的とした掘削・利用は許可しないこと。

5 1 大気汚染などの公害対策、アスベスト対策の強化

(1) 大気汚染対策の強化

- ①都の大気汚染健康障害者医療費無料化制度を継続すること。国、自動車メーカー、および首都高速道路株式会社に対し、制度継続に必要な財源を追加拠出するよう、強力に働きかけること。
- ②国に対し、大気汚染公害患者に対する医療費救済制度を創設するとともに、道路沿道など汚染の激しい地域は現行の公害健康被害補償法なみの補償制度を創設するよう、強力に働きかけること。
- ③一般大気環境測定局、自動車排出ガス測定局を増設すること。また、設置場所は実態を正確に表す場所になるよう総点検し、移設すること。PM_{2.5}微小粒子の実態把握を強化拡充し、国や近県とも連携しながら減少にとりくむこと。PM_{2.5}の測定局を大幅に増やすこと。自動車の総量規制を実施すること。
- ④事業所ごとの「排出総量削減計画」は、低公害車の導入の義務づけなど、実効性あるものとする。都内一定地域への乗り入れの禁止、生活道路への大型通過車両の進入禁止など実効ある対策を講じること。
- ⑤燃料電池車など低公害車の開発・普及を支援すること。
- ⑥大気汚染の高濃度地区への脱硝装置の設置など局地対策を強化すること。
- ⑦歩道、植樹帯、環境施設帯、防音施設など、道路構造の改善をすすめること。
- ⑧高速道路、幹線道路沿道の住民の生活・健康などの総合調査は、対象・項目を大幅に拡大して再開し、継続的にモニタリングすること。
- ⑨NO_x 対策を推進すること。また、NO₂測定運動への補助を復活すること。

(2) 光化学スモッグ対策の強化

- ①光化学スモッグ発生時の自動車乗り入れ規制などの対策を実施すること。
- ②光化学スモッグの発生防止対策を確立すること。中小企業を支援してVOCの排出を抑え、光化学オキシダントの環境基準達成にむけて対策を講じること。

(3) ダイオキシン、環境ホルモンなど化学物質等の対策の強化

- ①ダイオキシンの総合対策を強化し、塩化ビニールを製造段階から規制すること。
- ②工場跡地、清掃工場周辺の大气、水質、土壌の調査および母子健康調査を実施し、ダイオキシンによる汚染実態を把握するとともに、区市町村に情報提供すること。区市町村が実施するダイオキシン類調査等に対する財政支援を行うこと。
- ③フロン等の排出削減対策を実施すること。
- ④災害時の化学物質対策を実施すること。災害時における高圧ガスの保安および活用の検討を行うこと。
- ⑤城南島などのスーパーエコタウンについては、処理施設での事故発生を防止し、環境保全のために必要な対策を講じること。
- ⑥環境ホルモンなど非特定化学物質について、現状把握および人体や生態系におよぼす影響等の調査研究を推進すること。都民への情報公開を随時行うとともに、環境化学物質基本法制定を国に求めること。
- ⑦有害性や健康被害が懸念されているナノ粒子について調査、研究をすすめること。

(4) 土壌汚染対策の強化

- ①調査メッシュの強化、地歴の遡及期限の延長など、汚染の見ごしをなくするための措置を強化すること。また、小規模事業所が行う報告、処理対策への援助を行うこと。
- ②ダイオキシンや六価クロムなどの有害物質で汚染された土壌については、情報公開を行うとともに、恒久化処理による無害化をすすめること。
- ③土壌汚染物質除去等に対する融資制度を創設するとともに、技術的支援の強化、および情報の共有化を図ること。

(5) 水質汚染防止対策の強化

- ①地下水の広域的汚染調査を実施し、対策を講じること。零細な事業者に対する汚染除去費の財政支援を行うこと。
- ②区市町村が実施する、河川・水路の浄化対策に対する財政支援を拡充すること。
- ③東京湾および臨海部の水質浄化を促進し、富栄養化防止対策を強化すること。
- ④隅田川など都内河川の水質浄化と水辺環境の回復をすすめること。
- ⑤羽田空港D滑走路増設にともなう多摩川、海老取川の流況および環境変化の調査を実施すること。
- ⑥中小河川の広域監視体制を復活し、自然と緑を生かし、湧水の保全などに努め、親水性を高めるとともに、水質改善をすすめること。
- ⑦奥多摩湖などの水質浄化をすすめること。
- ⑧利根川上流域の自治体と協力し、川上からの水質浄化をすすめること。

(6) 騒音・振動等の対策の強化

- ①航空機騒音の実態を調査し、測定所の増設を図ること。また、環境基準をこえている地域のすみやかな防音対策を実施すること。

- ②首都高速・一般幹線道路沿道の騒音・振動調査の際、住民の被害調査を実施し、抜本的対策を講じること。
- ③既設・在来線を含めた鉄道騒音、振動にかかわる環境基準を都として独自に設定し、事業者の実態と被害の調査を行わせるとともに、ノージョイント化など必要な改善対策を講じさせること。
- ④電磁波による健康影響調査を行うこと。
- ⑤公共施設、商業施設、大規模建築物、道路等における屋外照明や広告物などによる、「光害（ひかりがい）」の防止対策を推進すること。過度な照明やサーチライト等の使用を規制するガイドラインをつくること。

(7) アスベスト対策の強化

- ①アスベストを製造、販売、使用、廃棄した企業の追跡調査を行うとともに、被曝者救済、アスベスト追跡調査など業界、企業に社会的責任を果たさせるよう国に求めること。
- ②環境曝露、家族曝露、補償制度のない自営業者など被災者に対する補償制度を確立するよう国に求めること。都としても支援を行うこと。
- ③解体工事にともなう吹きつけアスベストの飛散防止対策を強化すること。解体工事での届け出を徹底させること。
- ④非飛散性（成型板）アスベストは、解体工事、保管・処理・処分のルートづくりと、中小企業のための保管施設の確保など、都の支援を強めること。
- ⑤中皮腫などアスベスト被害による疾患の診断・治療の専門医の育成、および医療体制の充実をすすめること。アスベスト被害者の健康調査について都として助成制度を設けること。
- ⑥再生砕石製造業ではスレート等の搬入防止を推進し、施設での大気測定を周知徹底すること。

5 2 省資源・リサイクル、廃棄物対策の強化

(1) 廃棄物の発生抑制、減量対策等の強化

- ①製造段階での発生抑制など、企業の責任を明確にした減量対策を促進すること。環境管理計画ISO14001シリーズ認証取得を推進し、製造段階からの廃棄物の削減をすすめること。その際、中小企業に対し、取得支援を行うこと。
- ②東京都廃棄物処理計画にもとづき、区市町村が各年度の目標を達成できるよう十分な支援を行うこと。
- ③企業による減量・リサイクルを推進するために、東京都が訪問、調査、指導の徹底など積極的な役割を果たすこと。
- ④市町村の廃棄物処理施設への助成を継続・拡充すること。
- ⑤「都市再生」などの大型開発を見直すことで、建設残土・廃棄物の発生を抑制すること。

(2) 産業廃棄物の企業責任による処理の推進

- ①9都府県で連携し、産業廃棄物対策を強化すること。都としても「産廃Gメン」の拡充、不法投棄、野焼きの監視と規制の体制を強化すること。
- ②建設廃棄物（建設廃材、建設泥土）の減量を促進するとともに、リサイクル施設整備や仕組みづくりを促進すること。
- ③注射針以外の在宅医療廃棄物について、注射針と同様、医療機関や薬局等で収集・処理する体制を構築し、財政支援を実施すること。

④一定規模以上の開発計画については、条例で定められた廃棄物処理施設確保の事前協議制度をさらに強化すること。

(3) リサイクル・再資源化の推進

- ①家電回収における指定取引所の拡大を製造業者の責任で行うなど、小売店や消費者の負担を軽減すること。
- ②区市町村と連携し、事業系ごみの多種分別収集を促進するとともに、福祉施設等の負担を軽減すること。
中小・零細業者へのリサイクル・再資源化のための支援を強化すること。
- ③再資源化活動強化の要である、資源物の再生利用の促進など「出口対策」を抜本的に強化すること。
- ④コンポスト化の取り組みを拡大するために、都立施設への設備の設置、区市町村が実施する助成制度への財政支援を行うこと。商店街や大規模店舗などへの設備の設置をすすめること。
- ⑤事業系食品廃棄物対策を実施すること。

(4) ペット火葬場・ペット霊園のあり方検討

- ①まちづくりや動物愛護行政もふまえて、ペット火葬場・ペット霊園の設置・規制のあり方について、検討を行うこと。

(5) 大規模処分場の見直し

- ①最終処分場の減容と延命をすすめるとともに、新海面処分場など大規模処分場方式を根本的に見直すこと。

〈15〉生活基盤の整備をすすめる

| |
|----------------------------------|
| <h3>53 「居住の権利」を保障する住宅施策への転換</h3> |
|----------------------------------|

(1) 「居住の権利」を保障する住宅政策への転換

- ①「居住の権利」を保障する立場にたち、都民が人間らしく住み続けられる住居の確保・整備を、都が責任をもってすすめること。住宅確保は自己責任という政策から転換を図ること。
- ②住宅を社会的資本として位置づけて、都民の居住に関する生活環境基準（居住水準、居住費負担、住環境等）を定め、その実現を図ること。
- ③所得に応じた適切な家賃・費用で入居できる、アフォーダブルな住宅提供にむけた施策を実施すること。
- ④住宅供給における公的主体の役割を強化し、新規公共住宅建設や低家賃の借り上げ住宅の提供、良質な民間住宅の供給の誘導などを行うこと。
- ⑤都営住宅の建てかえ等で生ずる余剰地活用については、都営住宅増設や都民のための公共施設建設に使うこと。
- ⑥東京都住宅政策審議会に公共住宅居住者などを加え、都民との共同による政策づくりをすすめること。
- ⑦住宅施策の専管部局として、住宅局を復活させること。

⑧住宅統計調査等にもとづく都民の住宅実態を把握するため、2003年以降発行されていない東京都住宅白書を再発行すること。

(2) ハウジングプア、低所得者への住宅保障の強化

- ①都営住宅の総戸数抑制政策を改め、新規建設を再開するとともに、建て替え時に戸数を増やすこと。
- ②借り上げ公営住宅制度を活用し、都民住宅、UR住宅や民間賃貸住宅等を借り上げて、都営住宅として提供すること。
- ③低所得者や、離職者・失業者、ネットカフェ難民、ホームレスなど住宅をなくした人のために、低家賃の住宅を確保・提供すること。
- ④都営住宅の入居収入基準以下の生活保護世帯を除く、住宅に困窮している若者や子育て世帯等に家賃補助を実施すること。
- ⑤脱法ハウスといわれる「違法貸しルーム」の実態を調査し、不適格な住宅の改善をはかること。
- ⑥シェアハウス・グループリビングなど新しい住まい方について、都としてガイドラインをつくること。
- ⑦都民住宅の空き家を活用し、UR賃貸住宅で行っている「シェアハウジング制度」のような制度を実施すること。

(3) 空き家活用の推進

- ①都内の民間空き家を活用する「空き家活用モデル事業」を継続し、拡充すること。
- ②居住支援協議会を設置し、居住支援団体や不動産関係団体との協議をすすめ、住宅確保要配慮者への支援を強化すること。

(4) 「団地再生」の推進

- ①都営住宅、公社住宅、マンションなどの大規模団地の更新は、壊して建て替える方法だけではなく、既存の建物・住環境・住民によるコミュニティを大事にする「団地再生」を推進すること。

(5) 都営住宅の整備基準、入居資格等の改善

- ①都営住宅の入居収入基準を、元の月収20万円に戻すこと。また、裁量階層を月収25万9000円に引き上げ、中学卒業までの子どもがいる世帯や多子世帯、新婚家庭に拡大すること。
- ②家賃の全額免除制度を復活すること。特別免除制度は元に戻し、新たに原爆被爆者を減免の対象に加えること。
- ③都営住宅利用にあたって、婚姻歴のない母子家庭を税法上の寡婦とみなして控除できるよう国に意見をあげるとともに、都として適用する方向で検討すること。
- ④都営住宅の住戸の面積基準を、都市型誘導居住面積まで引き上げること。最低でも2部屋・食事室と寝室の分離が確保される2DKを基準にするなど設計パターンを増やし、同一面積であっても、生活スタイルにあわせた選択ができるようにすること。型別供給制度を見直し、ソーシャルミックスへの配慮を行うとともに、高齢者むけ施設や保育所の設置をすすめること。
- ⑤「使用承継」の基準を元に戻し、一親等まで承継を認めること。明け渡し誓約書の提出を求めないこと。また、現在の使用承継の例外許可条件のうち病弱者については、かかりつけ医の診断書も認めること。
- ⑥同居親族要件をなくすこと。また、「若者むけ都営住宅」を整備すること。
- ⑦都営住宅の建設にあたっては、再生可能な資源の活用、エネルギー消費の抑制、敷地の緑化等に努め、環境保全に配慮すること。

(6) 都営住宅の管理・運営の改善

- ①都営住宅管理は、公共性を重視する立場を堅持し、指定管理者への営利企業の指定は行わないこと。
- ②長期の空き室を放置せず、速やかに公募にかけること。
- ③期限付き入居制度は廃止すること。期限付き入居者の継続使用許可を認め、一方的退去を強要しないこと。
- ④申請手続きが困難な高齢者等には、自動的に減免が受けられるようにすること。収入調査にあたって同意書の提出を強制しないこと。
- ⑤都営住宅の建て替え、大規模団地再生計画、住宅改善などは、住民の意向を十分尊重してすすめ、建て替え後も住み続けられるように家賃軽減措置を拡充すること。団地の長寿命化を進めること。
- ⑥建て替え計画は、少なくとも1年前に住民に説明し、計画の一方的なおしつけはしないこと。移転には十分な時間を保障するとともに、移転経費は廃棄物処理代金もふくめた実費を補償すること。
- ⑦都営住宅の耐震化を早急に実施すること。また、2020年度耐震化100%にむけて、建てかえを行う住宅か、耐震改修を行い継続使用する住宅かを、居住者に早急に知らせること。
- ⑧孤独死予防対策や認知症高齢者への支援、高齢者の見守り支援を強化すること。巡回管理人を増員してきめ細やかな相談に応じられるようにするとともに、高齢化率の高い都営住宅にL S A（生活援助員）を配置すること。
- ⑨計画修繕の完全実施、バリアフリー化、窓枠アルミサッシ化、給湯器や浴室の改善を促進し、畳取替えの公費負担など修繕負担区分を見直し、居住者負担を軽減すること。
- ⑩すべての都営住宅にエレベーター設置を早期に完了させること。

(7) 住宅供給公社住宅の増設・拡充

- ①東京都住宅供給公社による勤労世帯・低中所得者むけ住宅整備事業を拡大し、一般賃貸住宅の新規建設を復活すること。
- ②居住者代表も参加する「賃貸住宅管理問題調査会」を早急に開催すること。
- ③一般賃貸住宅の家賃の設定は、「近傍同種」でなく「応能負担」を基本とした制度に改めるとともに、3年ごとの値上げをやめること。
- ④低所得者、母子、障害者、高齢者への家賃減免を拡充するとともに、失業・疾病など収入激減者への家賃減免制度を確立すること。
- ⑤「従前居住者制度」の拡充のため、一般賃貸の建て替えにあたって財政支援を行うこと。一般公募の期限付き入居制度はやめること。期限付き入居者に対して一方的な退去を強要せず、契約更新を認めること。
- ⑥再整備計画は居住者参加で見直すこと。また、建て替えにあたっては、計画を早期に提示し、居住者の合意と納得を前提とすること。
- ⑦公社住宅の増築事業への助成を増やし、増築戸数を拡大すること、事業は住民の合意ですすめ高家賃化を防ぐこと。
- ⑧既存公社住宅のバリアフリー化、浴槽などの取り替え、窓枠やドアのアルミサッシ化、駐車・駐輪場、集会所等の増設など住環境整備への助成や貸し付けを拡充すること。
- ⑨公社住宅の耐震改修・補強工事を促進すること。地盤沈下等による被害を受けている住宅は、抜本的な改修を行うこと。
- ⑩居住者から批判の多いコールセンター方式はやめ、人員も拡充して従来の窓口センターでの受け付けに戻すこと。また、夜間緊急対応体制を強化すること。

(8) 区市町村への支援の拡充

- ①区市町村の住宅施策に対し、財政的・技術的支援を拡充強化すること。区市町村による公営住宅・公立住

宅・サービス付き高齢者住宅整備への支援を強化し、用地費助成を実施するとともに、都用地の提供を促進すること。

②区市町村移管された都営住宅にエレベーターを設置する区市町村に対し、財政支援を行うこと。

(9) 分譲マンション対策の拡充

①都として「マンション白書」を定期発行すること。

②分譲マンションの大規模改修・改築や建て替え、劣化診断、バリアフリー化、省エネ化、アスベストの除去等に対する助成をはじめとした財政的・技術的支援を拡充強化すること。

③建築基準法で一定規模以上のマンションに義務づけられている建物や設備の定期報告制度に基づく「定期診断」に対して、公的補助を行うこと。

④貯水槽の検査・清掃に助成するとともに、マンションの水道直結給水化への支援を拡充すること。

⑤マンションの変電機を電力会社の負担で小型化し、電力会社が無償使用している変電室を他の目的に活用可能にするよう、事業者に求めること。危険な白ガス管の交換はガス会社が責任を持って早急に行うよう、事業者を求めること。

⑥ゴミ置き場用の土地、管理室、集会場、機械室、管理組合法人の保有する固定資産について、その公共性にふさわしく固定資産税を減免すること。

⑦マンション管理組合の育成支援事業を実施すること。

⑧法律、技術、管理など総合的なマンション相談窓口を都として開設するとともに、区市の相談体制整備等への支援を強化すること。マンション啓発隊の体制を拡充すること。

(9) 民間賃貸住宅居住者への支援の拡充

①所得税等の「家賃控除」を創設し、家賃減税を実施するよう国に求めること。

②外国人、独身者、障害者、高齢者、ひとり親世帯などへの居住差別をなくし、だれもが安心して賃貸住宅を借りられるよう、公的な保証制度を確立すること。また、(財)高齢者住宅財団が行っている「家賃債務保証制度」や(財)東京都防災・建築まちづくりセンターが行っている「あんしん居住制度」加入者への保証料助成などで入居者支援を行うこと。

③あんしん賃貸支援事業にもとづいて、自治体が斡旋する家賃保証会社については、賃貸借人に著しく不利益で不当な条件が付けられることなどないよう調査し、悪質な業者については指導を強化するなど、不法行為の取り締り対策を講じること。

④民間住宅建設融資斡旋制度は、融資限度額や融資単価を引き上げ、利率の引き下げ、償還期限の延長、公的金融機関との併用義務付けの見直し、無担保融資など利用者の利便と負担の軽減を図ること。

⑤賃貸住宅紛争防止条例の周知徹底と賃貸住宅トラブル防止ガイドラインの普及を図ること。また、悪質不動産業者の行う管理業務について、行政が指導・監督できるよう宅建業法の改正を国に求めること。

(10) 戸建て住宅への支援の拡充

①住宅リフォーム助成を実施すること。

②住宅リフォーム助成を実施する区市町村への財政支援を実施すること。

③耐震化、不燃化を行った住宅への固定資産税、都市計画税の全額減免および耐震改修費用の税額控除を継続すること。

④老朽家屋の除却への助成や除却後の固定資産税の軽減を行うこと。

5.4 都市交通・公共交通の整備、交通バリアフリーの推進

(1) 公共交通を中心とした交通政策の推進

- ①公共交通を中心とした交通網の整備をすすめるため、総合的な交通政策を確立・推進すること。
- ②道路渋滞解消、大気汚染の解消、CO₂削減のため、自動車の総量規制にふみだし、モーダルシフト、ロードプライシング、パークアンドライドなど、実効性ある交通需要マネジメント（TDM）を実施すること。
- ③バス専用レーンやバス優先信号帯の設置などの整備を促進すること。
- ④ノンステップバスなど、乗り降りしやすいバスの導入を促進すること。だれにも乗り降りしやすいタクシー整備事業を再開し、回転式シートの普及を図ること。
- ⑤BRT（幹線高速バス）やLRT（超低床の新世代路面電車）などの導入について、検討をすすめること。
- ⑥区部周辺部の環状方向、多摩南北方向、八王子・町田、多摩西部地域への公共交通の整備をすすめること。

(2) 駅・ホームの改善、鉄道の安全対策の推進

- ①都内すべての駅への可動式ホーム柵（ホームドア）設置をすすめること。そのため、鉄道事業者に対し、推進計画の作成を求めるとともに、財政支援を行うこと。
- ②内方線付き・JIS規格対応の点字ブロックや、音声・音響・光等により列車の接近を知らせる装置などの整備、ホーム上の安全を確保する人の配置をはじめ、ホームからの転落防止対策を、鉄道事業者と共同して推進すること。
- ③都内全駅へのエレベーター、エスカレーターを設置をすすめること。だれもが利用しやすい駅・車両への改善をすすめること。
- ④「開かずの踏切」の解消にむけた対策を強力に推進すること。踏切の安全対策を強化すること。
- ⑤鉄道の高架化、複々線化、地下化への支援を強化し、地元負担の軽減を図ること。高架化や地下化は住民合意を尊重し、騒音など環境対策に万全をつくすとともに、駅前再開発などの押しつけをしないこと。
- ⑥都営地下鉄の浸水、豪雨対策を強化すること。

(3) 都営交通の充実

- ①消費税増税を前提にした運賃値上げはやめること。
- ②都営交通の料金の引き下げをすすめること。児童・生徒の通学定期の割引を拡大すること。
- ③都民の貴重な足である都バス運行路線の廃止、運行本数の削減をしないこと。交通不便地区などの都バス路線開設の要望に、積極的にこたえること。
- ④都バスの民間委託はしないこと。運転手は都職員を正規採用とすること。
- ⑤都バス停留所での接近表示、上屋・ベンチの整備を促進し、都民サービスの向上に努めること。
- ⑥都バスのICカードの割引サービスを充実すること。
- ⑦都営地下鉄の駅務の民間委託を中止するとともに、駅員の増員を行うこと。また、保線業務などについても直営を基本とすること。
- ⑧大江戸線をはじめ都営地下鉄全路線・全駅のホーム柵の設置をすすめること。乗換駅や利用者の多い出入り口等にエレベーター、エスカレーターを設置をすすめ、バリアフリー対策を強化すること。
- ⑨清潔で使いやすいトイレへの改修をすすめること。
- ⑩都営地下鉄の車両を増やすとともに、快適な車両の導入を図ること。
- ⑪利用者の利便性向上にむけ、都営地下鉄と東京メトロのサービスの共通化・一体化をすすめること。都営

地下鉄の初乗り料金をメトロなみに引き下げるとともに、東京メトロにシルバーパスを適用すること。

⑫駅、車両、バス停留所の照明のLED化、および地上駅、バス営業所等への太陽光発電の導入をすすめること。

(4) コミュニティバスへの支援の拡充

①試運行開始日から3年までという運行費補助の年限を撤廃し、現行の「地域福祉推進区市町村包括補助事業」とは切り離して個別補助事業を立ち上げることもふくめ、初期経費だけでなく運行維持を支援する制度に拡充すること。少なくとも運行費補助の年限を、段階的に延長すること。

②車両購入費補助について、「1路線当たり1回かぎり」「単年度での補助対象路線は1路線」「既存路線の車両増に対する補助は行わない」などの要件を緩和すること。

③運行費、車両購入費、調査・検討費の補助基本額、および補助率を引き上げること。バス停の施設整備費も補助対象にすること。

④既存バス停や鉄道駅から半径200m以遠の地域を走行すること等の「交通空白地域」の要件を緩和し、23区のコミュニティバスも補助をうけることができるようにすること。

⑤シルバーパスの適用が促進されるよう、運賃補償額算定方法の見直し等を行うこと。

⑥都バスによるコミュニティバス事業を推進し、拡大すること。

(5) 自転車利用環境の整備

①環境にやさしい自転車を、都市交通の重要な柱のひとつとして位置づけて、自転車の利用環境整備にむけた、総合的政策を確立すること。

②自転車専用レーンや自転車道の整備を促進し、自転車走行にとっても歩行者にとっても安全・安心な、自転車走行空間の整備を推進すること。

③自転車を共同利用する、「都市型コミュニティサイクル（自転車シェアリング）の整備促進事業（仮称）」を実施すること。

④自転車通勤を支援する中小企業の駐輪場・更衣室などの環境整備に対し、財政支援を行うこと。

⑤放置自転車対策、自転車利用促進のため、区市町村や民間事業者による駐輪場等の整備に対し、財政支援や所有地の無償提供などを行うこと。

⑥自転車利用者がルールを学び、マナーを身につけるための教育、啓発をはじめ、自転車による事故防止対策を強化すること。

(6) 交通安全対策等の推進

①信号機の設置を促進するとともに、設置にあたってはLED化をすすめること。歩車分離式信号を大幅に増設し、交差点での事故防止対策を強化すること。

②青信号時間の延長や高齢者感应式信号機の整備を促進するなど、高齢者等の交通安全対策を推進すること。

③ITS等の新技術を活用した交通流円滑化をすすめること。

④駐車監視員制度を抜本的に見直し、放置駐車車両の確認と標章の取り付けは、公務員の身分をもつ警察職員が行うこと。駐車監視員に対するノルマの強制はしないこと。

⑤駐車違反取り締まりの緩和措置として、荷さばき場を増やすこと。その際には、地元商店街との合意を図ること。

⑥駐車違反の取り締まりは、障害者・高齢者や、スクールバス、生協の宅配等については配慮すること。

⑦地域福祉、在宅医療・看護・介護を推進するため、在宅医療、訪問看護、助産師、ヘルパー派遣、地域福祉団体等による配食サービスなどの車両に対し、「駐車禁止等除外標章」の適用を拡大すること。

⑧身体障害者に対する「駐車禁止等除外標章」の適用対象を、さらに拡大すること。

55 防犯対策の推進

(1) 都民の安全・安心を確保するための警察の配置

- ①都民の安全・安心を確保するため、交番を地域の必要性や要望を考慮して計画的に設置し、警察官の常駐化をすすめること。
- ②警視庁の予算や人員配置を、警備・公安中心から、刑事・防犯活動中心に切り替え、交番やパトロールなど現場体制を抜本的に強化すること。
- ③国会や各国大使館など首都警備にかかわる警察業務は国の責任でおこなわせ、確保した警察官は都民生活の安全・安心の確保に資するものとする。

(2) 犯罪被害者、青少年、子どもへの支援

- ①犯罪被害者への生活や就業、住宅、さらに相談活動などの支援を強化すること。
- ②青少年が犯罪に巻きこまれる危険のある盛り場などでの生活指導の強化など、都として対策を強化すること。
- ③犯罪から子どもたちを守るため、学校の防犯対策や登下校時の安全対策は、学校・地域・行政参加で促進すること。
- ④都立学校への警備職員の配置など、学校の安全に万全を期すこと。区市町村立学校での警備員配置、防犯カメラ設置などに支援を行うこと。

(3) ギャンブルの社会的弊害の防止

- ①違法カジノなどの取り締まりを強めるとともに、ギャンブル依存症などギャンブルの社会的弊害について、調査・研究を行うこと。カジノの導入は行わないこと。

56 上下水道の充実

(1) 消費税への対応

- ①消費税増税を前提にした上下水道料金の値上げはしないこと。

(2) 上水道の充実

- ①過大な水需要計画と、それを前提にした「東京水道施設再構築基本構想」を抜本的に見直し、水道料金の値下げをすすめること。
- ②不要な八ツ場ダム建設を中止するとともに、地元住民の生活再建への責任をはたすよう国に求めること。都負担となる水源負担金の財政支出を行わないこと。
- ③水道管、水道施設、浄水場などの老朽化対策と耐震化を、抜本的に促進すること。

- ④福祉施設や医療機関などの水道料金減免の対象を、グループホーム、ショートステイなどの介護施設にもひろげることをはじめ、水道料金の減免を拡充すること。
- ⑤マンションや小中学校、公営住宅での直結給水の普及を推進すること。
- ⑥都民サービスの低下をまねく業務の民間委託は見直すこと。TSSなど監理団体への工事、検査、営業所業務の委託拡大は行わないこと。
- ⑦「おいしい東京の水」の過大な宣伝広告費を抑制すること。
- ⑧「海外水ビジネス」への参入はやめること。

(3) 下水道の充実

- ①過大な事業計画を見直し、下水道料金の値下げをすすめること。下水管、下水施設などの老朽化対策と耐震化を促進すること。
- ②雨水流出抑制対策として、雨水貯留管の敷設を拡大すること。
- ③分流式下水道地域での排水管整備を推進すること。
- ④豪雨時のマンホールからの溢水を防ぐため、ポンプ場を増設すること。
- ⑤降雨時の下水道工事の安全確保と作業中断などのための諸経費を支払うこと。
- ⑥老朽化した小規模管きよの再構築のため、補助交付対象にするよう国に求めること。

(4) 上下水道施設での再生可能エネルギー活用の促進

- ①上下水道施設で、省電力化・省エネ化をすすめるとともに、太陽光発電、小水力発電、バイオマス発電などの再生可能エネルギーの活用を促進すること。

(5) 工業用水道の見直し

- ①工業用水道については、中小零細企業の利用者に対し不利益をまねかないことを前提にしつつ、そのあり方について存廃をふくめた抜本的見直しを行うこと。

〈16〉 都民が主人公の都市づくり・行財政運営に転換する

57 東京一極集中の是正、持続可能な都市づくりへの転換

(1) 「成長管理」型の都市計画、都市づくりへの転換

- ①巨大道路や超高層ビル優先の都市づくりを改め、都市としての成長をコントロールする「成長管理」型の都市計画、都市づくりへの転換をすすめること。
- ②都市計画・開発計画は、人口減少や超高齢社会が到来しつつある現状にみあうものに抜本的に見直すこと。道路、橋梁、公共施設をはじめとした都市インフラについては、右肩上がりの経済成長を前提にした巨大事業、新規事業を抑制し、維持・更新、老朽化対策と耐震化、および都営住宅や福祉・教育等の施設整備

に思い切って重点を移すこと。

- ③人口・産業・環境・財政などの総合的な都市アセスメントを実施し、環境との調和を図り、財政負担を抑制する「持続可能な都市づくり」に転換すること。
- ④都市計画・開発計画への都民参加と情報公開を促進すること。

(2) くらしやすく、美しいまちづくりの推進

- ①徒歩圏で日常生活が完結する、「コンパクトなまちづくり」の整備を推進すること。
- ②まちの景観をまもる対策を強化し、景観をこわす超高層ビルをはじめとした大型建造物の建設を抑制する対策を講じること。
- ③東京都選定歴史的建造物および景観上重要な歴史的建造物指定の制度を拡充し、財政措置を行うこと。
- ④電柱の地中化を促進すること。

(3) 生活道路の整備促進、3環状道路など巨大道路計画の見直し

- ①オリンピック招致を口実にした、外郭環状道路の本線工事を中止し、「その2」の道路計画は撤廃すること。東名高速道路以南の計画化を行わないよう国に要請すること。
- ②交通渋滞と環境悪化をもたらす首都高速道路晴海線の晴海仮出入口建設、環状2号線湾岸部延伸の中止など、臨海副都心のアクセス道路は抜本的に見直すこと。また、木密不燃化10年プロジェクトにもとづく、住民合意のない「特定整備路線」計画は中止すること。
- ③晴海線、多摩新宿線など不要不急の高速道路、都市計画道路新規建設は凍結すること。圏央道計画による高尾山の自然環境破壊を行わないこと。
- ④都道の予防保全計画を前倒しですすめること。首都高や鉄道施設等についても、トンネルや橋梁などの老朽化対策と耐震化を、事業者と連携して促進すること。
- ⑤「第2次すいすいプラン」や、排気ガスが滞留する交差点の改良をすすめること。整備にあたっては、関係住民の合意と納得を前提とすること。渋滞交差点の解消のための新たな交差点改良計画をたて、予算を確保すること。
- ⑥生活道路の整備を促進すること。自動車優先ではなく、歩行者の安全・安心に配慮した「歩行者にやさしいみち・まちづくり」を推進すること。
- ⑦道路の安全性向上のため、道路舗装の補修サイクルを短縮すること。
- ⑧多摩地域をはじめとした、歩道の整備を促進すること。

(4) 所有地など公共用地の都民ための活用

- ①貴重な所有地を大企業やマンション業者などにむやみに売却せず、福祉施設整備や防災公園、ヒートアイランド対策など都民要求にもとづいて活用すること。
- ②所有地の利用計画は、地域住民の納得と合意をえられるものにする。
- ③市町村による公共用地取得に対する財源措置を拡充すること。

(5) 「国家戦略特区」「アジア・ヘッドクォーター」構想の中止

- ①新たな巨大都市インフラ整備を推進し、欧米などの多国籍企業をよびこむための特区をつくり、減税などいたれりつくせりの便宜を図る、「国家戦略特区」「アジア・ヘッドクォーター（司令塔）」構想は、中止すること。
- ②開発事業者への税の軽減、再開発事業の規制緩和、再開発事業組合に対する税制上の支援などは実施しないこと。

③羽田空港移転跡地は、地元区および都民参加で利用計画を策定すること。

(6) 巨大ビル優先の「都市再生」事業の見直し

①「都市再生緊急整備地域」の指定を解除し、都民参加で土地利用計画を再検討すること。「都市再生特別地区」制度は廃止すること。

②臨海副都心、北新宿など都施行の大型開発を中止すること。また、赤字分については、特定建築者に適切な負担を負わせること。

③「都市再生」のための「先行まちづくりプロジェクト」、センターコア内の「地区計画原則化」「特例容積率制度」など大企業・ゼネコンによる大規模開発を支援する誘導策や規制緩和を中止すること。

④超高層マンションの建設を見直し、抑制すること。居住する子ども、妊婦、高齢者等の健康・心理・生活、大震災等の防災対策、建て替え・更新の課題などの調査を行うこと。

58 過大な港湾整備、臨海開発の見直し

(1) 過大な港湾整備の見直し・耐震改修などの促進

①国際競争力強化の名による大深度バースなどの巨大港湾施設建設、および臨海道路南北線をはじめとした国際コンテナ戦略港湾づくりをすすめる過大な投資はやめること。

②横浜、川崎などの港と連携し、機能分担・機能の適正化をすすめること。

③港湾運営会社による港湾管理は中止すること。

④大企業に対し、大型バースの占用使用料、港湾環境整備負担金、入港料、大型船舶への係船料などの適正な負担を求めること。

⑤ふ頭の老朽施設の更新、耐震改修を早急にすすめること。

⑥ふ頭周辺の交通渋滞の早期解決にむけ、放置シャワー問題などを解決するために、シャワー駐車場やコンテナ置き場を東京都が責任をもって設置すること。また、既存の駐車料金を引き下げること。

⑦港湾公共施設のアスベスト除去をすすめること。民間施設については、その促進のために支援すること。

(2) 中小港湾業者の振興、港湾関係労働者の福祉厚生の充実

①都民生活の充実や中小企業の振興につながる東京港の物流機能の拡充を図ること。

②港湾振興策は中小港運業の振興、港湾労働者の雇用の創出と厚生施設を充実すること。

③中小港湾業者に対し、収益還元方式にもとづき埋立地貸付使用料の減額、水際加算金の軽減、長期・低利の融資を行うとともに、貸付地の権利金の分割納入を認めること。

④24時間フル稼働に対応する「東京港港湾労働会館」の建設をはじめ、港湾関係労働者のための住宅や宿泊所、休憩所や医療施設など福利厚生施設の整備を促進すること。

(3) 臨海地域開発の見直し

①臨海副都心地域は、未利用地の売却を中止し、都民合意で新たな活用策をつくること。

②「アジアヘッドクォーター特区構想」に基づき、カジノ・MICE・国際観光拠点誘致計画を中止すること。

③大型クルーズ船のための、青海への客船ターミナル設置計画は見直すこと。

59 都民施策優先の行財政運営への転換

(1) 不要不急の大型開発や税金の無駄づかいをやめ、都民施策を拡充する

- ①人口減少や超高齢社会が到来しつつあるもとの、右肩上がりの経済成長を前提とした巨大開発への投資は抜本的に見直すこと。
- ②外かく環状道路や、首都高晴海線、多摩新宿線など不要不急の高速道路建設、巨大港湾施設等の建設は凍結すること。
- ③生活密着型公共事業を拡大し、都民生活の質の充実とともに、中小業者の仕事確保、雇用拡大につながるようにすること。
- ④都債の発行を抑制し、借金返済の負担を軽減すること。
- ⑤都が負担する必要のない国直轄事業負担金などの支出をやめること。
- ⑥知事および都幹部の出張は、条例に基づいた支出とすること。とりわけ海外出張は精査し、支出を抑制すること。
- ⑦不況に苦しむ都民に痛みを強いる、公共料金や利用料・使用料の値上げはしないこと。公営企業に対し、税で負担・補てんすべき費用は、一般会計からの繰り入れをきちんと行うこと。

(2) 特別区の財政基盤強化

- ①2014年度の都区財政調整について、特別区の要望にこたえた需要算定を行うこと。

(3) 都民施策を拡充するための歳入確保対策

- ①法人事業税の超過不均一課税を1.2倍の制限税率限度額まで引き上げることをはじめ、都としてできる大企業課税を行い、巨額の内部留保をためこんでいる大企業に応分の負担を求めること。
- ②法人事業税の外形標準部分の拡大をすすめること。
- ③駅ナカビジネスに対する課税を強化すること。
- ④NTT、東京電力等の道路占用料を引き上げること。
- ⑤在日米軍に対する自動車税や個人住民税など地方税の非課税措置をやめること。

(4) 税財政制度について、国に対し以下の事項を要望すること

- ①消費税増税の4月実施は中止すること。都民の日常生活に欠かせない食料品や低所得者への消費税は非課税にすること。
- ②法人事業税の一部国有化の暫定措置を撤回するとともに、新たな法人住民税の国税化はしないこと。
- ③大企業に対する法人税減税を中止し、大企業優遇税制を抜本的に見直すこと。
- ④膨大な昼間人口にともなう行政需要等に見合う地方交付税などの財政措置を、東京都に対して実施すること。また、地方自治体への税源移譲をすすめること。
- ⑤婚外子の税法上の不利益・不公平を解消すること。

(5) 「構造改革」路線からの転換

- ①都民のための都立施設の廃止・民間移譲はやめ、必要な施設の新築、増設、改築等をすすめること。
- ②市場原理・経済効率最優先で、公共サービスを後退させる地方独立行政法人化、PFI制度や指定管理者制度の導入、民間委託はやめること。

③銀行の利益のために所有地を提供する土地信託の契約延長はやめ、貴重な所有地は都民のために使うこと。

(6) 都民サービスのための都職員体制の強化

- ①総定数抑制・公務員削減の方針をやめ、福祉、医療、教育をはじめ、都民サービス拡充のために必要な正規職員を増やすこと。
- ②団塊の世代の大量退職期をむかえているもとの、専門職や技術職の仕事の専門性が継承できるよう、計画的に採用・育成すること。
- ③所得を増やし消費をあたためる経済政策が求められているもとの、都職員の給与の引き下げはやめること。
- ④都職員の残業時間を減らすこと。残業代の不払い、サービス残業を根絶すること。
- ⑤管理職ポストの見直しを行い、縮小すること。知事、副知事、局長級の退職金制度の見直しをすること。
- ⑥都の非正規職員の給与、社会保険加入などの待遇を抜本的に改善し、正規職員への採用をすすめること。臨時職員の給与を時給1000円以上に引き上げること。専務的非常勤職員の5年での雇い止めをやめること。

(7) 公契約条例の制定、公契約改革の推進

- ①公契約法を早急に制定するよう、国に求めること。
- ②都として公契約条例を制定し、公契約にかかわる労働者の賃金を時給1000円以上にすることや、公共事業における中小業者の育成、品質確保などの都と事業者の責務を明確に定めること。
- ③中小業者、下請け業者に痛みをおしつける低入札をなくす対策を講じること。
- ④談合による不公正な入札・契約を一掃するため、指名停止期間の大幅延長、談合業者の排除など防止対策を抜本的に強化すること。

(8) 監理団体等の改革の推進

- ①都の監理団体および報告団体、開発型第3セクターなど、外郭団体の組織と運営は、透明性を高めるとともに、公益性・効率性の立場から抜本的に見直すこと。

(9) 都民参加、情報公開、民主的行政の推進

- ①重要な政策決定過程で都民の声が直接反映できるようにするために、住民投票制度を導入すること。
- ②事業の計画・実施過程において住民参加による「協議機関」を設けるなど、都民意見、都民合意形成のシステムをつくること。
- ③行政の監視、不正の摘発など権限を持った「行政監視員(オンブズマン)制度」を新設すること。
- ④都のすべての行政委員会、懇談会などの選任にあたっては、公募委員を加えるなど都民参加を徹底し、原則公開をつらぬくこと。
- ⑤都監理団体の情報公開をすすめるとともに、監理団体に指定されていない第3セクターや新銀行東京も情報公開の対象に加えること。
- ⑥同和行政を完全に終結させるとともに、「人権プラザ」は、地域産業従事者や地域住民の交流の場として改善し、同和問題啓発事業の拠点とさせないこと。
- ⑦都の情報公開の開示手数料を引き下げるとともに、コピー代の徴収をやめること。

〈17〉多摩・島しょの振興をすすめる

60 多摩格差の解消

(1) 市町村の財政基盤の強化

- ①「多摩振興プロジェクト」に基づき、多摩振興・多摩格差解消を都政の柱にすえ、新たな財政的枠組みを創設するなど、財政支援を強めること。
- ②市町村総合交付金を大幅に増額・拡充するとともに、配分にあたっては市町村の自主性、特殊性を尊重すること。
- ③区市町村振興基金を増額し、貸付利子の減免、低利貸付の対象の拡大を図り、借り換え制度の条件を緩和すること。
- ④国における福祉制度の大幅な見直しの動向をふまえ、福祉施策のいっそうの推進にむけ、市町村が実施する各種施策について積極的な財政支援を行うこと。とくに、待機児解消にむけた保育に関する支援の充実を図ること。
- ⑤市町村国民健康保険の健全化と保険料（税）の引き下げのため、財政支援を抜本的に拡充すること。
- ⑥市町村が行うことが困難な都民施策について、東京都が施策を直接実施したり、補完・代行するなど、重層的に都民サービスの向上を図ること。

(2) 防災対策の充実

- ①東京都の新たな被害想定では、多摩直下地震の場合、最大震度の地域が出ることに加え、震度6強の地域が多摩の4割に及ぶと予測されており、防災・減災体制の構築を急ぐこと。遅れている建築物の耐震化を促進すること。
- ②震災時におけるライフラインとしての飲料水を確保するため、水道管の耐震化を早急に推進すること。
- ③立川断層帯について、50メートル・メッシュで調査し、結果を「揺れやすさマップ」として視覚化し、公表することをはじめ、立川断層帯地震対策を抜本的に強化すること。
- ④土砂災害警戒区域の指定を早め、ハザードマップを作成するとともに抜本的な対策を具体化すること。
- ⑤多摩地域の丘陵地の造成対策、および急傾斜地など崩壊危険箇所の対策を促進すること。
- ⑥都が管理する中小河川の水害防止のため、雨水浸透施設の整備、雨水浸透ますの補助金の拡充、堤防整備など、都市型水害対策を抜本的に強化すること。また気象データの市町村への情報提供などの措置を講じること。
- ⑦消防署のない国立市、武蔵村山市、羽村市に消防署を早急に整備すること。支所・出張所の増設を推進し、建設用地を都費により取得すること。
- ⑧地域に対応した高規格救急車の導入と救急体制の充実を図ること。多摩西部地域等で搬送距離が長い地域には、特別な配慮を行うこと。
- ⑨消防団や自主防災組織が使用する施設等に対する財政措置を充実すること。

(3) 子育て支援策の充実

- ①子育て推進交付金総額の増額や子ども家庭支援区市町村包括補助事業における補助率の引き上げなど、支援策を拡充すること。
- ②多摩地域における二次医療圏ごとのNICU・周産期医療整備計画をつくり、体制強化を推進すること。
医療の不足している地域に都立・公立の小児病院を整備するなど、多摩地域の小児医療、周産期医療、障害児医療を拡充すること。
- ③小児科医師が対応可能な二次救急医療体制のいっそうの拡充を図ること。
- ④学童クラブ事業運営費の補助基準額が、市町村における学童クラブ事業費の実態に見合った額になるよう、都加算分を引き上げること。
- ⑤児童相談所の職員の増員と機能の拡充を図ること。また児童相談所を増設すること。
- ⑥子ども家庭支援センター事業にたいする補助制度を拡充し、市町村の超過負担が生じないよう見直しを図ること。
- ⑦乳幼児医療費助成、義務教育就学児医療費助成の所得制限を撤廃または緩和するとともに、補助率を引き上げること。義務教育就学児医療費助成の外来一部負担をなくすこと。
- ⑧公費による妊婦健康診査事業を継続・拡充すること。
- ⑨私立幼稚園児保護者負担軽減事業費補助を拡充し、所得階層区分の上限を設けず全世帯を補助対象にすること。入園料および幼稚園類似施設も補助対象にするとともに、均等割額、園児割額単価を増額すること。

(4) 保健、医療、衛生の充実

- ①公立病院運営事業補助制度、および施設整備事業に対する補助制度を拡充すること。
- ②救急医療に対する現行の補助制度に加え、東京ルールに参画するための医師確保など二次救急医療に関する新たな補助制度を新設すること。また、東京ルールの地域内調整医師確保料の単価を大幅に引き上げること。
- ③市町村が実施するがん健診事業に対する財政支援を実施すること。また、乳がん・子宮頸がん検診については、市町村によっては検診可能な医療機関がかぎられているため、都内の検診機関いずれでも受診可能とするなど改善すること。
- ④「医療保健政策区市町村包括補助事業」については、補助基準額および総上限ポイント数の引き上げなど拡充すること。
- ⑤都の保健所を増設・拡充すること。市移管された保健所への継続的な支援を行うこと。また、市町村の地域保健体制整備に対する財政措置を拡充すること。
- ⑥多摩地域に回復期リハビリテーション病棟を併設したリハビリテーション病院を整備すること。

(5) 高齢者福祉の充実

- ①後期高齢者医療制度の保険料の負担軽減、値上げ抑制のため財政安定化基金を活用するとともに、市町村および広域連合への財政支援を強めること。
- ②地域福祉区市町村包括補助事業については、補助基準額の増額、補助率引き上げなど拡充すること。成年後見あんしん生活創造事業の補助基準額を増額すること。
- ③市町村の老人保健福祉計画の実効性を確保するため、補助率の引き上げなどの財政支援を行うこと。
- ④シルバーパスの利用区域について、隣接県バス路線への拡大を行なうこと。多摩モノレールでシルバーパス、障害者無料パスが使えるようにすること。障害者に対し、シルバーパスと同じく民営交通パスを交付すること。
- ⑤配食サービスについて、地域の実情に応じて積極的な取組みが可能となるよう配食サービス事業の充実を

図ること。

- ⑥帰来先のない住所不定者等の養護老人ホームへの入所措置経費に対し、施設所在地の保険者の負担が重くならないよう都独自の補助制度を創設すること。

(6) 介護保険制度の改善

- ①保険料の負担軽減、値上げ抑制のため財政安定化基金を活用するとともに、市町村への財政支援を強めること。
- ②生計困難者にたいする介護サービス利用者負担軽減措置事業は、所得基準等の要件緩和、対象者の拡大など拡充すること。市町村が行っている低所得者の保険料・利用料減免を都として支援すること。
- ③特別養護老人ホームなど介護施設、介護・医療・見守りなどのサービス付き高齢者住宅の整備を促進すること。

(7) 障害者福祉の充実

- ①法内移行したデイグループ事業および心身障害者（児）通所訓練事業が安定して運営できるよう、都独自の運営費補助を実施すること。
- ②コミュニケーション支援、移動支援など、市町村が実施する地域生活支援事業にたいする財政措置を拡充すること。
- ③障害者施設、グループホーム等の整備、運営にたいする支援を拡充すること。
- ④発達障害者支援センター、盲ろう者支援の拠点、聴覚障害者情報提供施設、難病相談・支援の拠点等を多摩地域に設置すること。
- ⑤都立心身障害者福祉センター、口腔保健センター、福祉機器総合センター等を多摩地域に整備すること。
- ⑥市町村立障害者福祉センター、保健センターの建設費、用地費への補助を拡充するとともに、運営費補助を創設すること。

(8) 教育・文化・スポーツの充実

- ①小中学校の30人学級を計画的に実施すること。早期に、35人学級を小中学校の全学年にひろげること。
- ②多摩地域の小中学校の普通教室のクーラー設置に対する財政支援を特別に行うとともに、国の補助採択がされない場合は、都の補助率かさ上げを行い、市町村の費用負担を軽減すること。
- ③市町村立学校の耐震診断補強助成をI s値0.3以上の施設についても拡充し、早期にすべての学校施設の耐震補強を実現すること。また、老朽校舎の改築、改修、増築への補助制度を創設すること。
- ④学校図書館に専任司書を配置すること。配置されるまでの間、司書教諭の授業時間を軽減し、それともなう時間講師の配置への支援を行うこと。
- ⑤学級編成基準の弾力的運用（学級維持制度）を継続し、拡充すること。
- ⑥多摩教育センターの教育相談事業を充実させること。
- ⑦特別支援教育推進のための専門家、教職員の配置と人件費補助および施設整備の補助を行うこと。
- ⑧就学相談、機能回復訓練、教職員の研修などの機能を備えた心身障害児教育センターを多摩地域に整備すること。
- ⑨都立の社会教育施設（美術館、自然史博物館、文化会館など）を多摩地域に整備すること。

(9) 消費者支援の充実

- ①消費者被害救済と消費生活相談事業の充実を図るため、市町村に対する財政支援を拡充強化すること。
- ②東京都多摩消費者センターの窓口再開など相談体制を拡充するとともに、検査機器を備えるなど検査体制

の充実を図ること。

(10) 雇用就業支援の充実

- ①東京都立多摩職業能力開発センターの充実や東京しごとセンター飯田橋で実施している就職支援講習、「東京都緊急雇用創出区市町村補助金」に替わる新たな制度を創設すること。
- ②しごとセンター多摩からのアドバイザー派遣等により、市町村としごとセンター多摩の連携強化を支援すること。
- ③新規学卒者の支援をはじめ、市町村が実施する雇用就業支援事業に対するきめ細かい財政支援を実施すること。
- ④労働相談情報センターの八王子、国分寺の統合をやめ、増設と機能の拡充を推進すること。
- ⑤勤労者福利厚生施策の充実を図ること。中小企業勤労者互助団体等にたいする事業費補助制度を都として支援を強めること。

(11) 多摩地域の産業振興対策の充実

- ①多摩地域の新たな商工業振興プランを策定し、支援を強化すること。
- ②多摩テクノプラザの運営費予算を増額し、機能を拡充するとともに、産学公連携による技術・製品開発の支援など多摩地域の製造業振興への支援を強化すること。また多摩地域に複数のブランチを設置すること。
- ③都の創業支援融資枠を拡大し、市町村が独自に実施する創業支援事業に助成を行うこと。
- ④多摩地域の地場産業振興をすすめ、「東京ブランド」「多摩ブランド」を立ち上げること。
- ⑤広域的な産業交流拠点は、多摩地域の企業支援機関や市町村等の意見を積極的に取り入れ、早期に開設すること。
- ⑥商店街支援事業は、事業費を一時的に全額商店街が立て替えなければならないため利用困難な商店街が多く、また法人化されていない商店街においては代表者個人が一時借入れをしなければならない場合もあるため、補助事業実施については市町村が代理施行し、都へ補助申請を行う手法も可能となるようにすること。
- ⑦大型店や駅ナカ商業施設などによる地域商業への影響を調査すること。新たな超広域ショッピングセンターの出店から地域経済を守るための条例を制定すること。
- ⑧買物弱者支援モデル事業を早期に本格実施し、全市町村を対象とした補助メニューとして拡充すること。
- ⑨商店街を「地域の公共財産」と位置つけて魅力ある商店街をつくるため、財政支援、地域に密着した専門家の派遣、専門家による経営診断・相談など、公的支援を思い切って拡充し、継続した支援を行うこと。

(12) 多摩地域の農業・林業振興対策の充実

- ①食糧自給率を高める立場から、東京の農業を「基幹産業」として位置づけ、「都市農業振興条例」を策定するなど、農業支援を抜本的に強化すること。
- ②農地の土壌の放射能検査を実施するとともに、農産物への影響を継続して調査すること。
- ③生産緑地の追加指定の促進や宅地並み課税の見直しなど、営農が継続できるようなシステムを確立すること。市町村への指導・援助を積極的に行うこと。500㎡未満の農地について、生産緑地地区の指定が存続されるよう、面積要件を緩和すること。
- ④農業関係の試験場は直営に戻し、研究所機能を拡充すること。また各施設の充実をすすめること。
- ⑤遊休農地について、関係者の協力を得て農地、緑地を中心とした活用計画をたてること。
- ⑥各市町村と協力して、後継者の確保のため農地の斡旋、研修期間の生活援助など特別な手立てを講じること。林業従事者育成に早急に取り組むこと。

- ⑦多摩産材の活用を促進するため、安定した供給体制を確立し、公共施設や個人住宅への需要を拡大するための仕組みを整備すること。産出コスト削減を、都内中小企業、関係業者と連携してすすめること。剪定枝、間伐材を利用したリサイクル資源推進事業への財政支援を行うこと。
- ⑧老朽化にともなう電気柵の張り替え費用や、野生動物捕獲に必要な「箱わな」購入費について補助対象とするなど拡充すること。
- ⑨地産地消を生かした循環型農業、消費者と農業者との連携をすすめること。

(13) 多摩地域の緑と自然の保全対策の充実

- ①多摩地域に残されている谷戸・湧水・雑木林などが一体となり、多様な生物が生息できる自然環境の保全対策を強化すること。
- ②自然保護条例の改正で削除した市街地の保全を復活すること。里山など保全地域指定をすすめ、多摩地域に残された緑地を保全すること。
- ③開発の対象にされている都立自然公園を緑地保全地区に指定し、公有化をすすめること。
- ④良好な都市環境の形成、保全を図るため、生産緑地地区の買い取りの申し出が生じたときは、すみやかに財政措置をすること。
- ⑤緑地保全基金を設置し、多摩地域の緑地を保全すること。
- ⑥崖線以外の1区未滿の地域でも、保全地域に指定できるよう、面積要件の緩和と指定を推進すること。
- ⑦オオタカ、トウキョウサンショウウオ、オオムラサキなど絶滅が危惧される希少動物を保護し、生息地域を守ること。
- ⑧奥多摩湖の水質保全対策を強化すること。
- ⑨残堀川、野川、空堀川、黒目川等、都が管理する一級河川の清流の復活や水量の確保等を推進すること。

(14) 環境、ゴミ減量対策の充実

- ①太陽光・太陽熱をはじめとした再生可能エネルギー、燃料電池等の普及、建物や照明機器の高効率化やLED化をはじめとした省エネルギー対策、公共施設の屋上緑化・壁面緑化などをすすめる市町村や事業者に対する財政支援を実施・拡充すること。
- ②エネルギー自給に取り組む地域、団地・集合住宅等の取り組みを支援すること。
- ③多摩地域の一般環境大気測定局19カ所すべてで化学スモッグの測定ができるようにすることをはじめ、大気汚染対策を拡充強化すること。
- ④市町村の公共施設や民間住宅のアスベスト除去への必要な財政措置を講じること。
- ⑤生ゴミ資源化処理施設等の運営に対する補助制度を創設すること。
- ⑥容器包装物のストックヤードの整備、選別・圧縮施設などの施設整備費、用地費の補助を拡充すること。
- ⑦河川敷の放射線量調査を行い、必要な除染対策を行うこと。

(15) 公共交通の整備

- ①交通不便地域の解消をはじめ、遅れている多摩地域の公共交通の充実を図ること。市町村が実施している、コミュニティバス、ワゴンタクシー等に対して助成を行うこと。コミュニティバス運行費補助は、補助期間の延長・撤廃など拡充すること。
- ②シルバーパスを、多摩モノレール、および隣接県バス路線に適用すること。
- ③多摩都市モノレールに対する地元自治体負担を軽減すること。沿線学生の通学費の負担軽減のため、学割定期券、学割運賃を実施できるよう支援すること。
- ④京王線・小田急線の複々線化など、鉄道輸送力の増強、混雑緩和を図ること。

(16) 流域下水道の改善

- ①流域下水道の市町村の建設負担金を軽減し、維持管理負担金のとりすぎ分を返還すること。また、建設負担金のための起債の利子を補給する制度を新設すること。
- ②地方債利子補給制度の創設、維持管理費に対する補助の新設や町村の公共下水道の整備にたいする特別の財政措置など、公共下水道事業への補助を改善・拡充すること。
- ③「多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画」で、単独処理区の流域下水道への編入が位置づけられた八王子市、立川市、三鷹市は、施設の老朽化対策など編入に多大な経費がかかるため、技術的支援、財政的支援を行うこと。

(17) 住民本位のまちづくりの推進

- ①圏央道、外郭環状道路などの幹線道路計画を見直し、業務核都市・拠点整備などの大型開発、ミニ都市再生事業をおしつけないこと。
- ②稲城・南山開発を中止し、住民本位のまちづくりをすすめること。
- ③交通量が急増している多摩地域での歩道整備など交通安全対策を充実し、信号機の設置予算をふやし、要望に応えられるようにすること。
- ④第二次交差点すいすいプランの早期整備をはかり、次期計画を策定すること。

6 1 大島町の復旧・復興支援をはじめ、島しょ振興の推進

(1) 大島町の土石流災害からの復旧・復興の支援

- ①土砂災害防止法に基づき、急いで専門家の知見を集めて、島内の危険箇所の詳細調査を実施して、公表するとともに、町と連携してハザードマップを作成し、安心して住み続けられる見通しを示すこと。
- ②住宅再建や農業再開にむけて、個人所有の土地活用の見通しを急いで明確にするとともに、使用不可能な私有地の代替地の確保や、都として買い上げなどの検討をおこなうこと。観光産業をはじめ、島の産業復興の計画を作成し、積極的に支援を強めること。観光客への宿泊料助成を行うこと。
- ③全壊、半壊の住宅再建への支援強化（国の支援金への都独自の上乗せ、長期無利子など）とともに、倒壊家屋・ガレキの撤去費用などへの財政支援をおこなうこと。店舗、事務所など住宅以外の被災建物の再建に対しても支援を行うこと。
- ④被災者の要望をよく聞き、仮設住宅、永住できる公営住宅の建設を急ぐとともに、大島町の建設業者を極力活用すること。町が標準建設費を超えて町営住宅を建設する場合、差額を補助すること。
- ⑤仕事を失い、収入が断たれた人への支援、生活保護の受給者の義援金支給を差し引くことがないよう配慮すること。
- ⑥被災者、親族などの船賃のさらなる減免のための支援をおこなうこと。
- ⑦親の死亡、失業などで経済的支援が困難になった大島出身の都内在住の学生（大学・高校・中学）への支援を行うこと。
- ⑧職を失った町民の就職支援を強化し、復旧・復興に当たって公共工事などは、町民の仕事確保と結びつけてすすめること。
- ⑨土砂や流木で被害を受けている漁港など漁業資源の調査を都として実施し、現状把握に基づいた支援を早急

に具体化すること。

⑩災害ボランティアへの船賃の助成や温泉入浴券の支給を都として行うこと。

(2) 島しょ振興計画の実施にともなう財政支援

①新たに策定された「東京都離島振興計画」の実現に必要な財政支援策を強化すること。

②島しょ振興公社に対する貸付金を増額すること。市町村総合交付金については、島しょの特殊性にもとづき配分を増額すること。

③簡易水道整備補助の補助率の引き上げ、補助枠を拡大すること。

④観光産業振興をふくむ「地域力創造推進計画」に対する都の補助制度の拡充、低利の融資制度を創設すること。特産品の開発・研究に対し援助を拡充すること。

(3) 地震・津波・噴火、風水害をはじめとした防災対策の充実

①南海トラフ地震による津波のシミュレーション、土砂災害のハザードマップの作成などを急ぎ、避難施設の整備などハード、ソフト両面での対策を抜本的に強化し、支援を強めること。

②東海地震防災対策強化地域および東南海・南海地震防災対策推進地域の指定にともなう防災対策に対する財政支援を行うこと。

③防災行政無線施設、備蓄倉庫および飲料貯水槽など防災対策の強化をはじめ、島しょ地域の安全・安心にかかわる財政支援を強化すること。

④すべての島に地震計、震度計をきめ細かく配置するなど、地震・津波の予知・観測体制を抜本的に強化すること。また、津波情報伝達の自動化を図ること。

⑤防災行政無線の維持管理及び個別受信機設置への都独自の補助を確立するなど、大規模災害時の島しょ地域における情報通信手段の確保対策を強化すること。

⑥群発地震をはじめ、島しょ地域の地震の研究を進め、対策を協議する機関を設置すること。

⑦機器の充実や専門の人員の配置などを図り、火山活動の常時監視体制を構築すること。

⑧大島の豪雨・土石流災害の経験を生かし、人家のある危険な場所の堆積工のかさ上げなど土砂災害対策の強化とともに、島しょ地域に集中豪雨防災対策用レーダー雨量計を設置すること。

⑨島しょ地域の放射能対策の強化として、土壌、海水、海底土、農林水産物等の放射能測定を強化し、必要な除染をすすめること。

(4) 生活環境整備の促進

①新島嶼会館の開館にともなって、いっそうの利便性を確保するとともに、利用料負担増とならないよう都として援助を行うこと。

②島しょ地域におけるバスの生活路線運行費補助を創設すること。公営バス事業の赤字解消のために財政補助等の支援を行うこと。また、車を持たない島民の足の確保のために、福祉バス、デマンドバス、乗合タクシーなどの施策導入のため、ノウハウをふくめた支援をすること。

③ダンボール、古紙、家電リサイクル、廃タイヤ等の島外搬出にともなう海上運賃に対する都独自の補助制度を確立すること。

④地上デジタル放送受信不可能となる自治体・住民にたいして、情報格差解消を国へ働きかけるとともに、都としても財政支援を行うこと。また、観光地にとって欠かせない携帯電話の不通地域を解消すること。

⑤島しょ北部（利島、新島、式根島、神津島）に、光ファイバー回線を早急に設置すること。

⑥島しょ地域の管理型最終処分場の整備事業等については、自然環境への影響の防止対策を強化するとともに、財政援助を行うこと。

(5) 港湾・空港・道路などの整備促進

- ①島しょ貨物運賃補助について、野菜・果物に加え、一般食品、特産品、石油・ガソリン等、補助対象品目を拡大すること。また、全国の離島の中でも割高なガソリン価格については、実効ある値下げ対策を行うこと。
- ②伊豆諸島に就航している老朽化した大型貨客船の後継船建造の助成を国に求め、長崎県のように無償で供与すること。
- ③各港湾・空港及び待合室における障害者・高齢者バリアフリーを実施すること。
- ④ジェットフォイルの安定就航のために、港内外の整備を行うこと。
- ⑤本土および島間定期航路の充実・整備を図るとともに、都独自に助成を行うこと。また、航路の欠損額への補助についての国の全国一律単価方式については、人件費、離島の距離を考慮するなど、見直しを求めること。
- ⑥国の離島航路補助の拡充を求めるとともに、都として、島しょ海路・空路を「都道」として位置づけ、船賃・航空運賃の値下げに向けた実効ある支援策を具体化すること。
- ⑦利島村の防波堤岸壁の建設を促進すること。
- ⑧新島村の若郷漁港、海岸保全事業のなかで、台風等により集落に海水雨が降ったり、大波が陸地に押し寄せ家屋まで浸水するケースも出ており、対策をとること。また、港内の静穏域を確保すること。
- ⑨新島羽伏浦港を、悪天候でも港湾の静穏域を確保し漁船を安心して係留できるように整備すること。新島村若郷漁港に設置されたジェットフォイル用の専用栈橋を早急に接岸できるように整備すること。
- ⑩羽田～八丈間の航空路線について、直通4便を確保すること。
- ⑪式根島野伏港湾内の出入口付近の波浪防止対策の早期整備、野伏港内の静穏域を確保すること。
- ⑫御蔵島港の整備を促進すること。

(6) 介護・医療体制の確保と福祉の充実

- ①公立病院・診療所運営費補助、施設整備補助の増額、医療機械器具購入への補助を行うこと。医師給与費補助の引き上げと看護師等医療・救急職員の給与費への補助を行うこと。
- ②医師・看護師・保健師の確保を強化するとともに、救急医療事業に対する補助制度を拡充すること。
- ③各種検診、健康診査を充実・強化すること。定期・臨時予防接種費補助基準額を引き上げるとともに、予防接種医師の派遣を充実すること。
- ④町立八丈病院で白内障の手術ができるように、都として支援すること。
- ⑤専門医による健康管理巡回定期検診を充実させ、引きつづき実施すること。
- ⑥救急ヘリコプター用の医師の緊急同乗派遣体制を確立すること。
- ⑦心身障害者、高齢者、児童福祉等、島しょ地域における巡回相談を充実させること。
- ⑧都立広尾病院は都立直営を堅持して拡充し、病院の宿泊施設を増設するとともに、利用しやすくすること。地元町村での申し込み、都立病院以外の医療機関に通院する患者や家族の利用など、運用の弾力化を図ること。
- ⑨一年間に多数回、島外病院に治療、検診等で通院する島民への航空運賃助成をすること。
- ⑩島外で長期入院している寝たきり患者がたらいまわしにならないよう、受け入れ施設のない島の現状を踏まえた対策を講じること。受け入れ施設の斡旋についても努力すること。
- ⑪人工透析治療について、すでに導入している町村医療機関への専門医の派遣、新たな導入に向けた町村への支援、導入できない村で島外治療を受けている患者への生活支援などの具体化を図ること。高齢化している透析患者の送迎への補助を行うこと。

- ⑫物価が都内とくらべても高い状況をふまえ、生活保護費を少なくとも都内並みに増額できるよう措置を行うこと。
- ⑬式根島に多機能型の介護老人福祉施設を設置できるよう、支援すること。
- ⑭高校卒業までの医療費無料化を実施できるよう、島しょの町村に対し財政支援を行うこと。
- ⑮利島にし尿処理場を建設するための支援をおこなうこと。

(7) 教育条件の整備・充実

- ①小学校の複式学級を解消すること。
- ②小規模中学校でも1教科1担任制を完全に確立すること。
- ③寄宿舎の専任舎監や養護教諭、学校司書をはじめとする高校への教職員の増配置を図ること。
- ④少人数授業のための教室不足の解消や改修が必要な施設・設備の改善を図ること。
- ⑤部活動の遠征に対する助成を拡充・強化し、都内遠征にあたって低料金で利用できる宿泊施設を確保すること。
- ⑥島しょの実情に即した特別支援学級の設置を認めるとともに、特別支援学級の教員配置の充実を図ること。
特別支援教育のためのサポート教員や、施設整備への補助を行うこと。
- ⑦特別支援学校分教室を設置し、重い障害のある児童生徒への特別支援教育の充実を図ること。
- ⑧八王子特別支援学校などに就学している障害児の帰省費は、小中学部生だけでなく、高等部生にも支給すること。
- ⑨島で働く教職員が長期的に安心して教育に専念できるよう、給与や手当の支給等での待遇を改善し、都内勤務者より年収が少なくなる「逆転現象」を解消すること。旅費や移転料を実態に即した合理的なものに改善すること。教員免許の更新にかかる交通費・宿泊費などの負担をなくすこと。

(8) 農林業振興対策の充実

- ①島しょ地域の特産物の販路をひろげるため、都の広報やテレビでの紹介を強化すること。都施設での活用・販売などを促進すること。
- ②試験・研究機関をいっそう充実させるとともに、花き振興のための「花の品種改良増殖研究施設」を設置し援助すること。
- ③花きなどの生産・運搬に必要なビニール・パイプ、段ボールなどの船舶貨物運賃に対し補助すること。
- ④山村・離島振興施設整備事業（ストロングハウス等）を、さらに推進すること。
- ⑤農業用機械器具、およびネットハウス施設整備に対し助成を行うこと。
- ⑥農・漁業などの近代化資金は、金利を引き下げるとともに、低金利資金への借り換えを容易にすること。
- ⑦森林および椿林等の害虫駆除の助成措置をとること。カシノナガキクイムシの防除対策を実施すること。
また、野生の猿、鹿、キョン、ヤギ、リス、キジなどによる被害対策を強化すること。
- ⑧災害用の備蓄木炭を増やすとともに、木炭の新規用途を開拓し、林業の振興を図るようにすること。とくに備長炭の需要増に対応するために、ウバメガシの植林をして樹種転換をはかり、原木確保の助成を行うこと。
- ⑨利島村のモノラックの敷設整備に助成を行うこと。
- ⑩土石流の災害を受けた大島町の「椿林業再生」を図るため、優良品種の増殖など、都の試験研究機関の研究指導体制をいっそう強化すること。

(9) 水産業振興対策の充実

- ①小笠原諸島など東京都の200カイリ海域における資源管理型漁業の振興を図ること。そのための資源調

査や漁業経営、技術開発などへの支援を抜本的に強化すること。

- ②漁業経営を守るために、経営改善資金、漁船建造資金、不漁対策資金などの利子補給を行う沖合漁業育成対策事業を継続すること。また、漁業共済制度の掛け金の補助を行うこと。
- ③島しょ水産振興にとって欠かさない島しょ農林水産総合センター八丈島事業所の職員の増員と、全面改修をすること。
- ④漁業用機械器具施設、漁網等購入に対し助成を行うこと。
- ⑤燃料の高騰で深刻な経営難に陥っている漁業者に対して、燃料費の助成を行うこと。
- ⑥栽培漁業センターの充実を推進し、養殖場、稚貝・稚魚の放流、も場の回復等、栽培・管理型漁業の育成へ助成を強化すること。
- ⑦投石事業、大型漁礁、人工漁礁、伊勢エビ漁礁、トコブシ漁礁の増殖造成事業など、漁場整備を促進すること。また、浮き漁礁設置の事業化を図ること。
- ⑧巻き網試験操業の実態調査を、都として行うこと。他県船によるキンメ漁などの夜間操業を規制すること。また、密漁の取り締りを強化すること。
- ⑨島しょの農漁業生産物の販路拡大に効果のあるCAS冷凍法（農漁業生産物の細胞を壊さず冷凍する）の導入に対する補助制度を創設すること。
- ⑩漁業協同組合への財政支援および人的支援を行うこと。

(10) 観光産業対策の充実

- ①島しょ地域における自然と調和し、連携した観光産業を推進すること。
- ②島しょ関連団体等による、旅行者誘致にむけた各島の広域連携を推進すること。
- ③観光振興のために行う主要催事に大幅な助成を行うこと。また、島のイベントを広く都民に周知するために、都の広報、テレビ、ラジオなどでの宣伝をいっそう強化すること。
- ④観光用標識、遊歩道、休憩所、公衆便所、駐車場、山小屋など、自然公園の整備に関する財政支援を強化すること。都が実施する公園や歩道、トイレ等の整備は、観光地にふさわしい内容となるよう十分検討すること。
- ⑤宿泊施設等の改修への補助制度を確立すること。
- ⑥観光シーズンオフにおける集客対策事業にたいする専門的指導及び財政支援を行うこと。

(11) 新たな小笠原諸島振興開発計画策定に向けた振興対策の充実

- ①世界自然遺産登録を受け、希少植物、希少鳥類などの保護をはじめとした自然環境保護対策を強化し、都として財政措置を行うこと。
- ②航空路開設など小笠原への交通アクセスについては、地元村および住民と十分協議してすすめること。
- ③農業待機者に農地として都所有地を開放するとともに、国有地の開放を働きかけること。また、私有地買い上げなど都所有地の拡大をはかり、農地として使えるよう農道、農業用水の整備を急ぐこと。
- ④父島の野生のヤギ駆除対策を抜本的に強化すること。野生のヤギを素材とした新しい畜産業の開発に援助すること。
- ⑤営農運転資金を拡充すること。新規就農・漁業者の就農、漁業支援金など事業立ち上がり特別助成を講じること。漁船の大型化、改造のための資金貸付を拡充すること。
- ⑥特産の農産物、果樹、観葉植物、水産物などの研究開発機関を拡充し、その成果を普及すること。また、農業改良普及員等を配置し、農業者への援助が十分できるようにすること。
- ⑦人口の確保や産業の振興のために、都営住宅の建設・建て替えを促進し、高齢者向け住宅を建設すること
- ⑧父島の診療所の建て替えにあたり、島内で出産できる体制を確保すること。

⑨生活物資輸送費補助については、住宅建設資材をふくめ対象品目を拡大すること。

⑩産業廃棄物の不法投棄の取り締りなど対策を急ぐこと。

(12) 三宅島復興への支援、村民の生活と営業再建への支援の充実

①きびしい条件のもとで復興事業にあたる三宅村の要請に積極的にこたえるとともに、財政支援を引き続き行うこと。また、国に対していっそうの支援を求めること。

②中長期の「三宅島産業復興計画」を住民参加で策定し、次世代を担う島民が展望をもって再建にあたるよう強力に支援すること。

③自然環境に悪影響をおよぼすバイクフェスタは中止すること。

④島内経済が回復するまで、国と協力し、高齢者の公的就労を実施すること。

⑤住宅再建支援については、被害や被害者の生活実態をふまえ、高濃度地区全面解除までは延長すること。また、限度額を引き上げること。住宅再建のための10年間据え置き、長期返済の無利子貸付を行うこと。

⑥特別養護老人ホームは、高齢者が介護サービスをきちんと受けられるよう、サービス体制の確立や保険料・利用料の減免など、都として対策を講じること。

⑦脱硫装置の設置を、高感受性者に限定せず、希望者全員に対象を拡大し、公的負担で設置すること。

⑧三池港、錆ヶ浜港の船客待合所のさらなる整備を行うこと。

⑨高濃度地区居住者など住宅が使用できない島民の住宅ローンの返済の延期、利払いなどの負担軽減を金融機関に働きかけるとともに、都として支援を行うこと。

⑩小規模商工業者など自営業者の事業再開のための助成を行うこと。

⑪火山ガスに強い農産物の研究・開発をすすめること。火山ガスによる著しい被害を受けた場合、救済措置を講じること。

⑫伊ヶ谷港の安定就航のための栈橋延長を継続すること。定期航路船が常時就航できるよう、バス発着場に潮が上がらないようにすること。特定日的岸壁の延伸整備、沖合への離岸堤の建設、船客待合所や駐車場の整備を行うこと。

⑬高速ジェット船の三宅島への就航をすすめること。

⑭200カイリ漁業や栽培漁業など、長期的展望をもったあらたな漁業の開拓のため、都の試験研究機関をはじめ支援体制を確立すること。

⑮火山岩が海中に入りトコブシ、天草、魚類等に打撃的影響を与えており、実効ある支援策を具体化すること。

⑯三宅島三七山周辺などの流木の処理を速やかに行うこと。三池浜の波よけコンクリートの根本の保全を図ること。

⑰島民がかかえている債務の償還期限の延長、利子補給の継続など関係機関にはたらきかけること。帰島後の営業再開のための新規融資の希望に応え、今後も無担保無保証人融資を都として実施すること。

⑱津波や大きな台風など緊急時に備え、大久保浜の避難道路の確保・整備を急ぐこと。

⑲三宅島伊ヶ谷漁港の護岸整備工事を前倒しで早期に完成させること。災害時の避難のための伊ヶ谷港への避難道を整備すること。

⑳老朽化している三宅島の火葬場の更新のために支援をおこなうこと。

㉑阿古漁港の接岸施設の安全性を確保するため、岸壁の更なる延伸及び荷さばき等の施設の整備をすすめること。

〈18〉非核・平和の東京を実現する

6 2 米軍基地のない非核・平和の東京の実現

(1) 米軍基地の全面返還

- ①米軍輸送機オスプレイ配備の検討・計画を許さず、撤回するよう日米政府に強く要請すること。
- ②横田基地への航空自衛隊航空総司令部の移転、日米共同統合運用調整所の設置による日米軍事一体化を中止するよう、国に働きかけること。
- ③横田基地の固定化につながる「軍民共用」計画は撤回し、すべての米軍基地の全面返還を求めること。横田基地の管制空域を全面的に返還させること。
- ④基地跡地の平和利用計画を住民参加でつくること。そのため米軍基地関連自治体、学識経験者、住民代表等をふくむ協議機関を設置すること。都として住民要求調査にとりくむこと。
- ⑤赤坂プレスセンターの使用中止、米軍に不法占拠されている都立青山公園敷地の即時返還を実現すること。多摩サービス補助施設などについても返還を求めること。

(2) 基地の危険と騒音から都民の生命、生活、環境を守る

- ①米軍機事故や、米兵およびその家族等による交通事故、犯罪などの根絶にむけ実効ある対策を求めること。
- ②軍艦載機離発着訓練(NLP)は即時全面禁止させること。横田基地の超法規的な低空飛行をやめさせること。
- ③横田および厚木基地周辺の防音工事対象地域の縮小をやめさせ、対策を拡充させること。
- ④横田基地周辺の土地利用制限を定めた「クリアゾーン」「APZゾーン」について、横田基地の具体的方針を明らかにさせ、当該地域内の住宅、医療・福祉・教育施設、集会施設、公共施設、商業地区等の配置の実態を把握し、国にも協力を求めること。
- ⑤地对空誘導弾パトリオット3ミサイルの米軍基地および自衛隊基地、公園等への配備・展開に反対すること。
- ⑥放射性物質を搭載した米軍機による横田基地使用の実態を掌握するとともに、放射性物質搭載米軍機には横田基地使用を禁止するよう米軍に強く求めること。
- ⑦自衛隊立川駐屯地のヘリコプター等が、国と立川市との協定に定められた高度、ルート、時間帯などを遵守するようにさせること。市街地上空でホバリングなどの訓練を実施させないこと。

(3) 防災訓練の政治的・軍事的利用を許さない

- ①東京都の防災訓練に米軍参加の要請をしないこと。

(4) 非核・平和の東京を

- ①核も基地もない平和な東京にするために「東京非核・平和都市宣言」を行うこと。さらに、東京湾関係自治体にも呼びかけて「非核・平和東京湾宣言」を行うこと。
- ②都が所有する資料や新たに発見された資料、犠牲者の氏名などもふくめた、東京空襲の新しい記録集を2015年(終戦70年)までに作成すること。
- ③平和への願いを発信する「東京都平和祈念館」(仮称)をすみやかに建設すること。

- ④都の「平和の日」の企画を「都民平和アピール」の趣旨にもとづき充実すること。
- ⑤都の空襲関係担当部署の連携を強化するとともに、総合的な窓口を設置すること。空襲犠牲者名簿搭載への呼びかけを強化するとともに、名簿は原則公開にすること。
- ⑥第五福竜丸展示館の資料・解説の充実を図ること。
- ⑦硫黄島の遺骨収集を促進すること。小笠原村に硫黄島連絡所・宿泊所の建設をすすめるなど、旧島民・遺族・遺骨収集団などの硫黄島への往来を積極的に支援すること。

(5) 被爆者援護の充実

- ①都内在住被爆者と被爆二世の調査を実施し、施策に反映すること。
- ②高齢被爆者を対象にした相談事業の水準が保たれるよう、被爆者健康指導事業委託費を実態に見合っ増額すること。
- ③被爆者一般健康診断を拡充し、甲状腺機能（TSH、FT3、FT4）、副甲状腺機能（PTH）、腹部超音波、骨粗しょう症、肝炎ウイルス、歯科、HDLコレステロール、中性脂肪、尿素窒素、総タンパク、クレアチニン、ヘマトクリット、血小板など検査項目を増やすこと。
- ④被爆者がん検診を拡充し、前立腺がんPSA、血清ペプシノゲン、CEAなど腫瘍マーカーの検査を追加すること。胃がん検診を、レントゲンか内視鏡かを選択できるようにすること。乳がん検診、子宮がん検診を受けられる健康診断指定医療機関を各区市1ヶ所以上に増やすこと。がん検診を委託している医療機関を利用できる時期をひろげること。
- ⑤被爆者二世の医療費助成は、脳出血、心筋梗塞発作時の緊急治療や、各種がんの確定診断が出るまでの高額な医療費などについて、発症時までさかのぼって助成を行うこと。また、医療証の更新期限を廃止すること。
- ⑥国に対し、被爆二世医療費助成制度の創設を働きかけること。
- ⑦被爆二世の健康診断を拡充し、検査項目を増やすこと。
- ⑧都内被爆者などの被爆体験を都として収集し、都庁、都立図書館・文化施設、公立小中学校、大学等で保存・展示するなど有効活用すること。都として被爆証言DVDを作成し、保存、貸し出しを行うこと。
- ⑨被爆者団体が都庁で開催する原爆展開催に、財政支援を行うこと。

以 上